

令和 5(2023)年度
自己点検・自己評価報告書



令和 6（2024）年6月
東北文化学園大学

令和 5(2023)年度自己点検・自己評価報告書

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	0-1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	1-1
基準 1. 使命・目的等	1-1
基準 2. 学生	2-1
基準 3. 教育課程	3-1
基準 4. 教員・職員	4-1
基準 5. 経営・管理と財務	5-1
基準 6. 内部質保証	6-1
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	A-1
基準 A. 地域・社会との連携	A-1

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

本学園の設立は、東北大学名誉教授鈴木廉三九氏を設立代表者として、「学校法人寄附行為認可申請書」を、昭和 53(1978)年 2 月 10 日付けで宮城県知事に提出したことに遡り、同年 3 月に「学校法人東北文化学園」の設立が認可されている。設立趣意書には「学校法人東北文化学園は、民主国家建設の礎となり得るような民主的国際人の育成を目的に設立」と記されていた。

また、平成 9(1997)年 9 月 30 日付けで文部大臣に提出された東北文化学園大学設置認可申請書には、「絶えざる技術の進歩、高度情報化、国際化、高齢化の進む中で、学問・研究を通じて、自ら考える力と習慣を身につけ、必要な専門技術を修得した人材の育成を目指し、もって新世紀に生じうる未経験のさまざまな問題に対応して豊かな将来社会の開拓に寄与すること。」という文章が、東北文化学園大学（以下、「本学」という。）設置の目標として記されていた。本学では、大学の設置以来この文章を建学の精神にとり取り扱ってきた。

平成 25(2013)年、学長の土屋滋氏が理事長に就任し、より簡潔で明確な建学の精神を新たに定めたいとの機運が高まり、検討が重ねられた。

令和元(2019)年 5 月 28 日開催の理事会にて、学校法人東北文化学園大学の建学の精神を新たに「輝ける者を育む」と定めることとし、令和元(2019)年 6 月 1 日に開催された学校法人東北文化学園大学創立 40 周年記念式典において周知した。また、建学の精神の策定に合わせて、建学の精神に基づく人物像を「『輝ける者』とは、自立した力を持ち、他者とのかかわり合いながら未経験の問題に答える人」として定めた。

2. 教育理念

本学では、建学の精神を実現するための教育理念として、以下の 5 項目を掲げており、各学部学科・研究科の教育目的や、大学全体あるいは各学部学科・研究科で定める 3 つのポリシー策定の基本となっている。

(1) 豊かな人間性と創造力の養成

専門技術・知識を習得し、独自に工夫・応用できる創造性を育成する。同時に、豊かな人間性と愛情をはぐくむ。

(2) 専門技術の研鑽

専門技術の学問としての確立と研究の推進を行い、あわせて、実社会の需要に積極的に応えられる技術と情熱を持つ人材を育成する。

(3) 国際性豊かな人材の育成

高い識見と専門技術を生かし、多様な世界との文化・技術交流に積極的に取り組むことのできる国際性豊かな人材を育成する。

(4) 社会の一員としての自覚と問題解決能力による貢献

国際社会、国家、地域社会の一員としての役割、責任を自覚し、社会に対する洞察力と問題解決能力をもって、進んで社会貢献に参加する人材を育成する。

(5) 地域社会とともに発展する大学

地域社会との交流を活発に行い、同時に職業人の再教育、編入学、科目等履修生及び社会人の受け入れなど、生涯学習に対応する。

3. 使命・目的

以上のような経緯、建学の精神、教育理念を踏まえて、本学の使命・目的については、本学学則第1条及び大学院学則第2条において、以下のように定めている。

表 I-1 東北文化学園大学の目的

東北文化学園大学学則 第1条
東北文化学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神である「輝ける者を育む」に則り広く豊かな教養と専門的知識・技術を身につけ、地域社会に根ざし、国家と人類社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

表 I-2 東北文化学園大学大学院の目的

東北文化学園大学大学院学則 第2条
本大学院は、健康で文化的な生活の創造に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域と文化の発展に寄与することを目的とする。

4. 大学の個性・特色等

○医療系、社会科学系、工学系の学部構成

本学は、令和3(2021)年4月に現代社会学部現代社会学科を新設し、総合政策学部総合政策学科を経営法学部経営法学科に、科学技術学部を工学部に、名称の変更を行った。その結果、医療福祉学部はリハビリテーション学科(4専攻)及び看護学科の2学科、現代社会学部は現代社会学科1学科(2専攻)、経営法学部は経営法学科1学科、工学部は知能情報システム学科、建築環境学科及び臨床工学科の3学科、大学全体では4学部7学科の構成となった。大規模ではないものの医療系、社会科学系、工学系を擁する東北唯一の構成を持つ私立総合大学であることが本学の個性・特色となっている。

○輝ける者を育む全学共通教育「輝ける者 Principle」

建学の精神「輝ける者を育む」に基づいて全学共通教育をより一層強化させるため、令和2(2020)年度から新たな全学共通教育プログラムとして、生涯にわたり学ぶ姿勢を身につける初年次教養教育「探求・理解プロジェクト」と専門的な学びの礎となる初年次教育「育みプロジェクト」とから成る全学共通教育「輝ける者 Principle」を開始した。

教養教育「探求・理解プロジェクト」には、総合大学の特色を活かし、様々な分野の教員たちがチームをつくり、豊かな人間性と生涯にわたる学ぶ姿勢と考える力を育むカリキュラムとして、学部を横断した7つの科目(「輝ける者」「生命(いのち)を考える」「現代社会を視る」「人間文化探求」「生活の中の科学」「地域活動・ボランティア」「ボランティア探求」)を設けている。学部を超えた教員チームにより、多彩な教育的アプローチが展開される。「輝ける者」は地域活性化の課題を実社会に求め学生自ら提案実践し、医療系の「生命を考える」、社会科学系の「現代社会を視る」「人間文化探求」及び工学系の「生活の中の科学」は俯瞰的な視野を育て、「地域活動・ボランティア」「ボランティア

探求」は被災地における人と地域の再生・復興に活躍するボランティア精神を育む。

初年次教育「育みプロジェクト」は、自ら課題を見出し、自身の考えと他者の考えを擦り合わせながら最善の解を導き出す、能動的な学びを育むカリキュラムとして、全学共通の理念に沿った教育プログラムで、学科専攻の特徴を活かした内容と方法で実施される。全学共通の評価規準「育みループリック」により、基礎力（言語スキル、数量スキル、情報スキル）、思考力（論理的・批判的思考力、問題発見・解決力）、実践力（自律的活動力、人間関係形成力）の3観点に基づき「能動的な学びのスタイル」を醸成する。

○多職種連携教育の推進

平成 28(2016)年度に、科学技術学部(現・工学部)に臨床工学科を開設し、医療福祉分野の教育研究がさらに充実した。

以上のことを踏まえ、本学は地域に根差した多職種連携を重視し、医療福祉系の9つの専門職（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床工学技士）を目指す学生がともに学ぶ「専門職連携セミナー」と名付けた合同実習報告会を実施している。学生が自らの専門性を明確にするとともに、他の専門職との相互理解を深める教育を提供しており、東北地方では他に類を見ない医療福祉職連携を学べる大学となっている。

○大学院健康社会システム研究科ナースプラクティショナー養成分野

同研究科の健康福祉専攻博士前期課程2年の課程に設けられた「ナースプラクティショナー養成分野」は、保健師助産師看護師法に基づく「特定行為研修の指定研修機関」として厚生労働大臣から指定を受け、平成 28（2016）年4月から厚生労働省令に規定された21区分38行為すべての特定行為について研修を開始した。38の特定行為全てについて東北地方で最初に指定された機関であり本学の特色となっている。令和 5(2023)年度までに110人の修了生を全国の医療機関に輩出している。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

本学の沿革（年表）を表Ⅱ-1に示す。

本学の前身は、昭和 53(1978)年 3 月学校法人東北文化学園として設立認可され、同年 4 月宮城県仙台市本町に専修学校として開校された宮城デザイン専門学校に遡る。平成 4(1992)年 12 月には文部省から東北科学技術短期大学の設置が認可され、平成 5(1993)年 4 月に同短期大学を開学した。

平成 10(1998)年 12 月には、同短期大学を改組転換する東北文化学園大学の設置が認可され、法人名も現在の学校法人東北文化学園大学に変更、平成 11(1999)年 4 月、本学は、医療福祉学部リハビリテーション学科及び保健福祉学科、総合政策学部総合政策学科、科学技術学部応用情報工学科及び環境計画工学科の 3 学部 5 学科の体制で開学した。その後、医療福祉学部には、平成 20(2008)年 4 月にリハビリテーション学科言語聴覚学専攻及び視覚機能学専攻、平成 22(2010)年 4 月に看護学科を設置した。さらに、平成 28(2016)年 4 月に科学技術学部臨床工学科を設置した。

大学院は、平成 15(2003)年 4 月に、「健康で文化的な生活の創造に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域と文化の発展に寄与する」ことを目的として修士課程を設置した。平成 19(2007)年 4 月には、健康社会システム研究科博士課程前期 2 年の課程及び博士課程後期 3 年の課程に課程変更をした。平成 23(2011)年 4 月、厚生労働省が進めている「特定看護師(仮称)養成調査試行事業」に対応した「ナースプラティクシヨナー養成分野」を大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻博士課程前期 2 年の課程に開設した。さらに、同分野は平成 28(2016)年 2 月、厚生労働大臣から保健師助産師看護師法第 37 条第 2 項第 5 号に定める特定行為研修指定研修機関として指定された。

平成 29(2017)年 9 月には、東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニックを開設した。同クリニックは、地域の障害児への治療・支援のため、構音障害、音声障害、吃音、言語発達障害、失語症、高次機能障害、聴覚障害及び発達障害等を対象としており、主としてリハビリテーション学科言語聴覚学専攻の実習施設となっている。

平成 30(2018)年が本法人創立 40 周年、令和元(2019)年が本学開学 20 周年にあたることから、令和元(2019)年 6 月に学校法人東北文化学園大学創立 40 周年記念式典を開催し、本学の新たな建学の精神「輝ける者を育む」を発表した。

平成 3(2021)年 4 月、医療福祉学部保健福祉学科を改組し、新たに現代社会学部現代社会学学科（社会学専攻及び社会福祉学専攻）を設置し、総合政策学部総合政策学科を経営法学部経営法学科に名称変更、科学技術学部を工学部に名称変更を行った。本学は、医療系、社会科学系及び工学系を擁する 4 学部 7 学科構成の総合大学となり、現在に至っている。

東北文化学園大学

表Ⅱ-1 本学の沿革（年表）

年 月	概 要
昭和 53(1978)年 3 月	学校法人東北文化学園の設立認可。
昭和 53(1978)年 4 月	仙台市青葉区本町に宮城デザイン専門学校開校。
昭和 56(1979)年 4 月	宮城デザイン専門学校を東北工科美術専門学校に学校名称変更。
昭和 59(1984)年 4 月	東北医療専門学校開校。
昭和 60(1985)年 3 月	学校法人木村学園から東北商科専門学校（昭和 55 年 4 月設置認可）を継承。
昭和 60(1985)年 9 月	東北商科専門学校を東北情報工学専門学校に学校名称変更。
平成 2(1990)年 4 月	仙台市青葉区国見にキャンパスを移転。 東北工科美術専門学校と東北情報工学専門学校を統合、東北工科情報専門学校に学校名称変更。東北医療専門学校を東北医療福祉専門学校に学校名称変更。
平成 5(1993)年 4 月	東北初の理工系カレッジとして東北科学技術短期大学開学。
平成 10(1998)年 12 月	東北文化学園大学の設置認可、学校法人東北文化学園大学に法人名称変更。
平成 11(1999)年 4 月	東北文化学園大学開学。 東北医療福祉専門学校と東北工科情報専門学校を統合、東北文化学園専門学校に学校名称変更。
平成 12(2000)年 10 月	東北科学技術短期大学の廃止認可。
平成 14(2002)年 10 月	東北文化学園大学医療福祉学部収容定員の変更認可。
平成 14(2002)年 12 月	東北文化学園大学大学院の設置認可。
平成 15(2003)年 3 月	アレン国際短期大学・久慈幼稚園を設置していた学校法人頌美学園を合併。
平成 15(2003)年 4 月	東北文化学園大学大学院修士課程を設置。
平成 18(2006)年 11 月	東北文化学園大学大学院修士課程を博士課程に課程変更認可。
平成 19(2007)年 1 月	アレン国際短期大学の廃止認可。
平成 19(2007)年 4 月	東北文化学園大学大学院博士課程前期 2 年の課程及び博士課程後期 3 年の課程を設置。
平成 20(2008)年 4 月	東北文化学園大学医療福祉学部リハビリテーション学科に言語聴覚学専攻及び視覚機能学専攻を設置。
平成 22(2010)年 4 月	東北文化学園大学医療福祉学部看護学科を設置。
平成 23(2011)年 4 月	東北文化学園大学大学院博士課程前期 2 年の課程の健康社会システム研究科健康福祉専攻にナースプラクティショナー養成分野を設置。
平成 25(2013)年 4 月	東北文化学園大学科学技術学部人間環境デザイン学科を、建築環境学科に学科名称変更。
平成 28(2016)年 2 月	東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻(ナースプラクティショナー養成分野)が、厚生労働大臣から保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する特定行為研修指定研修機関(特定行為 21 区分)として指定。
平成 28(2016)年 4 月	東北文化学園大学科学技術学部臨床工学科を設置。
平成 28(2016)年 11 月	「アレン記念館」が文部科学大臣から国の登録有形文化財に登録。
平成 29(2017)年 9 月	東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニックを設置。
令和元(2019)年 6 月	学校法人東北文化学園大学創立 40 周年記念式典を開催。建学の精神「輝ける者を育む」を発表。
令和 3(2021)年 4 月	東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科（社会学専攻及び社会福祉学専攻）を設置。総合政策学部総合政策学科を経営法学部経営法学科に学部学科名称変更。科学技術学部を工学部に学部名称変更。

2. 本学の現況

【大学名】 東北文化学園大学

【所在地】 宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番1号

【学部・大学院構成】

< 学 部 >

学 部	学 科	専 攻
医療福祉学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻 作業療法学専攻 言語聴覚学専攻 視覚機能学専攻
	看護学科	
現代社会学部	現代社会学科	社会学専攻 社会福祉学専攻
経営法学部	経営法学科	
工学部	知能情報システム学科	
	建築環境学科	
	臨床工学科	

< 大 学 院 >

研 究 科	博士課程前期2年の課程	博士課程後期3年の課程
健康社会システム研究科	健康福祉専攻	健康福祉専攻
	生活環境情報専攻	生活環境情報専攻

【学部・大学院学生数】

<学部>

令和5(2023)年5月1日現在

学部	学科・専攻	1年次	2年次	3年次	4年次	計
医療福祉学部	リハビリテーション学科	127	153	122	133	535
	理学療法学専攻	83	86	61	70	300
	作業療法学専攻	23	29	18	28	98
	言語聴覚学専攻	12	18	24	23	77
	視覚機能学専攻	9	20	19	12	60
	看護学科	58	71	68	82	279
	保健福祉学科 ※1	—	—	—	77	77
	保健福祉専攻	—	—	—	74	74
	生活福祉専攻	—	—	—	3	3
	計	185	224	190	292	891
現代社会学部 ※2	現代社会学科 ※2	71	81	89	—	241
	社会学専攻	—	64	60	—	124
	社会福祉学専攻	—	17	29	—	46
	計	71	81	89	—	241
経営法学部 / 総合政策学部 ※3	経営法学科/総合政策学科 ※3	111	98	88	100	397
	計	111	98	88	100	397
工学部 / 科学技術学部 ※4	知能情報システム学科	47	51	36	50	184
	建築環境学科	35	36	47	48	166
	臨床工学科	37	44	29	55	165
	計	119	131	112	153	515
総 計		486	534	479	545	2,044

※1 令和3(2021)年度から募集停止

※2 令和3(2021)年度学部学科を新設、同学科の専攻配属は2年次からのため1年次は在籍者なし

※3 令和3(2021)年度入学生から学部学科名称を変更

※4 令和3(2021)年度入学生から学部名称を変更

<大学院>

令和5(2023)年5月1日現在

研 究 科	専 攻	学 生 数	
		前期課程	後期課程
健康社会システム研究科	健康福祉専攻	29	6
	生活環境情報専攻	1	0
計		30	6

【教員数及び職員数】

＜教員数＞

令和5(2023)年5月1日現在

学 部	学 科	教授	准教授	講師	助教	計	助手
医療福祉学部	リハビリテーション学科	17	8	7	13	45	4
	看護学科	11	9	4	6	30	4
	保健福祉学科 ※1	5	8	0	1	14	0
現代社会学部	現代社会学科 ※1	8	8	0	5	21	0
経営法学部 (旧 総合政策学部)	経 営 法 学 科 (旧 総合政策学科) ※	9	8	0	0	17	0
工学部 (旧 科学技術学部)	知能情報システム学科	5	2	1	0	8	0
	建築環境学科	5	2	1	0	8	0
	臨床工学科	6	1	0	2	9	0
計		66	46	13	27	152	8

＜職員数＞

令和5(2023)年5月1日現在

性 別	正職員	契約職員	嘱託職員	派遣職員	計
男	43	1	4	0	48
女	28	4	3	3	38
計	71	5	7	3	86

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

東北文化学園大学（以下「本学」という。）の建学の精神「輝ける者を育む」は、令和元(2019)年 5 月 28 日開催の理事会において新たに定めることを決定したもので、学生・教職員等に共有を図るとともに、ホームページ等にも公開している。オープンキャンパスや高校教員説明会、教育相談会等においても説明しており、各種パンフレット等にも掲載し、広く周知を図っている。

本学の使命・目的については、「東北文化学園大学学則」（以下「学則」という。）第 1 条に「東北文化学園大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神である「輝ける者を育む」に則り、広く豊かな教養と専門的知識・技術を身につけ、地域社会に根ざし、国家と人類社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-1】

大学院の使命・目的については、「東北文化学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 2 条に「本大学院は、健康で文化的な生活の創造に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域と文化の発展に寄与することを目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-2】

令和 3(2021)年 4 月の入学生からは、医療福祉学部、現代社会学部、経営法学部、工学部の 4 学部構成となった。そのための学則第 3 条第 3 項の改正を行い、各学部学科の教育目的は、表 1-1-1 のように改正している。

また、大学院健康社会システム研究科及び各専攻の教育目的は、表 1-1-2 に示すとおり大学院学則第 6 条の 2 に定めている。

なお、学部再編以前の医療福祉学部、総合政策学部、科学技術学部及び各学科の教育目的は、表 1-1-3 に示すとおりである。

東北文化学園大学

表 1-1-1 各学部学科の教育研究上の目的（学則第3条第3項、令和3(2021)年度入学生から適用）

学部・学科	教育研究上の目的
医療福祉学部	医療福祉学部は、広い教養と豊かな人間性を有し生命の尊厳に対し深い理解を示す能力を養うとともに、医療福祉分野の専門能力を備えた専門職としての自覚を持ち、積極的な行動のできる人材を育成することを目的とする。
リハビリテーション学科	リハビリテーション学科は、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視覚機能学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の人材を育成する。
看護学科	看護学科は、看護学、保健学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師の人材を育成する。
現代社会学部	現代社会学部現代社会学科は、社会学と社会福祉学の理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、幅広い視野と柔軟な思考を持った人材、ならびに現代において多様な人々が共に生きる社会の創生に貢献できる人材を育成する。
現代社会学科	
経営法学部	経営法学部経営法学科は、法学及び経営学を中心とした社会科学、その他の関連する分野を総合的に教授し、研究することにより、豊かな教養と人間性を養うとともに、日々変化する社会を的確に捉え対応していく能力、地域活性化に資する能力、国際社会で活躍する能力を持った人材を育成する。
経営法学科	
工学部	工学部は、実践的教育に基づき、工学に関わる深い見識と高度の技術力を身に付けることに加えて、高い倫理観と豊かな創造力、多面的な分析力と協調性、実社会における具体的な問題把握力と解決能力をもつ、情報・建築・医療領域の人材の育成を目的とする。
知能情報システム学科	知能情報システム学科は、ネットワーク、マルチメディア、ロボティクスの各分野について、幅広いコンピュータの基礎知識に加え実践的な技術力を教授し、豊かな発想力と自在な応用力を身に付けた高度情報化社会に対応できる人材を育成する。
建築環境学科	建築環境学科は、建築デザイン、健康インテリア、建築設備の各分野を核として、環境に配慮した建築空間の構成技術、長寿命化技術の獲得とその実践をととして、充実した基礎教育と時代に適合した先端教育を行い、建築空間と人間生活の適正な関係の改善に寄与できる人材を育成する。
臨床工学科	臨床工学科は、臨床工学に関わる医療技術や医療機器開発の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、チーム医療の重要な一員として活動でき、さらに新たな医療機器の開発に参画できる人材を育成する。

表 1-1-2 大学院研究科各専攻の教育研究上の目的（大学院学則第6条の2）

研究科・専攻	教育研究上の目的
健康社会システム研究科	健康社会システム研究科は、健康福祉及び生活環境情報に関する学術の理論並びに応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、高度の専門職性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、社会文化の進展に寄与することを目的とする。
健康福祉専攻	健康福祉専攻は、福祉社会の形成に必要な保健・医療・福祉に関する学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門職性が求められる職業を担うための深い知識や卓越した能力を培い、健康福祉に関する高い学問的見識と研究能力を有する人材を育成する。
生活環境情報専攻	生活環境情報専攻は、健康・安全生活環境の維持・創成に必要な情報・環境及びその応用工学に関する理論及び技術を教授研究するとともに、高度の専門職性が求められる職業を担うための深い知識や卓越した能力を培い、生活環境情報に関する高い学問的見識と研究能力を有する人材を育成する。

表 1-1-3 各学部学科の教育研究上の目的（学則第3条第3項）

学部・学科	教育研究上の目的
医療福祉学部	医療福祉学部は、広い教養と豊かな人間性を有し生命の尊厳に対し深い理解を示す能力を養うとともに、医療福祉分野の専門能力を備えた専門職としての自覚を持ち、積極的な行動のできる人材を育成することを目的とする。
リハビリテーション学科	リハビリテーション学科は、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視覚機能学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の人材を育成する。
看護学科	看護学科は、看護学、保健学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師の人材を育成する。

東北文化学園大学

保健福祉学科	保健福祉学科は、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉に関わる各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、福祉援助等に係る人材を育成する。
総合政策学部	総合政策学部総合政策学科は、社会科学、人文科学及びその他の関連する分野を総合的に学び、研究することにより、変化する社会環境を的確に分析し、対応する能力を身に付け、社会経済の変化に対する先見性、自立した事業運営力、地域活性化に貢献する情報発信力、国際社会で活躍する能力、豊かな教養と人間性をもった人材を育成する。
総合政策学科	
科学技術学部	科学技術学部は、実践的教育に基づき、科学技術に関わる深い見識と高度の技術力を身に付けることに加えて、高い倫理観と豊かな創造力、多面的な分析力と協調性、実社会における具体的な問題把握力と解決能力をもつ人材の育成を目的とする。
知能情報システム学科	知能情報システム学科は、ネットワーク、マルチメディア、バイオロボティクスの各分野について、幅広いコンピュータの基礎知識に加え実践的な技術力を教授し、豊かな発想力と自在な応用力を身に付けた高度情報化社会に対応できる人材を育成する。
建築環境学科	建築環境学科は、建築デザイン、健康インテリア、建築設備の各分野を核として、環境に配慮した建築空間の構成技術の獲得とその実践をととして、充実した基礎教育と時代に適合した先端教育を行い、建築空間と人間生活の適正な関係の改善に寄与できる人材を育成する。
臨床工学科	臨床工学科は、臨床工学に関わる医療技術や医療機器開発の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、広い教養、高い倫理観、豊かな人間性と研究心を有し、かつチーム医療の重要な一員として活動でき、さらに新たな医療機器の開発に参画できる臨床工学技士の人材を育成する。

1-1-② 簡潔な文章化

本学では、建学の精神「輝ける者を育む」を定めている。その理解の一助とするため、「建学の精神に基づく人材像」すなわち「輝ける者」の人材像を「『輝ける者』とは、自立した力を持ち、他者とかかわり合いながら未経験の問題に 대응できる人」と簡潔な文章で定義している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の建学の精神、教育理念、本学及び大学院の教育研究上の目的等については、学則、大学院学則、学生募集要項、大学案内、TBGU ハンドブック等に必要な内容を明示している。また、本学の個性や特色を分かりやすく伝えるために、本学の建学の精神、建学の精神に基づく人材像及び教育理念をホームページに掲載し広く公開している。その他、本学の個性・特色である次の教育内容についてもそれぞれ明示している。

全学共通教育「輝ける者 Principle」は、全学共通教養教育「探求・理解プロジェクト」と新入生に対する初年次教育「育みプロジェクト」で構成され、その内容について、ホームページ、大学案内、TBGU ハンドブック等に公開し明示している。

本学では、地域に根差した多職種連携を重視し、医療系の 9 つの専門職（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床工学技士）を目指す学生が「専門職連携セミナー」と名付けた合同報告会を実施しており、東北地方では類を見ない充実した医療福祉職連携を学べる大学となっていることを、ホームページ、大学案内、TBGU ハンドブック等に明示し公開している。

大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻博士前期課程 2 年の課程に設けられた「ナースプラクティショナー養成分野」は、保健師助産師看護師法に基づく「特定行為研修の指定研修機関」として厚生労働大臣から指定を受け、平成 28(2016)年 4 月から厚生労働省令に規定された 21 区分 38 行為すべての特定行為について研修を行っており、38 の特定行為全てについて東北地方で最初に指定された機関として本学の特色となっており、ホー

ムページ、大学案内、「TBGU ハンドブック・シラバス」等に公開している。【資料 1-1-3】 【資料 1-1-4】 【資料 1-1-5】

1-1-④ 変化への対応

近年の変化への対応としては、令和元(2019)年に建学の精神を「輝ける者を育む」と定めたことに伴い、令和 3(2021)年 4 月 1 日施行の学則第 1 条の目的に「建学の精神である『輝ける者を育む』に則り」の文言を追加した。

学則第 3 条第 3 項の教育研究上の目的については、科学技術学部（現・工学部）において、平成 28(2016)年 4 月の臨床工学科の設置並びに既設の知能情報システム学科及び建築環境学科の教育課程の改正に対応し、見直しを行った。

また、令和 3(2021)年 4 月の現代社会学部現代社会学科の設置並びに経営法学部経営法学科及び工学部への学部学科名称の変更に対応し、医療福祉学部も含めて見直しを行った。【資料 1-1-1】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

①意味・内容の具体性と明確性

本学は、使命・目的及び教育目的について、建学の精神、教育理念及び学則、大学院学則において具体的かつ明確に定め、広く社会に公表しており、これを継続する。

②簡潔な文章化

使命・目的及び教育研究上の目的については、時代の要請や教育課程の改正等に応じ、より適切で簡潔な表現について、見直しに努める。

③個性・特色の明示

本学の個性・特色を整理し、広報的な面も含めて検討する。

各学部学科から発刊されている紀要等においても、本学の教育理念や学部学科の教育研究上の目的等について明記し、更なる周知の徹底を図る。

④変化への対応

令和 7(2025)年度のカリキュラム改正に向けて、各学部学科の教育研究上の目的等を検証し、改正案を策定する。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 1-1-1】 東北文化学園大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】 東北文化学園大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-3】 東北文化学園大学 2023 大学案内【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-4】 2023TBGUハンドブック【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】 本学ホームページ（建学の精神・教育理念・3つのポリシー）

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の視点》

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神や教育理念、教育研究上の目的等は、学則、大学院学則、大学案内、「TBGU ハンドブック」、本学ホームページ等の各種配布印刷物やメディアに必要な内容を掲載することにより共有している。【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】 【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】 【資料 1-2-5】

現在の各学部学科の教育研究上の目的は、平成 21(2009)年度に各学部学科で検討し、各教授会で審議後、本学役職者で構成される大学運営会議で承認を経て、平成 22(2010)年 2 月の理事会において決定し、学則に追加された。その後、令和 3(2021)年新学部新学科設置等においても同様の手続きを経て組織的に行ってきた。したがって、本学の使命・目的及び教育目的は、役員及び教職員の理解と支持を得て策定されている。【資料 1-2-1】

建学の精神「輝ける者を育む」を教育面に反映させるために、全学共通教育プログラム「輝ける者 Principle」(探求・理解プロジェクト、育みプロジェクト)を組み込んだ新たな教育課程を全学科専攻で策定し、令和 2(2020)年度から導入した。輝ける者 Principle の内容には、外部評価委員会による客観的評価も反映させ、教務委員会及び教学マネジメント委員会で内容・運営等を精査している。

令和 7(2025)年度における全学カリキュラム改正に向けて、教務委員会、教学マネジメント委員会及び大学運営会議等において、改正の趣旨及び内容等について検証を行っている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的については、本学の建学の精神や教育理念を学生・教職員に配付される「TBGU ハンドブック」に明記している他、本学ホームページにも掲載する等、大学内外に周知している。また、各学部学科で定める教育目標に関しても、「TBGU ハンドブック」に掲載し周知している。本学の建学の精神や教育理念等については、大学案内等にも掲載することで周知徹底を図っている。【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】

教育理念、学則及び大学院学則、各学部の教育研究上の目的、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及びアセスメント・ポリシーは、本学ホームページに掲載し、いつでも閲覧できるようにしている。

また、主要な建物の入口には、建学の精神や教育理念を記したパネルを掲示している。入学当初の新入生オリエンテーションでも、更なる理解を深められるように配慮しており、新任教職員には、入職時の初任者研修において周知を図っている。【資料 1-2-6】

【資料 1-2-7】

高校生や高校教員等に対しては、大学案内、入試ガイドブック、学生募集要項等に掲載することで周知を図っている。

例年 9 月に実施される保護者等との教育相談会では、学長からの挨拶文を配布しており、本学の建学の精神「輝ける者を育む」について周知している。【資料 1-2-8】

さらに、本法人が定期刊行している学園情報誌「季報」を教職員及び外部にも配布し、本学の使命・目的に沿った取り組み等を広く周知している。【資料 1-2-9】

各学部学科が発刊している紀要等においても、本学の教育理念や学部学科の教育研究上の目的等について明記し、更なる周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的については、建学の精神や教育理念において示している。それらを分かりやすく発信するために、建学の精神「輝ける者を育む」に基づく人物像を「『輝ける者』とは、自立した力を持ち、他者とかかわり合いながら未経験の問題に答える人」を令和元(2019)年 6 月に策定し提示した。

これらを実現させるために、令和元(2019)年 4 月に中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」(令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度まで 3 ヶ年)を策定し、計画の実施を開始した。中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」を実現するために、常勤理事と各担当課が検討し、各課題に対する 3 ヶ年の具体的な進め方を立案して取り組んできた。特に「建学の精神」を象徴する全学共通教育プログラムを設置し、充実した初年次教育、共通教養教育、多職種連携教育を展開することを重要なプランとして掲げた。【資料 1-2-10】

続いて、令和 3(2021)年度末には中期計画「輝ける者を育むⅢ」(令和 4(2022)年度～令和 9(2027)年度まで 6 ヶ年)を策定し、建学の精神及び教育理念に基づく人材を社会に輩出するため、創立 50 周年を迎える令和 10(2028)年における本学園のあるべき姿を、50 周年ビジョン「一人ひとりが高い成長力を実感できる教育力 No.1 の学園になる」として掲げた。この 50 周年ビジョンに基づき、7 つの重要項目を設定し、各項目の達成状況を管理するため「行動目標」「行動計画」を定めて、進捗を確認している。【資料 1-2-11】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の教育研究上の目的は建学の精神を踏まえており、それらを具体化する方策として三つのポリシーがある。ディプロマ・ポリシーは、学生が卒業時(大学院は修了時)に身につけるべき能力等を明確に定めている。カリキュラム・ポリシーは、教育目的を達成するための事項を明確に定めている。アドミッション・ポリシーは、本学の学部、学科、専攻及び大学院研究科が求める学生像を明確に定めている。【資料 1-2-4】

さらに、教育における学習成果を厳正に評価し、その結果を教育の質改善につなげることを目的として、前述の三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを定め、学修成果を多面的に評価している。令和 4(2022)年度には、全学ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを教学マネジメント委員会で行うとともに、各学科専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても教務委員会で検証を行い、改正案を策定した。【資料 1-2-12】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、令和 3（2021）年 4 月から表 1-2-1 に示すとおり再編された。大学の使命・目的を果たすため、学則第 3 条に医療福祉学部、現代社会学部、経営法学部及び工学部の 4 学部を置くことを定め、同第 2 項に各学部等に置く学科専攻を規定し、

表 1-2-1 教育研究組織の構成

北 文 化 学 園 大 学	医療福祉学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻
			作業療法学専攻
			言語聴覚学専攻
			視覚機能学専攻
		看護学科	
	現代社会学部	現代社会学科	社会学専攻
			社会福祉学専攻
	経営法学部	経営法学科	
	工学部	知能情報システム学科	
		建築環境学科	
		臨床工学科	
	大学院	健康社会システム研究科	健康福祉専攻
			生活環境情報専攻
	総合発達研究センター		
総合情報センター			
基礎教育センター			
地域連携センター			
健康管理センター			
大学事務局			

同第 3 項に各学部学科の教育研究上の目的を明確に定めており、組織の構成と整合している。また、学則第 3 条の 2 に本学に大学院を置くことを定めている。大学院学則第 4 条に大学院に「健康社会システム研究科」を置くことを定め、第 5 条に博士前期課程及び後期課程の設置、同第 6 条に健康福祉専攻と生活環境情報専攻の 2 専攻の設置を規定し、第 6 条の 2 に研究科の目的及び各専攻の目的を明示している。【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】

本学の使命・目的を果たすため、学則第 3 条の 3 に総合発達研究センター、第 4 条に総合情報センター、第 4 条の 2 に基礎教育センター、第 4 条の 3 に地域連携センター、第 5 条に事務局及び第 6 条に健康管理センターを置くことを定めている。【資料 1-2-1】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

① 役員、教職員の理解と支持

教育課程の改正等は、本学の使命・目的及び教育目的に基づいて行われているが、今後とも教育課程の見直しに当たっては、大学運営会議をはじめ、各種委員会や組織において検証を行っていく。

② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的を示している、建学の精神、教育理念及び各学部学科の教育研究上の目的に加え、その特色をさらに広く分かりやすく伝えられる方策について、各組織が連携しながら検討する。各号館入口にパネル掲示するとともに、TBGU ハンドブック、大学案内、ホームページ、高校教員説明会やオープンキャンパス等でも説明する。

各学部学科から発刊されている紀要等においても、本学の教育理念や学部学科の教育研究上の目的等を明記し、更なる周知の徹底を図る。

③中長期的な計画への反映

中長期かつ総合的な展望に立った将来構想については、常勤理事会を中心として、本学の建学の精神、使命・目的及び教育目的を反映した積極的な取り組みを検討していく。

④三つのポリシーへの反映

三つのポリシーの実質化に向けて、教学マネジメント委員会及び教務委員会が中心となってPDCAサイクルを回しながら取り組む。

⑤教育研究組織の構成との整合性

令和3(2021)年度からスタートした新学部を加え4学部の体制となった。使命・目的及び教育目的を踏まえ、教育研究組織の構成との整合性について継続的に検討していく。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 1-2-1】 東北文化学園大学学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-2-2】 東北文化学園大学大学院学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-2-3】 東北文化学園大学 2024 大学案内【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-2-4】 2024TBGUハンドブック【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-2-5】 本学ホームページ（教育理念）
- 【資料 1-2-6】 令和 6(2024)年度新任教員ガイダンス資料
- 【資料 1-2-7】 令和 6(2024)年度新入生ガイダンスタイムスケジュール
- 【資料 1-2-8】 学長挨拶文（2023 年 9 月 23 日 24 日）
- 【資料 1-2-9】 学園広報誌「季报」vol.36（2024 年 3 月 31 日）
- 【資料 1-2-10】 中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」（2019 年度～2021 年度）
- 【資料 1-2-11】 中期計画「輝ける者を育むⅢ」（2022 年度～2027 年度）
- 【資料 1-2-12】 アセスメント・ポリシー（本学ホームページ）

〔基準 1 の自己評価〕

○使命・目的及び教育目的の設定

建学の精神「輝ける者を育む」は、本学が育てる人材イメージを象徴し、その人材像について、「『輝ける者』とは、自立した力を持ち、他者とのかかわり合いながら未経験の問題に答える人」と簡潔な文章で定義している。これらに基づき定めている本学の使命・目的及び教育目的は明確であり、具体的かつ簡潔な文章で表現されている。

本学の使命・目的及び教育目的は法令に適合し、役員及び教職員の理解と支持が得られている。これらは印刷物や本学ホームページ等を通して学内外に周知している。

○使命・目的及び教育目的の反映

中期計画及び三つのポリシー等は使命・目的及び教育目的に基づき策定されている。教育研究組織も本学の使命・目的及び教育目的を果たすため、適切に構成されている。

各学部学科の教育目的については、教育課程の改正や学部学科の新設・改編に対応して見直しや追加を行っている。

以上のことから、基準 1「使命・目的等」について、基準を満たしていると判断した。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受け入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

東北文化学園大学（以下「本学」という。）のアドミSSION・ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づく入学者受け入れの方針として全学アドミSSION・ポリシーを掲げている。全学アドミSSION・ポリシーは、学生募集要項、TBGU ハンドブック、本学ホームページ等を通じて、学内外に広く周知している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

各学科専攻は、全学アドミSSION・ポリシーに基づき、それぞれの教育研究上の目的に即したアドミSSION・ポリシーを定め、全学アドミSSION・ポリシーと共に大学パンフレット、入試ガイドブック、学生募集要項、TBGU ハンドブック、ホームページ等に記載しており、広く学内外へ周知している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

アドミSSION・ポリシーの周知方法については、分かりやすいページ構成やホームページレイアウト等を毎年見直している。

大学院では、東北文化学園大学大学院学則第 6 条の 2 に定める「研究科の目的」を達成するため、大学院アドミSSION・ポリシー、専攻別アドミSSION・ポリシーを定め、学生募集要項、「TBGU ハンドブック・シラバス」、ホームページ等に記載し、学内外に広く周知している。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

○入学者の選抜及び受入れについて

本学は、学長を議長とする「入試広報戦略会議」を設置し、その下に「入学者選抜試験実施専門委員会」「広報実施専門委員会」を置いて、アドミSSION・ポリシーに沿った入学者の選抜を行っている。【資料 2-1-6】

アドミSSION・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策の企画・立案に参画し、円滑な入学者選抜の実施を図ることを目的として、アドミSSION・オフィサーを置いて機能の充実を図っている。本学はこの体制により公正かつ適切な方法で入学者を選抜している。【資料 2-1-6】

令和 6(2024)年度入学者選抜試験は、総合型選抜（育成入試、自己アピール入試及びスポーツ特別入試）、学校推薦型選抜（指定校推薦入試及び一般推薦入試）、一般選抜（前

期日程入試、後期日程入試、大学入学共通テスト利用入試（前期及び後期））、社会人選抜入試、編入学試験を設定している。それぞれの入学者選抜試験区分毎に、アドミッション・ポリシーに即した特徴ある選抜方法となるよう、入学試験問題の作成は入試広報戦略会議にて方針を決定し、本学において作題チーム、点検チームを編成して行っている。作題・点検は原則として本学の教員が担当している。

入学試験の可否判定は、入試広報戦略会議が可否判定案を作成し、各学部の教授会で審議を行い、最終的に学長が決定している。

○入学者の選抜方法の検証

本学の入学者が全学アドミッション・ポリシー及び学科専攻アドミッション・ポリシーに沿っているかの検証については、IR 室が、入学者選抜試験区分ごとに、入学後の成績（GPA）や国家試験合否結果、転学率、途中退学率、留年率などを分析している。

現在、IR 室から提供された入学者選抜試験区分別のデータを検証し、令和 7（2025）年度の入学者選抜試験の見直しを行うとともに、入学者選抜と入学前教育を一体的に取り組む方法を検討している。

○高大連携協定

本学は令和 2（2020）年度から高大連携教育を推進しており、令和 6（2024）年 3 月までに県内外 6 つの高等学校との高大連携協定を締結している。本協定は、高等学校と大学が相互の信頼関係を築き、交流、連携することにより、高校生の視野を広げ、将来の進路選択への意識付けや学習意欲を高めること、また大学教育が求める学生像や教育内容への理解、認知に繋げることを目的としている。【資料 2-1-7】

本協定に基づき、アドミッションセンターでは、大学教員による多彩な公開講座や体験授業、出張講義、授業支援、進路相談等を、高校各学年に合わせた内容で年間を通じて実施しており、これらの取組みが、本学のアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れに資することを期待している。

○大学院の入学者選抜

大学院の入学者選抜は、出願書類と個別面接試験において実施している。個別面接試験では、アドミッション・ポリシーに基づき、研究計画における目的意識を確認し選抜している。博士課程後期 3 年の課程の個別面接試験では、より具体的な研究内容（社会的課題）について、受験者がプレゼンテーションを行い、今後の研究活動計画等を確認し選抜している。

個別面接試験は、全国各地からの出願があることや、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、令和 3（2021）年度からオンラインで実施している。【資料 2-1-8】

健康福祉専攻ナースプラクティショナー（以下「NP」という。）養成分野については、受験希望者全員に「事前相談」として出願前に個別面談を実施している。事前相談では、カリキュラム内容や授業形態、臨床実習成果の活用等について説明を行い、受験希望者の入学目的の明確化を図り、将来のキャリアを踏まえた助言を行なっている。【資料 2-1-8】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

○学部学科の再編及び定員の適正化

令和 3(2021)年度には、学部学科の改組と定員の見直しを行った。医療福祉学部保健福祉学科（入学定員 110 人）を学生募集停止し、現代社会学部現代社会学科（入学定員 100 人）を新設し、総合政策学部総合政策学科を経営法学部経営法学科に、科学技術学部を工学部に名称変更した。また、入学定員の適正化のため、医療福祉学部ではリハビリテーション学科作業療法学専攻の定員を 60 人から 40 人としたが、入学定員確保に苦戦している。経営法学部経営法学科では、社会的要請に鑑み、入学定員を 70 人から 100 人に増加させたが、令和 4(2022)年度から令和 6（2024）年度まで入学定員を充足している。

令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は、医療福祉学部 71.2%、現代社会学部 79.3%、経営法学部 105.6%、工学部 105.5%で、全学では 84.5%となった。【資料 2-1-9】

○本学の認知度を高める取り組み

毎年東北 6 県を中心に高校訪問及び進学ガイダンスを積極的に実施するとともに、高校教員対象説明会を毎年(オンラインでも)開催している。【資料 2-1-10】

令和 5(2023)年度には、医療技術職の職業理解のために、工学部臨床工学科を中心として東北地方の商業施設等でパネル展示、体験イベント、学科専攻紹介等を行った。加えて、業者主催の会場ガイダンス内で職業紹介の体験コーナーを設置し、大学の認知度向上、医療技術職の職業理解のために積極的な広報活動を行った。

接触した高校生等には、DM 発送、ホームページからの情報発信、SNS やメールマガジン等を活用し、大学への関心度を高める広報活動を行っている。【資料 2-1-11】

出前授業や模擬授業等を積極的に行うとともに、高校生に本学の施設や授業内容をよく知ってもらうため、見学会も積極的に対応している。特に、6 つの高等学校と高大連携に関する協定を締結することで、本学教員が早期のキャリア教育にも関わり、高校生自身が将来の働き方について考える機会を提供するとともに、本学の教育の特徴を伝えている。

【資料 2-1-12】

直接高校生と接触するツールとして、LINE 相談や ZOOM 相談等を強化するとともに、LINE のトーク機能を使ってイベント等の情報発信を積極的に行っている。また、広く社会的認知度の向上を図るために、Google や Yahoo 等への Web 広告、商業施設等へのデジタルサイネージ広告の実施、及び市民が参加できるフォーラムの開催、教育研究活動のメディアへ情報提供を積極的に行っている。

「東北文化学園フォーラム」は平成 17(2005)年度の開始以来、本学園の教育・研究の特色を活かし、広く市民と情報を共有することを目的としてきた。第 22 回となる令和 5(2023)年度から名称を「東北文化学園大学フォーラム」と改め、より大学の認知度向上に寄与できるようにした。第 22 回は、言語聴覚学専攻及び視覚機能学専攻の教員が担当し、高大連携協定校やオープンキャンパスに参加した高校生にも案内した。同フォーラムに参加した高校生から本学への入学生を得ることができた。【資料 2-1-13】

○大学院の入学者数

大学院健康社会システム研究科は、毎年一定数の入学者を確保している。しかし、その多くが健康福祉専攻博士課程前期 2 年の課程のナースプラクティショナー養成分野の入学者であり、それ以外の入学定員充足状況の改善を図る必要があるため、ホームページで教員の専門分野の紹介などを公開し、情報発信している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、アドミッション・ポリシーを明確に定め、建学の精神及び教育の理念とともに、パンフレットや学生募集要項、ホームページ等を通して周知しているが、より理解しやすい周知方法を更に検討する。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者の受入れについては、学部学科再編及び定員の見直しを行ったことにより、入学定員充足率は一時改善したが、再び低下の傾向となってきた。オープンキャンパス等を通じてわかりやすい広報に努めるとともに、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づく教育成果をアピールして、受験者の理解を得られるよう努める。

IR 室から提供された入学者選抜試験区分別のデータを検証し、入学者選抜試験の内容の見直しを行うとともに、入学者選抜と入学前教育を一体的に行う方法を検討していく。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 3(2021)年度に新設した現代社会学部、名称変更した経営法学部経営法学科及び工学部への応募状況の検証を進め、入学定員が充足するよう努める。

本学の認知度を高める取り組みとして、受験関係者のみならず、社会的に本学の認知度を高めるため、インターネット等の情報ツールを駆使した広報活動を充実させる。

また、高大連携に関する協定校を拡大し、大学の学びの特徴や専門職の職業理解を高校生に直接説明できる機会を強化する。

大学院健康福祉専攻においては、大学院生による出前講義により関係学部生への広報を強化する。生活環境情報専攻においては、大学院での研究の魅力を学生に伝え、進学を促進するとともに大学院の定員の適正化を図る。

エビデンス集（データ・資料編）

- 【資料 2-1-1】2024 年度学生募集要項【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-1-2】2023TBGU ハンドブック【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-1-3】本学ホームページ（教育情報の公表）
- 【資料 2-1-4】2024 年度東北文化学園大学大学院学生募集要項【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-1-5】2024TBGU ハンドブック・授業概要（大学院）
- 【資料 2-1-6】東北文化学園大学入試広報戦略会議規程
- 【資料 2-1-7】各高等学校との高大連携協定
- 【資料 2-1-8】2023 東北文化学園大学大学院学生募集要項（健康福祉専攻 NP 養成分野「事前相談」）
- 【資料 2-1-9】2024 年度学生の在籍者状況
- 【資料 2-1-10】高校教員説明会のご案内
- 【資料 2-1-11】本学ホームページ
- 【資料 2-1-12】出前授業及び模擬授業実施一覧
- 【資料 2-1-13】5(2023)年度「東北文化学園大学フォーラム」実施報告

2-2. 学修支援

《2-2 の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

○学修支援に関する方針・計画・実施体制の整備・運営

学修支援については、大学運営会議及び教学マネジメント委員会が方針・計画を策定し、教務委員会が実施を担当する体制をとっている。教務委員長は教務部長が務め、委員は各学科専攻の教員及び大学事務局長が指名した職員で構成し、意思決定には教職員の意見が反映される仕組みとなっている。【資料 2-2-1】

医療福祉学部各学科専攻、現代社会学部社会福祉学専攻、工学部臨床工学科及び大学院健康福祉専攻 NP 養成分野の学外実習については、大学事務局教務部実習教育計画課が、実習に伴う各種手続き及び学生の生活環境面の調整等を担当している。また、国家試験受験に関わる事務手続きと受験予定学生への説明についても、同課が担っている。【資料 2-2-2】

○入学前ガイダンス・新入生ガイダンス・新入生交流会・在学生ガイダンス

入学後の学修を円滑にスタートさせるため、各学科専攻で入学予定者と保護者を対象とした「入学前ガイダンス」を開催している。【資料 2-2-3】

新入生には、入学式当日及び翌日に全体及び各学科専攻で「新入生ガイダンス」を開催し、履修その他の学修及び学生生活に関する説明を教員及び担当職員が行っている。令和 5(2023)年度は、新入生に対して本学の教育方針等（探求・理解プロジェクト及び育みプロジェクトの趣旨や目的等を含む）を説明する機会を設け、学生の能力を伸長する取組みとして初年次教育導入のための一連のプログラムとして実施した。

さらに、学友会学生リーダー会の協力を得て、学科専攻の上級生との交流及びサークル紹介を兼ねた「新入生交流会」を実施し、新入生が学生生活を円滑に始められるよう支援している。【資料 2-2-4】

2 年次以上の在学生に対しては、各学期開始時に各学科専攻による「在学生ガイダンス」を実施し、履修その他の学修及び学生生活に関する諸指導を、教員及び担当職員が協働で行っている。【資料 2-2-5】

○成績優秀者表彰制度

中期計画「輝ける者を育むⅢ」において、成績優秀者を奨励する制度を令和 6(2024)年度から実施する計画としており、令和 5(2023)年度の成績実績を対象として表彰するため、令和 4(2022)年度に成績優秀者表彰制度として規程を制定し、同窓会にも支援を依頼した。

令和 6(2024)年度から同窓会との協働で、在学生（2 年次生及び 3 年次生）を対象とする成績優秀者表彰制度の運用を開始することとなった。【資料 2-2-6】

○基礎教育センターの学修支援

基礎教育センターでは、センター長（教授）、教育アドバイザー及び職員が協働し、以下のような学生への学修支援を行っている。

学生の多様な学修ニーズに個別的に対応する「コンサルティング&コーチング」(C&C)、全学共通教養科目群「探求・理解プロジェクト」の管轄、及びその一科目である「輝ける者」の担当、全学共通科目「海外研修」の担当（「グローバル・エデュケーション・プロジェクト（GEP）」において管轄）等である。

さらに、令和5(2023)年度から全学で取り組む入学前教育（数学）の運営を担当している。【資料2-2-7】

○総合情報センターの学修支援

総合情報センター図書館では、業務委託による統括管理者を含めた8人のスタッフが、閲覧・貸出・レファレンス・ILL（Inter-Library Loan、図書館間相互貸借システム）等の専門的サービスを提供している。利用者ガイダンスを随時実施し、学生が円滑に図書館を活用できるよう蔵書検索システムや各種データベースの利用方法を周知している。教職員に図書館満足度調査を実施し、教育研究上必要なサービスを把握し改善を行っている。また、学修や就職活動のサポートを目的とした展示等も実施している。【資料2-2-8】

○地域連携センターの学修支援

地域連携センターでは、センター長（教授）及び教職員が協働し、地域貢献活動への参加を支援している。ボランティア活動を奨励するために「ボランティア・ポイント制度」を設け、優秀なボランティア活動を実践した学生には表彰を行って顕彰している。教育課程では「地域活動・ボランティア」及び「ボランティア探求」の2科目に係る調整を行っている。また、包括連携協定を結ぶ東松島市をフィールドとした教育、研究及び地域貢献活動等を「東松島連携プラットフォーム」として一元的に把握・管理し、諸活動の調整等を行っている。更に、地域住民の自主防災活動を支援する仙台市独自の制度「学生SBL」において、参加学生への支援及び仙台市との調整等を行っている。【資料2-2-9】

○大学院における学修支援

大学院では、土曜日及び夜間にも授業を開講し、社会人が修学しやすい環境を整備している。

大学院生向けのガイダンスでは、研究倫理講習、履修登録、学位論文審査、日本学生支援機構奨学金等について説明を行っている。研究倫理講習会では、研究公正のあり方を説明し、オフィスアワーで研究倫理に関する相談に対応している。

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

○TA（Teaching Assistant）

本学では「東北文化学園大学ティーチング・アシスタント取扱要項」に基づき、実験・実習・演習の授業で、大学院生のティーチング・アシスタント（TA）による教育支援体制を整えている。【資料2-2-10】

○授業等ピアサポーター制度

コロナ禍を契機に設けられた「授業等ピアサポーター制度」は、学生への経済的支援の一つとして、当時の遠隔授業の運営を補助する業務が中心であった。コロナ禍の終息後は、専門基礎科目・専門科目等における学修に関して、主として先輩学生が後輩学生に対して、教員の指示の下、授業の支援を行う業務として制度が継続されている。下級生にとっては上級生が学修上のロールモデルとなり、上級学生にとっては学修を深める場となっている。

業務への委嘱手続きや謝金授受の取り扱いのため、従来から運用していた「スチューデント・ジョブ（Student JOB）制度」（以下「SJ」という。）に統合させて運用している。

○学修支援に関する学生意見の反映

教務委員会が主管する「授業評価アンケート」を毎学期実施し、結果を学修支援システム「ユニバーサルパスポート」で公開してきた。教員が学生の評価結果に応じて授業を改善した点や学生への要望等を「学生へのメッセージ」欄に記載し、フィードバックを図っている。なお、学修支援システムは令和 6(2024)年度から新システム「TBGU ポータルサイト」に移行した。【資料 2-2-11】

学生委員会が主管する「学生生活実態調査」を 4 年ごとに 7 カテゴリー（①個人属性、②経済状況、③学業、④進路希望、⑤課外活動、⑥からだと心の健康、⑦大学への満足度と要望）で実施している。間の 3 年間は 2 カテゴリー（①個人属性、⑦大学への満足度と要望）で調査を行っており、結果を学生委員会が報告書にまとめ、学内の環境整備や学修の質向上の検討等に活用している。【資料 2-2-12】

学修支援に関する学生意見を反映させるべく、FD・SD 研修会で各学科専攻の学生代表との意見交換会も行っている。また、学生から直接意見を聞く試みとして、令和 5(2023)年度から学長と学生による学長学生座談会を行っている。【資料 2-2-13】 【資料 2-2-14】

○スチューデント・アドバイザー制度

スチューデント・アドバイザー（以下「SA」という。）制度は、各学科専攻の教員がきめ細やかな学生指導を行うため、学生一人ひとりに SA 教員が配置され、学修状況や学生生活全般にわたっての相談に応じ支援する制度である。SA 教員は年度初めに各学科専攻において決定し、学生に周知している。【資料 2-2-15】

○オフィスアワー

全教員がオフィスアワーを設定し、学生の様々な学修相談・生活相談に応じている。各教員のオフィスアワーは、ユニパで全学生に配信し、周知している。【資料 2-2-16】

○初年次ポートフォリオによる学修支援

全学的に初年次ポートフォリオの運用を行っており、学修支援の基礎資料として積極的に利用するとともに、SA による学生面談等においても指導に活用している。SA が個々の学生に丁寧に対応することにより、休学・退学防止対策にもなっており、運用の改善について教務委員会が中心となって協議を行い、年度末には当該年度の振り返りを行い、PDCA サイクルを回しながら取り組みを進めている。【資料 2-2-17】

○修学指導記録システム

成績不振学生への早期対応により休学、留年、退学等を防ぐことを目的として、各学科専攻で成績不振の判断基準を定め、該当学生に対する修学指導を実施している。成績不振学生の指導に資するため、平成 29(2017)年度から「修学指導記録システム」を導入した。SA が面談等個別指導を行い、システム上の記録内容を更新すると、通知が閲覧権限者（学科長、学部長等）に届く仕組みであり、対応策検討の迅速化が図られた。同システムは、令和 6(2024)年度からは新教務システムへ統合する。

○教育相談会

本学では毎年度 2 日間連続で「教育相談会」（令和(2019)年度までは「保護者懇談会」）を実施し、学生の保証人(保護者)から寄せられる相談（学修、学生生活、資格試験、就職

等) に対して個別的に対応している。本学の取組み、進級・卒業要件等について保証人の理解を深める機会となっている。また、個別面談等を通じて、保証人と教員が学生の状況を共有している。【資料 2-2-18】

○大学院生の指導体制

大学院では各専攻・分野において、精神・心理面の相談等については、指導教員に加えて副指導教員も対応できる複数教員指導体制を構築している。

NP 養成分野では、年 4 回の症例報告会を開催し、大学院生全員および実習指導者（主に医師）も参加し、学年相互および同学年学生間、大学院生と実習指導者間で意見交換を実施し重層的なピア・カウンセリングの体制をとっている。【資料 2-2-19】

○特別配慮を要する学生への配慮

「東北文化学園大学特別な配慮を必要とする学生の修学支援に関する指針（ガイドライン）」に基づき、特別な配慮を必要とする学生の学修支援を行っている。障がい及び社会的障壁により特別な配慮を必要とする学生支援のため、健康管理センターに「特別支援室」を設置しており、関係教職員等と密に連携しながら修学支援や大学生活上のサポートを行っている。また、学生の居場所支援を図るため「学生サロン」を設置し学生の利用に供している。さらに、定期試験などについても学生の意向を丁寧に聞き、必要性・妥当性が認められるものについては合理的配慮の調整を実施している。【資料 2-2-20】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

各学科専攻における SA 制度のより一層の充実を図り、新教務システムに移行される「修学指導記録システム」について、その活用方法等を点検・評価し、改善を検討する。

成績優秀者表彰は、既存の表彰制度との整合性を検討しつつ、同窓会からの協力を得て実施する。

学修支援に係る各センターにおいては、それぞれの取り組みを点検・評価し、改善を検討する。

②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA 制度・授業等ピアサポーター制度について検証し向上を図る。様々な理由から学修困難に陥っている学生の学修支援について、更なる対策を検討し、休学、留年、中途退学する学生数の減少を図る。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 2-2-1】東北文化学園大学教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】学校法人東北文化学園大学事務組織規程
- 【資料 2-2-3】入学前ガイダンス開催案内（各学科専攻）
- 【資料 2-2-4】2024 新入生交流会概要
- 【資料 2-2-5】2024 年度前期ガイダンス・成績発表について
- 【資料 2-2-6】東北文化学園大学成績優秀者表彰制度に関する規程
- 【資料 2-2-7】基礎教育センターホームページ（基礎教育センターの案内）
- 【資料 2-2-8】総合情報センター図書館ホームページ（図書館の案内）
- 【資料 2-2-9】ボランティアポイント制度について
- 【資料 2-2-10】東北文化学園大学ティーチング・アシスタント取扱要項

- 【資料 2-2-11】ユニバーサルパスポート画面(授業評価アンケート)学生へのメッセージ
- 【資料 2-2-12】2023 年度学生生活実態調査実施結果報告書
- 【資料 2-2-13】2023 年度東北文化学園大学 FD・SD 研修会次第学生との意見交換会
「幅広い学びに対する学生のニーズ-学生は何を求めているか？」
- 【資料 2-2-14】学長学生座談会開催報告（学生部長作成）
- 【資料 2-2-15】2024TBGU ハンドブック (SA 制度)
- 【資料 2-2-16】2024TBGU ハンドブック (オフィスアワー一覧)
- 【資料 2-2-17】初年次ポートフォリオの例
- 【資料 2-2-18】2023 年度育相談会実施要項
- 【資料 2-2-19】東北文化学園大学特別な配慮を必要とする学生の修学支援に関する指針

2-3. キャリア支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

○就職・進学に対する相談・助言体制の整備、運営

キャリアサポートセンターが、「職業安定法」上の「学校等の行う無料職業紹介事業」として基づき、様々な形で学生のキャリア形成支援を行っている。就職斡旋、就職活動支援だけでなく、就職委員会及び各学部学科専攻と連携し、低学年からの段階的キャリア教育を補完する機能を担っている。【資料2-3-1】

同センターでは、各学科の就職活動時期に合わせて、スタートアップ、インターンシップ等のガイダンスのほか、「社会人基礎力テスト」、「就活作文対策」、「公務員試験対策」、「マナー、着こなしセミナー」等、多様な講座を企画、開催している。

一般系、建築系、情報系、医療系の分野別に本学独自の業界研究会、合同就職説明会等を学内開催し、学生の意識付けや職業マッチングの機会を多く提供している。

就職活動マニュアルとして「キャリアハンドブック」を制作しており、コロナ禍を契機に、WEB面接マニュアル・電子書籍を掲載する等内容を更新した。同ハンドブックのデジタル版をホームページにも掲載し、スマホでも利用できるようにしている。【資料2-3-2】

就職委員会は、隔月開催され、学生の進路内定状況をモニタリングし、進路内定状況のデータを大学運営会議及び学部教授会等に報告し学内に情報共有を図っている。

○キャリア教育のための支援体制

全学共通科目「輝ける者」（1 年次）では、学部学科問わず、地元の産業、働き方を学ぶ機会として、キャリアサポートセンター及び地元企業等の担当者による講義やグループワークを実施している。また、キャリアサポートセンターは、教育課程内外のキャリア教育・就業体験及びインターンシップ（以下「諸インターンシップ」という。）において、本学と諸インターンシップ先との間の事務手続き、及び企業等と学生との間の連絡調整を

行い、プログラムが円滑に実施できるよう体制を整えている。

医療福祉学部各学科、工学部臨床工学科及び現代社会学部現代社会学科社会福祉学専攻では、目標とする職業分野の理解と国家資格の取得に向けて、授業や国家試験対策講座の中でキャリア教育が行われている。中でも複数の学科専攻の学生が受講する「専門職連携論」および「専門職連携セミナー」は、多職種連携とチームアプローチの学びを強化するキャリア教育として位置づけられている。その成果は、各国家試験の合格率及び就職率として示される。【資料 2-3-3】

一般企業等への就職が中心となる、経営法学部経営法学科、現代社会学部現代社会学科社会学専攻、工学部知能情報システム学科及び建築環境学科では、教育課程にキャリア教育科目を初年次から段階的に配置している。令和 3(2021)年度より教職員が連携して、働くこと、業界・企業研究、自己分析、就業体験プログラム等を実施し、3 年次以降の本格的な就職活動へとつなげている。【資料 2-3-4】

○特別な配慮を要する学生への支援

本学では、「東北文化学園大学特別な配慮を必要とする学生の修学支援に関する指針（ガイドライン）」に基づき、特別な配慮を必要とする学生の支援を行っている。本指針に関する業務は、健康管理センター特別支援室が行い、学科専攻、教務課、学生課及びキャリアサポートセンター等が連携協力して学修支援・キャリア支援に当たっている。【資料 2-3-5】

○大学院学生へのキャリア支援

就職支援については指導教員が中心となって相談を受けている。また、企業との共同研究等は、実践的職業教育にもなっている。

NP 養成分野においては、多くの学生が社会人入学者であり、より専門性を高めることを目的としているため、NP の資格取得を支援している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリアサポートセンターを中心に、地元企業や医療機関等への定期的な事業所訪問、情報公開、諸インターンシップ先の開拓等を通じて、学内外の連携強化を図るしていく。3 年次以降の中長期・単位認定型インターンシップの実施体制を検討していく。

単独及び合同形式の業界研究会、就職説明会について、参加事業所・学生の満足度調査を継続し、両者の要望を分析していく。また、求人企業・機関に関する情報蓄積及び活用方法と改善策について検討していく。さらに、就職先への本学卒業生に関するアンケート調査を継続し、事業所ごとの「求める人材、本学への要望」を把握し、就職委員会等を通じて各学科専攻にフィードバックすることにより、将来的に求められる人材育成のための一助とする。

特別な配慮を要する学生のキャリア形成及び進路支援については、各学科専攻、学生相談室、特別支援室等、学内で連携を密にし、卒業後の学外支援ネットワークと繋がる仕組みづくり等を強化していく。

大学院では、身につけた知識・技術を活かせるようなキャリアを形成できるよう、就業体験プログラムへの参加等、1 年次より就職支援を強化していく。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料2-3-1】学校法人東北文化学園大学事務組織規程【資料2-2-2】と同じ

【資料2-3-2】キャリアハンドブック（デジタル版画面）

【資料2-3-3】令和5(2023)年度国家試験受験者/合格者状況

【資料2-3-4】2023TBGUハンドブック(経営法学部、現代社会学部、工学部)【資料F-5】と同じ

【資料2-3-5】東北文化学園大学特別な配慮を必要とする学生の修学支援に関する指針

2-4 学生サービス

《2-4の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

○学生サービス、厚生補導のための組織

本学は、学生委員会が課外活動支援及び厚生補導等を担当している。学生委員会は、学生部長が委員長となり、各学科専攻から選出された委員及び事務局長から指名された事務局職員で構成し、庶務は学生課が行っている。【資料2-4-1】

学生生活の様々な問題等については、学生課が各学科専攻のSA、学生委員会及び学内の関係部門と連携しながら、学生の厚生補導の統括及び連絡調整を担当している。【資料2-4-2】

○学生に対する奨学金等の制度

本学では、日本学生支援機構奨学金、高等教育の修学支援新制度に係る給付奨学金及び授業料減免制度の説明会や諸手続き、その他の公的・私的奨学金に係る諸手続き等の支援を学生課で行っている。また、本学独自の奨学金等制度として、卒業年次生を対象とした学納金未納者に対する特別貸与奨学金制度を設けている。【資料2-4-3】

○コロナ禍における経済的支援事業

令和3(2021)年度には、コロナ禍によるアルバイト機会の減少等で経済的困難を抱えた学生を支援・応援するため、JA宮城中央会の提供のパックご飯と学友会提供のレトルト食品を、学友会学生リーダー会が600セットを配布した。

令和4(2022)年度には、日本学生支援機構「物価高に対する経済対策支援事業」を活用し、経済的困難を抱える学生を支援するため、該当学生に1万円の現金給付を行った。

令和5(2023)年度には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、宮城県から在庫の生活支援物資を学生支援として有効活用する旨の照会があり、本学は2,000人分の生活支援物資の提供を受け、学友会学生リーダー会の協力を得て支援物資を配布した。【資料2-4-4】

○スチューデント・ジョブ（S J）制度

本学では、学生が授業の空き時間等に学内で就学資金を得られる SJ 制度を平成 18(2006)年度から導入している。多くの学生が SJ に登録しており、教育及び教育環境整備の支援業務に当たっている。なお、「Student JOB」は平成 20(2008)年 1 月商標登録第 5103376 号を取得した。SJ は、教職員と協働する部分も多く、学生の社会性を高める取り組みともなっている。【資料 2-4-5】

令和 2(2020)年度は、SJ の活動に遠隔授業ピアサポーター業務を加え、コロナ禍における経済的支援を拡充した。令和 3(2021)年度からは、従前の授業補助業務を SJ の授業等ピアサポーター制度に一元化して整理し、運用を拡充させた。

○学生に対する健康相談、心的支援、生活相談

学生の心身の健康に係る相談や学生生活に関する相談に対応する部門として、健康管理センターに「保健室」「学生相談室」及び「特別支援室」を設置している。健康管理センターの運営管理は、健康管理センター運営委員会によって行われている。同委員会は、健康管理センター所長、副所長、学生部長、各学部及び研究科から選出された教員、大学事務局長、その他所長が必要と認めた者で構成している。【資料 2-4-6】

保健室には、看護師資格を有する職員を配置し、健康相談や学校感染症対策、健康診断、保健指導、健康に関する啓発活動などの業務を幅広く担っている。また、保健室では必要に応じて学生相談室や専門医につなぐ業務も行っている。

「学生相談室」には、公認心理師及び臨床心理士資格を有する専任職員 1 人を配置し、学生・保護者・教職員からの多様な相談に対応している。

令和元(2019)年度より開始している対面による新入生心理講座に加えて、令和 4(2022)年度より 2 年生以上の全学生を対象にオンライン心理講座を実施している。講話後に Google Form を用いたアンケートと相談希望調査を行うことにより、緊急に対応すべき学生の早期発見や学生が相談室にアクセスしやすい環境を整えている。【資料 2-4-7】

「特別支援室」では、障がいや社会的障壁により特別な配慮を必要とする学生に対して、担当教員等と密に連絡をとりながら修学支援や大学生活上のサポートを行っている。定期試験等についても学生の意向を丁寧に聞き、必要性・妥当性が認められるものについては合理的配慮の調整を実施している。さらに、学生の居場所支援を図るため「学生サロン」を設置し学生の利用に供している。

○転学部転学科等生及び編入生への支援

本学では、学則第 25 条の 2 に基づき、学生が転学部又は転学科若しくは転専攻を志願するときは、当該学科に欠員のある場合には、選考の上、転学部等を認める制度を設けている。この制度は、入学後に専門分野変更を希望する学生の受け皿となっており、中途退学への対応策にもなっている。

現代社会学部現代社会学科、経営法学部経営法学科、工学部知能情報システム学科及び建築環境学科では、年度当初から転学部転学科及び編入学等の受け入れ学生を対象としたガイダンスや個別の履修指導を行う等、当該学生が円滑に就学できるよう支援している。

【資料 2-4-8】

○学友会・課外活動への支援

本学では、学生の課外活動、学生と教職員の親睦のために学友会を組織しており、教職員による課外活動への支援の多くは、学友会の活動を通して行われている。【資料 2-4-9】

会則によって、学友会会長は学生部長が務め、学生委員会各委員は学友会幹事として、各機関（学生会代表者会議、課外活動委員会、文化学園祭実行委員会、卒業アルバム作成委員会、学生リーダー会、広報委員会）を担当し、学生課とともに活動を支援している。

課外活動委員会は、運動部会と文化部会に所属するサークル及び同好会で構成されており、各サークル・同好会は教員が顧問となり活動を支援している。

また、課外活動委員会下に置かれるスポーツ大会実行委員会が主管して、令和 5(2023)年度に体育館においてスポーツ大会を開催した。

学生リーダー会は、「新入生交流会」を主体的に企画・運営をしている。学生リーダー会メンバーの資質向上のための研修会には、学生委員会委員及び学生課職員がアドバイザーとして参加し、教職員の立場から学生リーダー育成の支援に取り組んでいる。また、コロナ禍により参加を控えていた、仙台七夕まつりの七夕飾り制作・出展を令和 5(2023)年度から再開し、銅賞を獲得した。【資料 2-4-10】

学友会の広報委員会では、在学生の活動の広報を目的に学友会誌「ー t r y ー」を作成し、在学生、教職員に配付した。

学生会代表者会議では、令和 5(2023)年度から新たにクリスマスイベントを行い、スタンプラリーやクリスマスコンサートを企画し、実施した。

「文化学園祭」は、文化学園祭実行委員会が中心となって企画運営している。その準備の進捗状況や企画内容の確認のために「学園祭連絡協議会」を開催し、学友会の担当幹事及び学生課の職員が参加している。

○課外活動に対する顕彰制度

学友会では、課外活動において特筆される活動を行った卒業年次生を表彰する「輝ける者賞」制度を設けており、毎年の学位記授与式において 10 人前後の学生が表彰されている。【資料 2-4-11】

また、在学中に顕著な活躍をした学生を表彰する制度として「学友会会長特別賞」を制定しており、他薦・自薦で候補者を募り、学生委員会で受賞者を決定し、毎年度 2 回（前期・後期）に表彰している。【資料 2-4-12】

○大学院における奨学生制度

大学院では、修学者に対して学業・研究を奨励し有為な人材を育成するため、「東北文化学園大学大学院奨学生規程」を制定、本学独自の給付型の奨学金制度を設けている。

【資料 2-4-13】

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

①学生生活の安定のための支援

学生の心身の健康保持のために、健康管理センター保健室では、学生の健康相談等に加え、健康情報の発信、啓発活動やイベント等の企画の一層の充実に努める。また、新型コロナウイルス等の感染症予防にも引き続き取り組む。

学生相談室は、各部署や学部学科との連携を深め、学生の危機をどの教職員が把握しても支援できる体制を整えるべく、情報共有や最新の学生支援情報の発信を行っていく。必要に応じて外部の専門機関の紹介や情報共有など、より包括的な学生支援を行っていく。

特別支援室は、障害及び社会的障壁により特別な配慮を必要とする学生に対し、学生の居場所支援の充実等を含め、学生の修学や生活に対するよりきめ細やかな援助を行っている。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 2-4-1】 東北文化学園大学学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 学校法人東北文化学園大学事務組織規程【資料 2-2-2】と同じ
- 【資料 2-4-3】 東北文化学園大学特別貸与奨学金制度規程
- 【資料 2-4-4】 大学ホームページ・ニュース
- 【資料 2-4-5】 S J 業務稼働学生数の推移
- 【資料 2-4-6】 東北文化学園大学健康管理センター規程
- 【資料 2-4-7】 メンタルヘルス講座 2023（動画）リーフレット
- 【資料 2-4-8】 転学部転学科等生及び編入生ガイダンス（保健福祉学科、総合政策学科、建築環境学科）
- 【資料 2-4-9】 東北文化学園大学学友会会則
- 【資料 2-4-10】 学生リーダー冬季研修会実施報告（夏季、秋季、冬季）及び、新入生学外研修学生リーダー、学生サポーター研修会実施報告
- 【資料 2-4-11】 東北文化学園大学学友会輝ける者賞に関する申合せ
- 【資料 2-4-12】 東北文化学園大学学友会会長特別賞に関する申合せ
- 【資料 2-4-13】 東北文化学園大学大学院奨学生規程

2-5 学修環境の整備

《2-5の視点》

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

○校地と校舎の概要

本学キャンパスは仙台市青葉区国見に立地しており、仙台駅から JR 仙山線で約 14 分、最寄りの国見駅から徒歩 1 分である。

運動場は、仙台市青葉区荒巻字仁田谷地に第一総合運動公園（本学から徒歩 15 分）、仙台市太白区茂庭字真里に第二総合運動公園（バスで 15 分）を整備している。

本学の校地・校舎の面積は、大学設置基準上の必要面積を満たしている。【資料 2-5-1】

【資料 2-5-2】

講義室、実習室及び実験室等は、1 号館から 5 号館に配置している。1 号館には、学生総合サービスセンター、図書館、基礎教育センター、地域連携センター、健康管理センター、スキルズラボ等を配置している。5 号館地下及び 2 号館地下には学生食堂があり、昼食時以外は自習等にも開放している。厚生棟 1 階にコンビニエンス・ストア、2 階にも自

習室を設置している。

【資料 2-5-1】

○学修環境の整備と適切な運営・管理

土地、建物、施設設備の保守・管理・補修等については、法人事務局管財部（以下「管財部」という。）が担当し管理運営を行っている。日常的に建物及び施設設備等の保守点検を実施し、補修等が必要な場合は、管財部職員または外部業者に

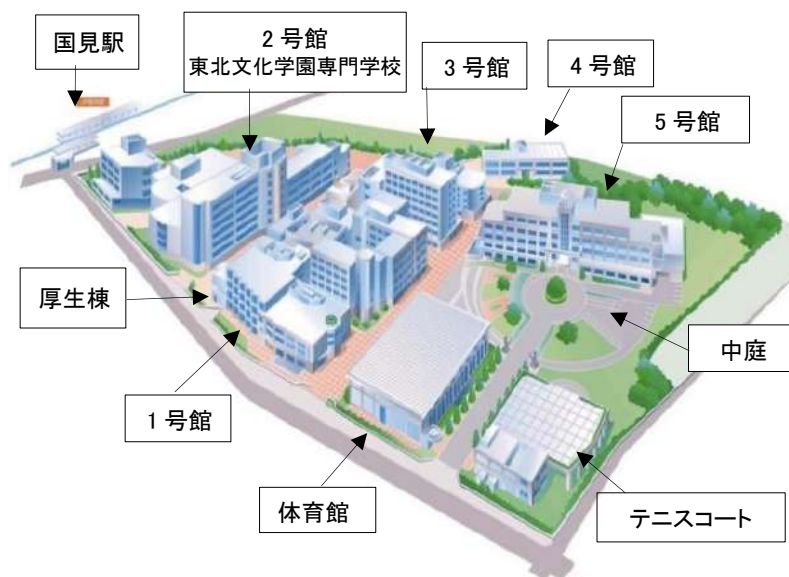


図 2-5-1 東北文化学園大学校舎等配置図

依頼して迅速な対応に努めている。【資料 2-5-3】

令和 3(2021)年 9 月には、大学全館(1 号館、3 号館、4 号館、5 号館)の各教室、実験実習室及び教員研究室などから利用できる Wi-Fi 環境の整備を完了した。

大学院生には各専攻・分野で学生研究室を設け、適正な学習環境の確保に努めている。また PC 設備、プリンターなど必要な研究設備の補充や更新を年度ごとに行い、研究環境の強化をしている。学生研究室には電子キーを設置しており、盗難防止、データ管理等を厳正化している。また、夜間および休日における施設設備の使用に関しても手続きを簡素化し、研究時間の確保を図っている。

建物の耐震性については、全ての建物が平成 2(1990)年以降に建築されており、昭和 56(1981)年に改正された建築基準法施行令の新耐震設計基準を満たしている。

警備は、外部委託し 24 時間体制で行っており、キャンパスの入り口等に防犯カメラを設置している。

学内に AED（自動体外式除細動器）を 6 台設置しており、学生及び教職員を対象に AED に係る講習会を開催し、使用方法や設置場所をホームページ及び TBGU ハンドブック等に周知している。【資料 2-5-4】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

○教室の整備

平成 30(2018)年度には、階段教室 1 及び階段教室 2 のプロジェクタ等の視聴覚機器を更新し、2 号館 2 階にグループ学習等を実施できる 2 教室を設けた。令和元(2019)年度には、2 号館 2 階の教室と 4 階の教室を改装し、多様な授業形態が可能となる仕様に整備した。

○総合情報センター（図書館）

本学では、総合情報センターが図書館及び IT 関係施設の管理・運用を行っている。図書館運営に関わる事項を審議する機関として、各学部から選出された委員で構成される「図書館運営委員会」を設けている。【資料 2-5-5】

図書館では、建学の精神及び教育理念に対応するため、豊富で精選された資料を集積す

ることを「東北文化学園大学図書館蔵書構築指針」に掲げている。【資料 2-5-6】

図書館は、運営を専門サービス会社に業務委託しており、現地統括管理者を含めて 8 人のスタッフが、閲覧・貸出・レファレンス・ILL（Inter-Library Loan、図書館間相互貸借システム）など専門的サービスを提供している。また、学修や就職活動の支援を目的とした展示などのイベントも実施している。開館時間は平日 8 時 40 分～21 時、土曜は 9 時～18 時であるが、期末試験および国家試験期間は日曜開館を実施している。

令和元(2019)年度には、環境整備として老朽化した机と椅子を交換し、個人ブースの整備とブラインドの設置を完了した。合計 351 席の閲覧室と 22 席のグループ学習室で構成され、PC コーナーにパソコン 15 台を常設し、貸し出し用ノートパソコン 15 台を用意している。平成 29(2017)年 7 月には、閲覧室の一部を会話禁止のサイレントエリアとし、集中して学習できる環境を整えた。図書館満足度調査の意見を反映しグループ学習室にプロジェクトを常設した。

図書館では、教育活動支援の取組みとして、新入生を対象に図書館の使い方や蔵書検索指導などのガイダンスを実施し、上級学生に対しては、研究や卒業論文執筆などを目的とした、各種データベースの使い方に関するガイダンスを実施している。

オンラインサービスでは、蔵書検索システムの他、「メディカルオンライン」や「D1-Law.com」などの各種データベースや電子書籍を利用でき、一部のオンラインサービスについては学外からも利用可能である。電子書籍は、令和 2(2020)年度から収集を強化、令和 4(2022)年度の所蔵数は 274 冊となった。平成 26(2014)年 4 月から、博士論文・各学部紀要を中心とする「東北文化学園大学機関リポジトリ」を作成し、図書館ホームページで公開している。【資料 2-5-7】

令和 2(2020)年度に Google Workspace For Education Plus の契約を、令和 4(2022)年度に Microsoft365 の包括ライセンス契約を締結し、本学所属の全学生・教職員が利用できるようにした。

○基礎教育センター（ラーニング・コモンズ「Eサポ」）

基礎教育センターは、全学共通の基礎教育及び教養教育を主管する部署として明確にするため、令和 3(2021)年度に「教育支援センター」から名称変更した。

センター内には、教育アドバイザーが常駐する「E ポカウンター」、自由な学修スペースを作れる「E スペース」、プロジェクト完備でゼミ等に向けた「ボックススペース」、Web 検索やレポート作成のできる「PC スペース」の他、リラックスできる「ソファスペース」や「ドリンクコーナー」を設け、ラーニング・グコモンズとして機能しており、略称を「Eサポ」としている。令和 4(2022)年度には、開放的雰囲気のもとグループワーク等ができるスペースとして、ドライエリアにグランピングエリアを設置した。【資料 2-5-8】

○PC 教室・CALL 教室

5 号館には、コンピュータ室を設置し、パソコン 100 台を設置している。1 号館には、多様な教育に利用される CALL（Computer Assisted Language Learning）教室 2 室があり、それぞれパソコン 60 台を設置している。

○スキルズラボ

医療資格を目指す学科専攻等で重要となる医療技術について、学生自身が繰り返し練習できる場として、平成 28(2016)年度に 1 号館 2 階に「スキルズラボ」を開設した。各ブー

スには丁寧な実習マニュアルを準備している。また、大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻ナースプラクティショナー養成分野では、学内講義および実習においても活用し、専門技術の習得に有効な施設となっている。【資料 2-5-9】

○体育施設

体育館には、アリーナの他に、剣道場、多目的スペース、ウェイトトレーニング室、ランニングコース、シャワールーム、サークル室が配置されており、授業や部活動の他、地域の各種スポーツ大会やイベント等で利用されている。また、体育関連授業及びスポーツ活動のため駐車場の屋上広場にテニスコートを設置している。

令和 2(2020)年度には、防犯カメラの設置、フェンシング審判機の設置および剣道場の整備を行った。令和 3(2021)年度は、ミーティングスペースを新設し、柔道場を多目的に利用できるように改修した。

令和 4(2022)年度から、体育施設運営委員会の任務はスポーツ強化運営委員会に統合し、スポーツ活動支援の一環として体育施設の整備も支援している。【資料 2-5-10】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー対策として、建物の出入口にスロープ等を設置するとともに、体育館には、車椅子用の自動昇降機を設置している。1号館に3箇所、3号館と5号館にそれぞれ2箇所、バリアフリー対応トイレを設置している。1号館1階には、女性専用のパウダールームを設置している。

学生食堂(360人収容)は、5号館地下階及び2号館(専門学校棟)地下階に設置しており、運営を業務委託している。他に、外部業者による総菜弁当、カレー弁当、クレープカー等が入っており、学生の人気が高い。

厚生棟では、コンビニエンス・ストアが営業しており、ATMは正門北側及び厚生棟のコンビニエンス・ストア内に設置されている。

サークル室は、1号館、5号館及び体育館に用意し、学生の課外活動を支援している。

駐車場は、教職員用、非常勤講師用及び来客用を整備している。学生用駐輪場は、体育館脇スペースに整備している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義科目については、開講形態・履修者数に応じた教室を適切に運用している。【資料 2-5-11】 【資料 2-5-12】

演習及び実習科目で使用する演習室・実習室に関しては、授業種別、前年度履修者数及び科目担当者の意見等を踏まえ、教務課が適切に選定している。

語学系科目では、CALL 教室等を活用したアクティブ・ラーニング授業を行っており、1クラス当たりの履修人数が25～30人程度となるよう調整している。

本学では、初年次から少人数教育の実施に取り組んでおり、数人から10人前後を担当する「基礎課程ゼミ」(科目名称は学科専攻によって異なる)または「ホームルーム」を設け、学生生活面の指導も併せた個別的指導を実践している。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設・設備については、中期計画Ⅲにおいて計画されている環境改善を進める。また、ICT 及びネットワーク環境が全学的に安全に便利に利用できるよう、環境整備を進める。

②実習施設、図書館等の有効活用

学生の健康活動、課外活動に資するよう運動場や体育施設の改善に努め、有効活用を図る。ラーニングコモンズ（E サポ・図書館等）の連携と環境のさらなる充実を図る。

図書館管理パソコンの更新の検討、パソコン入替え時に合わせてグループ学習スペース拡大が可能か検討する。図書館満足度調査等を通じて学生・教職員の意見を聞き、更なる環境整備の向上を図る。

③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備については、安全性、バリアフリー及び老朽化について点検を行い、適切なメンテナンスを行うとともに、必要な更新等を計画的に進めていく。

④授業を行う学生数の適切な管理

教務課が中心となり、履修者数や授業形態に合わせた教室の選定等、各学科専攻と連携して適切な管理を行っており、これを継続する。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 2-5-1】東北文化学園大学の位置及び校地・校舎の配置図
- 【資料 2-5-2】校地・校舎の面積【共通基礎】と同じ
- 【資料 2-5-3】学校法人東北文化学園大学安全衛生管理規程
- 【資料 2-5-4】AED（自動体外式除細動器）の設置場所
- 【資料 2-5-5】東北文化学園大学総合情報センター規程
- 【資料 2-5-6】東北文化学園大学図書館蔵書構築指針
- 【資料 2-5-7】東北文化学園大学機関リポジトリ（図書館ホームページ）
- 【資料 2-5-8】E サポご利用案内
- 【資料 2-5-9】スキルズラボ提供プログラム
- 【資料 2-5-10】東北文化学園大学スポーツ強化運営委員会規程
- 【資料 2-5-11】授業別受講者一覧
- 【資料 2-5-12】講義室・機器装置一覧表

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6 の視点》

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
○SA 制度による意見・要望の把握

学生一人ひとりの学修支援に関しては、各学科専攻のチューデント・アドバイザー（以下「SA」という。）が個別面談等により意見・要望を把握し、各学科専攻における対応や、基礎教育センターと連携して支援する等、必要な対応を行っている。また、個別の支援が必要な場合については、健康管理センター（保健室・学生相談室・特別支援室）と連携し対応している。【資料 2-6-1】

○学生生活実態調査

本学では、「学生生活実態調査」を通じて学生の満足度の把握に努めている。毎年度行う「大学への満足度と要望」に関する調査に加え、4 年毎に①個人属性、②経済状況、③学業、④進路希望、⑤課外活動、⑥からだと心の健康、⑦大学への満足度と要望の計 7 項目から成る調査を実施している。学生生活実態調査の結果については、毎年、報告書を作成し教職員に共有している。【資料 2-6-2】

学生生活実態調査は、例年後期ガイダンスにおいてマークシート方式で実施してきたが、コロナ化を契機として、より学生の意見をデータとして収集・分析しやすくするため、WEB 方式に切り替えて実施するようになり、高い回答率を得ている。

○学生意見箱・意見交換会

ホームページ上に「学生意見箱」を開設し、学生が直接意見を伝えられる環境を整え、TBGU ハンドブックに周知している。令和 2(2020)年度後期、コロナ禍対応のため学生食堂の座席数制限を行ったが、学生意見箱に食事スペース・時間の不足の意見が寄せられたことから、新たな食事スペースの設置、カレー弁当販売等の対応を行った。【資料 2-6-3】

平成 30 (2018) 年度から、学友会の役員学生と学長等役職者との懇談会を開き、意見交換を行っている。また、令和 4(2022)年度から、全学 FD 研修会のプログラムとして各学科専攻の代表学生との意見交換会を開催している。令和 5(2023)年度は 8 月 2 日(水)に開催した全学 FD 研修会では、学部学科や学年を越えた学生が交流する学修プログラムへの期待が議論された。【資料 2-6-4】

○学友会からの意見・要望の把握

学友会役員&サークルリーダー研修会にて、学生の要望とりまとめを行う機会として予定していたが、コロナ禍にあって中止となった。令和 2(2020)年度前学期は、コロナウイルス感染症拡大防止のため、大学への入構が制限され、学友会活動も従来のような活動が出来ない状況であった。学生会代表者会議構成員に対し、メールにて現在の状況において学友会活動でどのようなことが出来るか意見を聴取した。

令和 5(2023)年度から、学生の意見を直接聴取するため、学生代表として学友会役員学生から意見を聞く学長学生座談会を実施しており、その結果は大学運営会議等における検討の参考としている。【資料 2-6-4】

○大学院学生の意見聴取

大学院では、少人数教育のなかで、指導教員との密な意思疎通を図り常に学生の意見を汲み取りながら対応している。また、ガイダンスにおいて定期的な調査を行い、意見聴取の機会を増やしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等の把握・分析と検討結果の活用

○SA 制度による意見・要望の把握

学生一人ひとりの健康状況や経済的支援に関しても、各学科専攻の SA が個別面談等により要望・意見を把握し、対応を行っている。必要に応じて、各学科専攻における支援や健康管理センター（保健室・学生相談室・特別支援室）による支援に繋いでいる。経済的支援については、学生課と連携して対応している。【資料 2-6-1】

○学生生活実態調査

平成 19(2007)年度から実施している学生生活実態調査の 4 年ごとに実施される大調査における総合的満足度は、回を重ねるごとに満足度（大変満足+だいたい満足）が上がっており、直近の大調査（令和 5(2023)年度）の満足度は 83.4%であった。心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等は、調査項目「②経済状況」「⑥からだと心の健康」等への回答を通して把握し、学生への教育、対応に活用している。【資料 2-6-2】

○健康管理センター（保健室・学生相談室・特別支援室）

学生の心身に関する健康相談や学生生活に関する個別の相談、要望等については健康管理センターに設置された保健室、学生相談室及び特別支援室が対応している。【資料 2-6-5】

保健室には、看護師資格を有する職員 2 人を配置し、対面や電話による学生の健康相談などの業務を担っており、学生の相談内容や症状等に応じて、療養や受診勧奨等の対応を行っている。令和 5(2023)年度の相談内容の大半は感染症に関連するものであった。また、必要に応じて学生相談室や特別支援室、医療機関につなぐ業務も行っている。

学生相談室は、公認心理師・臨床心理士資格を有するカウンセラー 2 名を置き、大学生活、友人、家族、心身の不調などの相談に対応している。令和 5(2023)年度の相談の主な内容は学生生活や進路修学、対人関係等の相談となっている。危機に直面する学生を包括的に支援するため、学生や保護者の承諾を得て関係部署とも連携する体制を整えている。

また、学生に対するメンタルヘルス講座を、新入生には対面で、2 年次生以上にはオンデマンド動画で実施している。講座後にアンケートと相談希望調査を行い、ハイリスク学生の早期発見と介入に繋げている。

修学に関する合理的配慮が必要な学生には、特別支援室への相談を勧めている。支援の申出を受けた場合、所属学科及び専攻と連携しながら「個別配慮のお願い」を調整し、関係者に配布し、協力を求めている。また、週 3 日ランチタイムの居場所支援の場として「学生サロン」を開き、近況の聞取りやニーズを把握している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

○SA 制度による意見・要望の把握

学生一人ひとりの学修環境に関しても、各学科専攻の SA が個別面談等により要望・意見を把握し、対応を行っている。【資料 2-6-1】

○学生生活実態調査

毎年実施する学生生活実態調査結果で出された学修環境に関する学生の意見・要望等については、学生委員会で取りまとめ、関係部署へ分析と検討結果を依頼し、大学運営会議に報告している。調査分析の結果は毎年報告書にまとめ、教職員に共有している。学生に

はユニパにて公表してきた。令和 6(2024)年度は新しい大学ポータルサイトに移行する予定である。【資料 2-6-2】

大学の施設・設備に関する要望については、学生生活実態調査に加え、授業評価アンケートによっても調査しており、施設の整備、食堂メニュー改善、施設開放時間の延長等を行っている。調査や意見交換会においても、学生からはカフェのような自由な学修環境や Wi-Fi 利用サービスを求める要望が多く寄せられている。

○意見・要望への対応

学生生活実態調査等で出された要望に応え、令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度に同窓会から寄贈を得て、テーブルベンチ 7 台、ベンチ 7 台及びテントセット等を学内各所に設置した。学修環境としては、E サポや図書館をラーニング・コモンズとして整備し、大学全館で Wi-Fi によるインターネット環境を整備した。さらに中期計画Ⅲにおいても学修環境の整備を計画している。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

今後も SA 制度や学生生活実態調査を活用し、学生の意見の把握の努力を継続する。学生から提案された、学部学科や学年を越えた学修プログラムについては、他学部学科履修制度や課外プログラムの充実を検討していく。

②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望については、SA 面談、学生生活実態調査、学友会活動の支援、学長・学生座談会等を通じて把握・分析し、可能な限り反映する取り組みを進める。

保健室においては、健康相談等を通じて学生の要望等を把握し、学生の健康的な生活習慣の確立に資する事業への参加や各種啓発活動等を推進していく。学生相談室においては、心理講座やアンケート調査等の取組を継続し、学生が相談室に求める意見・要望等を的確に把握し、学生が援助希求しやすい環境を整えていく。また、相談の中で得られた学生の生の声を教職員にも還元していく。特別支援室においては、合理的配慮が求められる学生の支援に対する全学的な理解が進むよう取組を進めていく。

③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生からの要望が多い自由な学修環境（カフェ）の新設は、中期計画Ⅲにも重要課題として取り上げられており、実現に向けて計画を推進する。

大学院においても、学期ごとに学修環境等に関する調査を実施し、その結果をもとに対応策を検討する。学生研究室は研究機器について計画的に更新を図る。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 2-6-1】東北文化学園大学スチューデント・アドバイザー取扱要項【資料 2-2-8】と同じ

【資料 2-6-2】2023 年度学生生活実態調査実施結果報告書

【資料 2-6-3】本学ホームページ（学生意見箱）

【資料 2-6-4】2023 年度東北文化学園大学 FD・SD 研修会次第・学生との意見交換会「幅広い学びに対する学生のニーズ-学生は何を求めているか？」【資料 2-2-18】と同じ

【資料 2-6-5】東北文化学園大学健康管理センター規程【資料 2-4-6】と同じ

[基準 2 の自己評価]

○学生の受入れ

本学の使命・目的を踏まえた三つのポリシーを明確に定めており、各種媒体をとおして周知している。

東北文化学園大学フォーラム、進学ガイダンス及び高校教員説明会を開催しており、加えてインターネット等情報ツールを駆使した広報活動も展開している。

学部学科の再編、名称変更及び入学定員の見直しを行っており、入学定員に沿った適切な学生受入数の維持に努めている。

○学修支援体制

学修支援に関しては、大学運営会議及び教学マネジメント委員会が方針・計画を策定し、教務委員会が実施を担当している。

入学予定学生、新入生及び在学生のガイダンスを丁寧に開催し、学生リーダー会の協力を得て新入生交流会も行って、学修支援に努めている。

各学生の面談指導等を行うツールとして初年次ポートフォリオの運用、成績不振学生の指導に資する修学指導記録システムの運用を行っている。

実験・実習・演習の授業で大学院生による教育支援のための TA 制度を整えている。また、学部学生による授業等ピアサポーター制度を SJ 制度に追加し運用している。

○キャリア支援

各学科専攻が就職委員会及びキャリアサポートセンターと連携しながら、本学独自の業界研究会や就職ガイダンス等の企画、運営を行っている。

医療系学科では臨地実習・臨床実習を通して、他の学科ではキャリア教育科目を教育課程に配置し、キャリア支援を行っている。

特別配慮を要する学生に対しては、健康管理センター特別支援室、学科専攻、教務課、学生課及びキャリアサポートセンター等が連携協力して支援に当たっている。

○学生サービス

学生委員会及び学生課が、学生の課外活動支援及び厚生補導等を担う全学組織として機能している。

経済的支援については、日本学生支援機構奨学金の他、本学独自の奨学生制度等を設け、適切な支援を行っている。また、学内行事等の支援や授業補助等のアルバイトを行う S J 制度を設け、特徴ある支援制度として運用している。高等教育の修学支援新制度及び国民年金の学生納付金特例制度について、丁寧に対応している。

学生の課外活動等への支援は、学生及び教職員を会員とする学友会を通して行われており、各種行事や研修会などは、学生と教職員が協働して取り組んでいる。

○学修環境の整備

土地、建物、施設設備の保守管理は、法人事務局管財部が担当し、迅速な対応に努めている。学修環境の整備としては、グループ学習等を実施できる教室を新設し、全館 Wi-Fi 整備を完了した。実習施設については、各学科専攻の専門に応じて整備している。

図書館では、静寂な個別学習スペース及びグループ学習室、基礎教育センターでは、個別スペースの他、多様な構成が可能なグループ学習環境を整備し、ラーニング・コモンズとして有効に活用されている。

体育関連授業、学生の健康活動、課外活動に資するよう運動場や体育施設の改善に努めており、各施設の改修、改善に取り組んでいる。

教務課が中心となり、履修者数や授業形態に合わせた教室の選定等、各学科専攻と連携して適切な管理を行っている。

○学修支援及び意見・要望への対応

学修支援に対する学生の意見・要望は、毎年、授業評価アンケート、学生生活実態調査及び学生満足度調査等で把握に努め、結果を学生にフィードバックしており、改善に役立っている。また、学修環境に対する要望は、中期計画等にも反映させている。

以上のことから、基準2「学生」について、基準を満たしていると判断した。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1 の視点》

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

○卒業認定及び修了認定に関する方針

本学は、建学の精神、教育理念及び東北文化学園大学学則（以下、「学則」という。）の第 1 条及び第 3 条の 3 に掲げる目的を踏まえて、卒業及び学位授与の方針を表 3-1-1 に示すように全学のディプロマ・ポリシーとして定めている。さらに、各学部、学科の教育目的に即したディプロマ・ポリシーを定める階層的な構造とし、TBGU ハンドブック及び本学ホームページに掲載し周知している。【資料 3-1-1】

令和 4(2022)年度には、全学ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行うとともに、各学部、各学科・専攻のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについても検証を行い改正した。

表 3-1-1 本学のディプロマ・ポリシー

大学
東北文化学園大学は、その教育の過程において厳正な成績評価を行い、各学部学科の教育課程における所定の単位を修めるとともに以下の要件を備えた学生に対して、卒業を認定し学位を授与します。 1. 社会人としての基礎力 社会を構成する一員として、他者を尊重し、良好なコミュニケーションによって、自律、協調して主体的に行動する創造的能力が身についている。 2. 実学の修得と倫理観 職業人として、社会に評価される知識や技術・技能を修得し、必要とされる倫理観を養い、他者と連携し問題を解決する能力が身についている。 3. 地域の理解と社会貢献 地域社会や国際社会を視野に入れ、地域に対する理解と社会に貢献するための実践的能力が身についている。

大学院のディプロマ・ポリシーは研究科全体、専攻別、博士課程前期 2 年の課程、博士課程後期 3 年の課程に分けて定め、大学院 TBGU ハンドブック・シラバス及び本学ホームページに掲載し、広く周知している。また、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリ

シー及びディプロマ・ポリシーで構成する「東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科のアカデミック・ポリシー」を定め、大学院 TBGU ハンドブック・シラバス及び本学ホームページに掲載し周知している。【資料 3-1-2】

表 3-1-2 本大学院のディプロマ・ポリシー

大学院
博士課程前期 2 年の課程 保健医療福祉及び生活環境情報において、広い視野に立って研究能力及び高度な知識と技術を有する専門的職業人と認められる者。 博士課程後期 3 年の課程 博士課程前期 2 年の課程の目標とする専門的能力を基礎に、さらに高度な知識や技術を修得し、高い学問的見識と自立的な研究開発・指導能力を有する、高度専門技術者、研究者及び教育者となる人材と認められる者。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

○単位認定及び成績評価

単位の認定については、学則第 29 条に単位の計算方法、第 30 条に単位の認定及び成績の評価について定めている。他の大学等における学修については第 33 条及び第 34 条に、入学前の既修得単位の認定については第 35 条に定めており、本学以外で修得した単位については合わせて 60 単位を超えない範囲で認めると規定している。【資料 3-1-3】

大学院における単位の認定については「東北文化学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 30 条及び第 31 条に規定し、入学前の既修得単位については第 36 条に定めており、本大学院以外で修得した単位は合わせて 15 単位を超えない範囲で認めると規定している。【資料 3-1-4】

単位の認定及び成績の評価に関しては、東北文化学園大学履修規程及び東北文化学園大学大学院履修規程に要件を定めており、学位の授与に関しては、「東北文化学園大学学位規程」に要件を定めて、厳正に運用している。【資料 3-1-5】 【資料 3-1-6】

授業科目の成績評価の基準については、試験、課題、レポート等、多元的な基準があるが、授業の形態、目的等によって異なるため、学部では各学科専攻の TBGU シラバスに、大学院では大学院 TBGU ハンドブック・シラバスに明示している。【資料 3-1-1】 【資料 3-1-7】

成績評価に関しては、5 種（S：90 点以上、A：80 点以上 90 点未満、B：70 点以上 80 点未満、C：60 点以上 70 点未満、D：60 点未満、S・A・B・C を合格として単位認定し、D を不合格とする）で行っている。【資料 3-1-3】 【資料 3-1-4】

なお、学生が成績評価について疑義がある場合は、「東北文化学園大学における学生からの成績開示に関する規程」及び「成績開示手続に関する申合せ」に基づき所定の手続きを行うことにより、当該成績評価の開示請求を行うことができる制度を設けている。【資料 3-1-8】

○GPA

単位認定等成績評価の公平性を確保するために、成績評価に対応した評価点（グレード・

ポイント、以下「GP」という。)を設定し、履修科目の GP の平均値(グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。)に係る「東北文化学園大学における成績評価平均値(GPA)に関する細則」を定めて運用している。学生に対しては、学修到達の目安として GPA2.0 以上を目指すようハンドブック等に掲載し指導している。【資料 3-1-9】

GPA は、「東北文化学園大学成績優秀者表彰制度に関する規程」の選考における基準の指標としても用いている。【資料 3-1-10】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

○進級及び卒業・修了認定の基準

進級については、各学科が定めた「進級及び履修に関する細則」に基づいて、各学部教授会において厳正に判定している。【資料 3-1-11】

卒業認定については、学則第 43 条及び第 44 条に規定し、学則の別表第 1(学則第 26 条関係)に定める各学科専攻の教育課程の卒業要件に基づいて、学部教授会において厳正に判定を行い、学長が決定している。【資料 3-1-1】

大学院健康社会システム研究科の博士課程の前期 2 年の課程及び後期 3 年の課程における修了要件及び学位授与については、大学院学則第 44 条から第 46 条の 2 に定め、厳正に適用している。【資料 3-1-2】

大学院の学位授与審査に係る事項については、「健康社会システム研究科前期課程学位授与審査申合せ」「健康社会システム研究科後期課程学位授与審査申合せ」「健康社会システム研究科後期課程を経ない者の学位授与申請及び審査申合せ」として定め、厳正に適用している。さらに、「東北文学園大学大学院健康社会システム研究科学位論文審査基準および体制」令和 2 年(2020)年 3 月 5 日大学運営会議で制定し、審査基準の明確化を図った。【資料 3-1-12】

大学院では、修士論文等審査・発表会及び博士論文審査・発表会を学内外に公開で開催し、学生の研究・学修成果を確認する場としている。博士学位論文審査には、指導教員は論文審査から外れること、および外部審査員を招聘することで審査の公正性を担保している。令和 4(2022)年度から、博士論文審査において指導教員である主査ではなく副査が予備審査の内容について別途報告することとし、学位認定の公平性・透明性を強化した。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

令和 7(2025)年度から全学共通科目群を置くことを契機に全学科専攻がカリキュラム変更を準備しており、全学部学科専攻のディプロマ・ポリシーの整合性を改めて検証し必要に応じて改正を行う。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学位授与の方針や基準及び学位審査手続きについては、教務委員会を中心に継続的に検証し、必要に応じて改善する。

③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

精緻化した成績評価の妥当性を、科目毎の成績分布、学科専攻・学年別 GPA の分析等を

通じて検証する。その結果を学科専攻レベルの取り組みに反映させる。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 3-1-1】 2023TBGU ハンドブック【資料 F-5】と同じ。本学ホームページ（大学の3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）
- 【資料 3-1-2】 2023TBGU ハンドブック・シラバス【資料 F-5】と同じ。
- 【資料 3-1-3】 東北文化学園大学学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-1-4】 東北文化学園大学大学院学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-1-5】 東北文化学園大学履修規程、東北文化学園大学大学院履修規程
- 【資料 3-1-6】 東北文化学園大学学位規程
- 【資料 3-1-7】 2023TBGU シラバス【資料 F-12】と同じ。
- 【資料 3-1-8】 東北文化学園大学における学生からの成績開示に関する規程、成績開示手続に関する申合せ
- 【資料 3-1-9】 東北文化学園大学における成績評価平均値（GPA）に関する細則
- 【資料 3-1-10】 東北文化学園大学成績優秀者表彰制度に関する規程
- 【資料 3-1-11】 ハビリテーション学科における進級及び履修の取扱いに関する細則、看護学科における進級及び臨地実習の履修に関する細則、現代社会学科における進級に関する細則、経営法学部における進級に関する細則、知能情報システム学科における進級及び卒業研究の履修に関する細則、建築環境学科における進級及び履修の取扱いに関する細則、臨床工学科における進級及び履修に関する細則
- 【資料 3-1-12】 健康社会システム研究科前期課程学位授与審査申合せ、健康社会システム研究科後期課程学位授与審査申合せ、健康社会システム研究科後期課程を経ない者の学位授与申請及び審査申合せ

3-2. 教育課程及び教授方法

《3-2 の視点》

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神に基づく教育理念の下、「東北文化学園大学学則」（以下「学則」という。）第1条の目的に即して4学部7学科を設置している。各学部学科の「人材養成その他の教育研究上の目的」は学則第3条第3項に定めており、これを「学部の教育目標」として、TBGU ハンドブックやホームページで周知している。【資料 3-2-1】

さらに、各学部学科は「人材養成その他の教育研究上の目的」及び「学部の教育目標」を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めている。学部学科のカリキュラム・ポリシーは、デ

イプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと対応しており、これら三つのポリシーの一貫性を確保している。

令和 3(2021)年度、全学カリキュラム・ポリシーについて、国際性の涵養を含めた内容に見直した。さらに、令和 4(2022)年度には、全学ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行うとともに、各学科・専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについて教務委員会で検証を行い、改正案を教学マネジメント委員会にて承認した。以上は TBGU ハンドブック、本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。

【資料 3-2-2】

大学院では、建学の精神に基づく教育理念の下、「東北文化学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 2 条の目的に則り、1 研究科 2 専攻を設置し、各専攻については「研究科の目的」を大学院学則第 6 条の 2 に定めている。【資料 3-2-3】

さらに、「研究科の目的」に則り、三つのポリシーを定めている。以上については、大学院 TBGU ハンドブック・シラバス、本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。三つのポリシーは、研究科全体、専攻別、博士課程前期 2 年の課程、博士課程後期 3 年の課程に分けて定め、TBGU ハンドブック・シラバスに記載し周知している。【資料 3-2-4】

【資料 3-2-5】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、「実学」「社会」をキーワードとして三つのポリシーを定めており、教育課程改正の機会等には、教育課程改正案と併せてアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。

教育課程の改正に当たっては、教務委員会、教学マネジメント委員会及び大学運営会議において改正の趣旨及び目的等について確認し、授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応について検証を行っている。

大学院の博士課程前期 2 年の課程健康福祉専攻及び生活環境情報専攻のカリキュラム・ポリシーは、ともにディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程を編成している。ディプロマ・ポリシーは、健康福祉専攻では「健康で安全な生活の維持・長寿社会の創生」、生活環境情報専攻では「健康で安全な生活環境及び高度情報社会の維持・創生」を掲げ一貫性を持たせている。また、博士後期 3 年の課程では、健康福祉専攻は「健康で安全な生活の維持・長寿社会の創生」、生活環境情報専攻は「健康で安全な生活環境及び高度情報社会」を掲げ一貫性を持たせている。【資料 3-2-4】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

○教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

各学部学科は、学則第 26 条に基づく履修規程において、カリキュラム・ポリシーに即した教育課程を定め、TBGU ハンドブック、本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。令和 5(2023)年度入学生から適用の授業科目分類は表 3-2-1 のとおりである。【資料 3-2-6】

○CAP 制度

学生が学修すべき授業科目を精選し、1 単位当たり必要な学修時間を確保することで授

業内容を深く理解し身につけること（単位の実質化）を目指して、1年間に履修登録できる単位数の上限を定める制度（以下「CAP制度」という。）を導入している。CAP制度については、「TBGUハンドブック」、本学ホームページ等により学内外に公表している。【資料 3-2-7】

表 3-2-1 授業科目分類（2023 年度入学生適用）

科目分類	学部学科専攻
基礎科目	医療福祉学部、工学部
教養・基礎科目	現代社会学部、経営法学部
専門基礎科目	医療福祉学部、現代社会学部、経営法学部、工学部
専門科目	医療福祉学部、現代社会学部、経営法学部、工学部
選択必修科目	医療福祉学部リハビリテーション学科言語聴覚学専攻
研修科目	工学部

○シラバス

各学部学科専攻の教育課程に設けられたすべての科目について、シラバスの作成を義務付けている。シラバスの科目ごとの掲載項目は、「科目名」「担当者」「科目ナンバリング」「DP との対応」「配当年次」「授業形式」「授業時間」「単位」「アクティブラーニング」「ICT 活用」「数理・データサイエンス・AI 授業」「授業内容」「学習の到達目標」「成績評価方法」「課題等のフィードバック方法」「履修上の注意・予習・復習について」「受講して得られる効果・メリット」「実務教員担当科目」「授業計画」「教科書」「参考書」「備考」である。【資料 3-2-8】

学生が教育課程を体系的に理解した上で科目履修する一助とするため、1～4 年次までの教育課程をロードマップ化した「カリキュラム・ツリー」及び授業科目を学年配置した「カリキュラム配置図」を作成している。また、「授業科目とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）との対応表」を「TBGU シラバス」に掲載している。

令和 7(2025)年度からの全学共通教育の改正に合わせて、各学科・専攻の教育課程の改正を実施するべく検討を行っている。

○大学院の教育課程の編成

大学院の各専攻は、大学院学則第 27 条第 3 項に基づく「東北文化学園大学大学院履修規程」（以下「大学院履修規程」という。）において、教育目的及び三つのポリシーに即した教育課程を定め、「TBGU ハンドブック・シラバス」及び本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。【資料 3-2-4】

令和 5(2023)年度入学生適用の授業科目分類は、博士課程前期 2 年の課程では「共通科目」及び「専門科目」、博士課程後期 3 年の課程では「学際領域科目」及び「専門科目」で構成している。【資料 3-2-9】

大学院の健康福祉専攻博士課程前期 2 年の課程に設置されているナースプラクティショナー（以下「NP」という。）養成分野は、平成 28(2016)年 4 月に保健師助産師看護師法（第 37 条の 2 第 2 項第 5 号）に定める特定行為研修指定研修機関（特定行為 21 区分）の指定を受けたことに伴い、教育内容をさらに充実させた。【資料 3-2-10】

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育に係る教育課程上の実施等については基礎教育センター並びに教務部長を委員長とする教務委員会及び教務部教務課が担っている。

平成 29(2017)年度から設置された「教学マネジメント委員会」においても、教養教育の在り方について、全学的視点から検討を行っている。

令和 4(2022)年度には、令和 7(2025)年度に予定されている全学カリキュラム改正にあわせて、全学共通基礎科目の見直しを図ることを目的として、教学マネジメント委員会の下に「全学共通基礎科目ワーキンググループ」を設置し、検討を行った。

令和 5(2023)年度から、将来の数理・データサイエンス教育プログラム（リテラシーレベル）認定を想定して、全学の情報リテラシー系科目を必修化し、数理・データサイエンスの内容を強化した。なお、令和 7(2025)年度には科目名称を「データサイエンス入門」に統一し、さらに専門性を高めた全学必修科目を新設することを決定している。

○全学共通の教養教育

全学共通の教養教育は、令和 3(2021)年度から「輝ける者 principle」としてまとめられ、教養科目群「探求・理解プロジェクト」と各学科専攻に配置される基礎教育科目「育みプロジェクト」とで構成されている。【資料 3-2-2】

「探求・理解プロジェクト」は、本学の建学の精神である「輝ける者を育む」ために用意された、表 3-2-1 の 7 科目からなる教養プログラムで、総合大学の特色を活かし、医療、工学、社会学、経営法学等、学部専門領域の垣根を超えて、様々な分野の教員たちがチームをつくり、アクティブラーニングを重視した実践的なプログラムを提供している。

表 3-2-1 探求・理解プロジェクト科目群

科目名（目的）	配当年次	内容
輝ける者 （自己の探求・理解）	1 年通年	仙台の音楽文化や地域の地場産業を含めた実効的な地域創生事業を学び、実践し、提案できる力を養う。その際に地域企業や市民、芸術文化を支える地域の才能を巻き込み、イベント等で実践できる豊かな人間性、協調性、コミュニケーション力を身につける。
人間文化探求 （人間の理解）	1 年通年	私たち一人ひとりの生き方を「人間文化」と捉え、その多様性に触れながら、人生の価値、意味、目標など人間にとって根源的・普遍的な課題を探求する。授業は隔週で行う。
地域活動・ボランティア （地域共生の理解）	1 年通年	様々な領域の活動に取り組み、現代社会に生きる自己の存在の有用性を獲得する機会とするとともに、理想とする地域社会の構築に向けた一員としての意識と態度の涵養を図る。
いのち 生命を考える （生きることの理解）	1 年前期 1 年後期	「ヒトの生命」を主たるテーマとし、「生きること」「死ぬこと」「障害と共に生きること」等について講義と意見交換を通じて考える。
現代社会をみる （多様性の理解）	1 年前期 1 年後期	現代社会における様々な課題について「多様性の理解」をコンセプトとし、複数の信頼できるエビデンスをもとに、学生が自分の意見をレポートにまとめ、教員のフィードバックや他の意見を参考にそれをブラッシュアップするスキルを学ぶ。
生活の中の科学 （生活における科学の理解）	1 年前期 1 年後期	「安全・安心」をキーワードに、現在の科学技術がいかに我々の日々の生活に役立っているか、また科学技術の将来のあるべき姿について学ぶ。
ボランティア探求 （社会的実践力の強化）	2 年通年	各種ボランティア活動の実践を通じて、各種ボランティアの指導者並びに NPO・NGO 実践者・指導者等を目指すことを目的とする。

○学部学科の教養教育

学部学科における教養教育に係る科目は、各教育課程に基づき各学部学科が相互協力して実施している。時間割の作成、授業担当者の確認、兼任教員及び非常勤講師の調整等、

教学上の管理は教務委員会及び教務課が連携して行っている。

○基礎教育センターの教養教育

基礎教育センターは、全学共通科目の管轄の他、海外での研修及び留学を支援する「グローバル・エデュケーション・プロジェクト」（GEP）、学生の多様な学修ニーズに対して個別的に対応する「コンサルティング&コーチング」（C&C）等を主管するとともに、全学的な教養教育の中心的役割を担っている。【資料3-2-11】

○地域連携センターの教養教育

地域連携センターは、本学の教育研究資源を活用した地域社会に貢献する事業を所轄しているが、全学共通の探求・理解プロジェクト科目の「地域活動・ボランティア」の主管に加えて、「公開講座」等の企画・運営によって、広義の教養教育を支援している。【資料3-2-12】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

○上級生・下級生交流学修

令和 4(2022)年度から、下級生が学修の具体的な目標を定めやすいように、上級生をロール・モデルとして位置づけ、教科目内で上級生と下級生の交流学修の機会を増やすことに注力した。令和 4(2022)年度の FD・SD 研修会では、各学科専攻で進めている事例について学生が登壇して、上級生・下級生の交流学修の効果や課題について議論を深めた。令和 5(2023)年度には、交流学修が可能な時間割を定める学科も見られるようになり、さらに向上を図っている。

○異文化の理解及びコミュニケーション力の涵養

基礎教育センターでは、異文化に対する理解及びコミュニケーション力の涵養を図ることを目的に、GEP を設置し、各種の教育プログラムを行っている。全学共通科目として「海外研修」を配置している。研修渡航先は、中国、韓国、オーストラリアと他に学生が希望する国である。ホームステイや大学の寮に宿泊しながら、現地の大学の学生・教員との交流、異文化体験や現地の人々との触れ合いを通じて、国際理解や国際感覚を身に付けている。

【資料 3-2-13】

また、学生自身の調査・課題のテーマを海外で実施する「海外チャレンジプログラム」を令和 5(2023) 年度から開始した。同プログラムは、調査・課題実施計画のプレゼンテーションと語学力を審査し採択する。海外で調査・課題を実施し、帰国後、成果について報告会を開催している。【資料 3-2-14】

海外渡航に向けて、学生の語学力向上 及び異文化理解の支援として、「TOEIC チャレンジプログラム」や福島県天栄村にある「ブリティッシュヒルズ」において、英語だけでの生活を宿泊体験する「イングリッシュ・ブート・キャンプ」を企画、実施している。

○個別学修指導（コンサルティング&コーチング）

基礎教育センターでは学生の多様な学修ニーズに応えるため、国語・文章表現、英語・英会話、数学、大学での学修や生活に関して、教育アドバイザー及び非常勤講師による個別的な学修指導 C&C を実施している。C&C は単なる学修指導に留まらず、学生の相談にのり担当教員等との連絡調整を行うこと（コンサルティング）や、学生個々の学修ニーズを明確化しその意欲を引き出すこと（コーチング）等も含めて対応している。【資料 3-

2-15】

○多職種連携教育

本学では9種の医療福祉専門職を養成している。医療福祉学部 of 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士の6種、工学部の臨床工学技士、現代社会学部の社会福祉士と精神保健福祉士2種である。高齢社会における保健医療福祉サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムに関わる優れた医療福祉専門職を養成することを目的に、1年次から4年次まで段階的に多職種連携教育（IPE）に取り組んでいる。令和2(2020)年度より、多職種連携教育を1年次～4年次まで体系化し、1年次後期に「チーム医療福祉論」（1単位）、2年次前期に「保健医療福祉概論」（2単位）、3年次前期に「専門職連携論」（2単位）、3年次後期に「専門職連携セミナー」（1単位）の4科目を配置した。4年次は、臨床実習、臨地実習、ソーシャルワーク実習を通して現場で学ぶことができる。専門職連携セミナーには、東北医科薬科大学薬学科（薬剤師）及び仙台白百合女子大学健康栄養学科（管理栄養士）の専門職を目指す学生にも呼びかけ、日程上可能な場合には参加を得ている。1週間のグループワークを行い、その取り組みの成果を、本学の教職員、他大学の教員を交えて報告会で討論を行っている。【資料 3-2-16】

○グローバルリーダー育成補助金制度（経営法学部経営法学科）

本制度は平成30(2018)年度に総合政策学部（現経営法学部）で設立され、自己の成長を目指して国内外での調査研究を希望する学生に財政的支援を提供するために始まった。その主な目的は学生の学際的な学びを促進し、グローバルなリーダーシップを育むことである。学生は事前に企画書を提出し、審査に合格した学生は現地で1週間以上の現地活動を行う。平成30(2018)年度、令和元(2019)年度は5人の学生が海外（アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ）で調査研究を行った。以降は新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続いたが、令和5(2023)年度に再開し、3人の学生が海外（オーストラリア、フランス）で調査研究を行った。【資料 3-2-17】

○フロンランナープロジェクト（経営法学部経営法学科）

本プロジェクトは、学生が新しいビジネスアイデアを創出し、国際的な視野を広げることが目的として、令和5(2023)年度に経営法学部でスタートした。プロジェクトへの参加は志願制とし、1～4年横断型ゼミナールとなる。

初めてのプロジェクトは「海外・産学連携インターンシップ」という形で実施され、マレーシアのクアラルンプールにある旅行会社を通じて、3名の学生が市内および郊外の観光地でフィールドワークを行った。帰国後、ランドオペレーターとしてのツアー提案書を作成し、インターンシップ先の旅行会社にオンラインでプレゼンテーションを行い、評価を受けた。【資料 3-2-17】

○国見の杜クリニックの教育面への活用（言語聴覚学専攻）

東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニックには、言語聴覚学専攻小児領域3名の教員が、自閉症スペクトラム障害の言語・コミュニケーション障害、構音障害、発達性読み書き障害などのリハビリテーションを行っている。その他、対象が成人領域の教員は発達外来からの依頼で知能検査等を行う体制をとっている。教育面への活用としては、言語聴覚学専攻学生の1年次にグループ見学、2年次に個別見学を行い、2年次後期から4年次前期には臨床参加ボランティア、臨床実習Ⅰ、Ⅱなどを行っている。【資

料 3-2-18】

○他学部他学科履修制度

本学では、学際的交流を図るため、履修規程第 10 条に基づき「他学部他学科履修制度」を設けている。各学部が公開している科目を履修することで、知識や応用力をさらに高められる。この制度は、「TBGU ハンドブック」及び本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。

○教授方法改善にむけた組織体制の整備、運用

本学では、教授方法の改善を推進するために、研修委員会が主管する全学 FD 研修会、教務委員会が主管する授業評価アンケート(年 2 回)及び学内公開授業(通年)、医学系教育検討委員会が主管する「医学系科目担当者による相互評価」を実施している。

授業評価アンケートについては、教員がアンケート結果を授業改善に役立てるとともに、各教員が報告書に記載する「学生へのメッセージ」を通じて、アンケート結果を授業にどう反映させているかを説明している。なお、授業評価アンケートの評価項目、評価基準、分析方法及び結果の活用等については、教務委員会で継続的に点検を行い、必要に応じて見直しを図っている。

学内公開授業については、「学科専攻内公開授業」と「全学公開授業」の 2 通りで実施している。「学科専攻内公開授業」では、学科専攻内において公開授業の対象科目・科目群等を設定し、学科専攻所属の教員が授業を聴講後、授業改善に向けたディスカッションを行っている。また、「全学公開授業」では、教員が興味のある授業を任意に聴講し、聴講後、「学内公開授業聴講者アンケート」を記入し、教務課へ提出する。教務課は、そのアンケートを授業担当教員へフィードバック(匿名)している。【資料 3-2-19】

○大学院における授業改善

大学院では、少人数教育の特徴を活かし、知識と技術がつながるよう演習・実習科目を配置している。また、健康福祉専攻 NP 養成分野では、学外実習の充実を図り、先進的な知識・技術を修得できる体制を整えている。同分野では遠隔授業の方法を工夫し、課題の提出、評価フィードバックの迅速化などに努めている。また症例発表会では病院指導者にも参加を求めており、充実した指導体制となっている。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学部学科の教育目標とカリキュラム・ポリシーの整合性を検証し、改善していく。また、ガイダンス、TBGU ハンドブック、ホームページ等を通じた周知を徹底する。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

令和 7(2025)年度からのカリキュラム改正に向けて、全学部学科専攻のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を改めて検証し必要に応じて改正を行う。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成を充実させるため、科目ナンバリング制度を平成 29(2017)年度から導入しており、その点検・改善を行う。また、各学科カリキュラム・ツリー表現の整合性を検証し改善する。

④教養教育の実施

コロナ禍で制限されてきた全学共通教養科目「探求・理解プロジェクト科目」におけるアクティブラーニングの充実に努める。また、データ・サイエンス科目及び健康リテラシー科目の全学必修化・充実に取り組む。

グローバル教育充実の一環として、イングリッシュ・ブート・キャンプや海外チャレンジプロジェクトを充実させ、「海外研修」の履修者数を増加させる。

⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

FD・SD 研修会、授業評価アンケート、授業公開制度等の見直しを行い、授業の質改善を図る。

教学マネジメント委員会及び外部評価委員会における教育目標や教育課程の編成、実施に関する評価に基づき、PDCA サイクルを回すことにより、計画的かつ組織的に改善を推進する。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 3-2-1】東北文化学園大学学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-2-2】2023TBGU ハンドブック【資料 F-5】と同じ
- 【資料 3-2-3】東北文化学園大学大学院学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-2-4】2023TBGU ハンドブック・授業概要(大学院)【資料 F-5】と同じ
- 【資料 3-2-5】教育目的とポリシー（大学院）ホームページ
- 【資料 3-2-6】東北文化学園大学履修規程【資料 3-1-5】と同じ
- 【資料 3-2-7】各学部学科における履修登録単位数の上限に関する細則(各学科)
- 【資料 3-2-8】2023TBGU 授業概要(各学科)
- 【資料 3-2-9】東北文化学園大学大学院履修規程【資料 3-1-5】と同じ
- 【資料 3-2-10】特定行為研修指定研修機関指定証
- 【資料 3-2-11】基礎教育センターのご紹介（リーフレット）
- 【資料 3-2-12】地域連携センター公開講座パンフレット
- 【資料 3-2-13】海外研修体験報告会（ホームページ・ニュース）
- 【資料 3-2-14】海外チャレンジプログラム報告会（ホームページ・ニュース）
- 【資料 3-2-15】基礎教育センターコンサルティング&コーチング利用状況
- 【資料 3-2-16】保健医療福祉専門職養成における多職種連携教育検討 WG 報告書
- 【資料 3-2-17】特集記事「経営法学×国際展開プログラム」（本学ホームページ）
- 【資料 3-2-18】本学附属 医療機関「国見の杜クリニック」での学び（本学ホームページ）
- 【資料 3-2-19】全学公開授業聴講者アンケート（フォーマット）

3-3. 学修成果の点検・評価

《3-3 の視点》

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

○アセスメント・ポリシー

本学では、三つのポリシーに則した点検・評価をおこなうため、「アセスメント・ポリシー」を定めている。学生の学修成果については、各科目試験（定期試験）、輝ける者ベーシックテスト、GPA、成績分布状況、在学生満足度調査、就職率、国家試験合格率、卒業生満足度調査（卒業時）等により点検・評価している。

【資料 3-3-1】

表 3-3-1 本学のアセスメント・ポリシー

学修過程及び評価のレベルにおける評価指標			
学修過程 評価のレベル	入学前・入学時 アドミッション・ポリシーを 充たしている人材かどうかの 検証	在学中 カリキュラム・ポリシーに 即して学修を展開している かどうかの評価	卒業時 ディプロマ・ポリシーを 充たす人材になっている かどうかの検証
大学全体レベルの 評価指標	- 各種入学試験 - 調査書 - 志望理由書 - 面接 - 小論文	- 学修状況調査 - 学生生活実態調査 - 休学率 - 退学率	- 学位授与数 - 卒業率 - 就職率 - 進学率 - 卒業生満足度調査（卒業時）
学部・学科・専攻 レベルの評価指標	入学前教育	- 初年次ポートフォリオ - 修学指導記録 - 成果発表（ゼミ発表、実習報告会等） - 年次修得単位数 - 年次 GPA - 進級率 - 休学率 - 転学部転学科専率 - 退学率	- 卒業論文（卒業研究含む） - 卒業研究発表 - 通算 GPA - 卒業率 - 学位授与数 - 就職率 - 国家試験合格率 - 各種資格試験合格率
科目レベルの評価指標	輝ける者ベーシックテスト	- 各種試験（定期試験含む） - 各種レポート - 成績評価 - 授業評価アンケート	- 各種試験（定期試験含む） - 各種レポート - 成績評価 - 授業評価アンケート

注：学修過程及び評価のレベル毎に、適切な評価指標を用いる。

大学全体レベルの学修成果の評価としては、卒業生がディプロマ・ポリシーを充たす人材となっているかの検証のため、学位授与数、卒業率、就職率、卒業生満足度調査(卒業時)の結果等を利用している。また、「卒業後アンケート」や卒業生の就職先事業所アンケートの結果も授業改善の参考にしている。

学部・学科専攻レベルの評価指標は、GPA や修得単位数が重要な評価指標であり、各学科専攻の進級基準とも関連させている。国家試験受験学科では国家試験合格率が重要な評価指標であり、外部テストも導入し学修成果の到達度を確認している。令和 4(2022) 年度から、学修成果の可視化に向け、「輝ける者ベーシックテスト」を開始した。また、在学生満足度調査も行っており、ディプロマ・ポリシー到達度を測るものとなっている。

科目レベルの評価指標は、科目ごとの成績分布状況を IR 室がデータ化し、各学科専攻では成績評価の信頼性・妥当性を検証している。また、全ての授業科目について授業評価アンケートを実施しており、結果は個々の教員に提供される。教員はフィードバックのために科目ごとに「学生へのメッセージ」を作成し、ユニバーサルパスポートで全学生及び教職員に公開してきた。今後は「TBGU ポータルサイト」にて公開する。

○学修状況調査

「学修状況調査」は教務委員会及び教務課が担当し、毎年度全学生に各自の学修状況に関して回答を求めている。従来はマークシートを用いて回答させていたが、コロナ禍を経て Google form を用いたオンライン回答に移行した。【資料 3-3-2】

○授業評価アンケート

「授業評価アンケート」は、原則、全授業科目に関して、前期、後期の授業期間終了時に全学生に当該科目の評価を聞いている。設問の内容は「A: 授業への取組について」の 4 項目、「B: 授業内容・方法・成果について」の 7 項目、「C: 授業の全般的印象」の 3 項目及び「自由記載」である。同アンケートも従来はマークシートを用いて回答させていたが、

コロナ禍を経て Google form を用いたオンライン回答に移行した。授業科目によっては回答率の低い科目が存在しており、課題となっている。【資料 3-3-3】

○就職状況調査

「内定報告書（兼進路決定報告書）」及び「卒業生在職者名簿」の各データは、キャリアサポートセンターが集約し、センターの就職情報システムにより集計・分析している。その結果は、就職活動及びその支援に活用するとともに、学校基本調査等の調査、各種アンケートに対応できるよう整備されている。【資料 3-3-4】

○卒業後アンケート

令和 5(2023)年 8 月、卒業後アンケートを実施した。令和元(2019)年度、令和 3(2021)年度の卒業生の内、住所が判明している 800 人を対象として実施した結果、有効回答 103 件、回答率は 13.6%であった。同結果については、大学運営会議や外部評価委員会にへ報告しており、教育活動の改善に寄与している。【資料 3-3-5】

○就職先企業アンケート

令和 5(2023)年 9 月、令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度の卒業生の就職先企業へのアンケートを実施し、237 事業所から回答を頂き、回収率は 36.7%であった。同アンケートの結果は、「卒業後アンケート」と同様に大学運営会議や外部評価委員会に報告し、教育稼働の改善に活用している。【資料 3-3-6】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

○学修状況調査

「学修状況調査」の結果は、IR 室が集計分析を行い教務課が管理している。各学科専攻の学修指導の改善に資する基礎資料として、各学科専攻等に提供している。

○授業評価アンケート

「授業評価アンケート」の集計結果は、ユニバーサルパスポートにおいて全学に公開してきた。今後は「TBGU ポータルサイト」に移行する。その評価結果は教員評価にも利用されており、科目担当教員は改善事項等を「学生へのメッセージ」として記載し、点検・評価の結果をフィードバックしている。【資料 3-3-7】

○教学マネジメント委員会における意見交換

例年 6 月に教学マネジメント委員会において、各種調査による分析結果やエビデンスに基づき、前年度の改善の進捗状況の報告と当該年度における改善計画をテーマとして、全学科専攻について意見交換会を開催している。令和 5(2023)年度は、特に休退学の防止について検討した。また 11 月には、同委員会において、当該年度の改善の進捗状況について確認を行っている。【資料 3-3-8】

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修状況調査のデータを各学科専攻で具体的にどのように活用しているかを整理してまとめ、参考となる事例を全学で共有する。

学修状況調査及び授業評価アンケートについて、IR 室によるデータ分析を実施し、さら

なる活用を検討する。また、授業評価アンケートについては、回答率の改善を図る。

ポートフォリオの教育効果を検証し、高学年への適用を検討する。

②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業評価アンケート結果の教員へのフィードバックが、より組織的な授業改善に資することができる方策について検討する。

平成 30(2018)年度からアセスメント・ポリシーを定め運用を開始したが、その内容及び運用状況等について引き続き点検・評価を行い、改善を図る。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 3-3-1】2023TBGU ハンドブック【資料 F-5】と同じ。

【資料 3-3-2】2023 年度学修状況調査票、集計表

【資料 3-3-3】授業評価アンケート（Google form 設問）

【資料 3-3-4】内定報告書（兼進路決定報告書）フォーマット

【資料 3-3-5】2023 年度卒業生アンケート集計結果

【資料 3-3-6】就職先企業アンケート集計結果

【資料 3-3-7】ユニバーサルパスポート画面（授業評価アンケート）学生へのメッセージ

【資料 3-3-8】教学マネジメント委員会議事録（令和 5(2023)年第 3 回～9 回）

【基準 3 の自己評価】

○単位認定、卒業認定、修了認定

建学の精神、教育理念及び学則に掲げる教育目的を踏まえ、卒業及び学位授与の方針をディプロマ・ポリシーとして定め、各学部学科もその教育目的に即したディプロマ・ポリシーを定め、「TBGU ハンドブック」及び本学ホームページに掲載し周知している。

学則第 29 条及び第 30 条の定めに基づき、単位の認定及び成績の評価に関しては履修規程に具体的な要件を定め、学位の授与に関しては学位規程に具体的な要件を定めて、厳正に運用している。関連規程等は、「TBGU ハンドブック」等で周知している。

進級については各学科の進級に関する細則に基づき、卒業認定については各学科専攻の教育課程の卒業要件に基づき、各教授会が厳正に判定し、学長が最終決定している。細則や卒業要件は、「TBGU ハンドブック」等で周知している。

○教育課程及び教授方法

全学の三つのポリシーは「実学」「社会」をキーワードとして、一貫性のあるポリシーとしている。

各学部学科は「人材養成その他の教育研究上の目的」及び「学部の教育目標」を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に公表している。また、カリキュラム・ポリシーに即した体系的教育課程を定めており、学生には教育課程をロードマップ化した「カリキュラム・ツリー」及び授業科目を学年配置した「カリキュラム配置図」、授業科目とディプロマ・ポリシーの対応表を示している。

全学共通科目は、令和 2(2020)年度から「輝ける者 principle」としてまとめられ、基礎教育科目「育みプロジェクト」と教養科目群「探求・理解プロジェクト」で構成されることとなった。「探求・理解プロジェクト」は、各学部専門領域の垣根を超えて、様々な分野の教員たちがチームをつくり、実践的なプログラムを提供している。

○学修成果の点検・評価

学修成果の点検・評価のために、全学生を対象に「学修状況調査」を毎年度実施している。また、各授業科目に対しては、学生による授業評価アンケートを行い、学期ごとに授業内容・方法等の点検・評価を行っており、科目担当教員は、改善事項等を「学生へのメッセージ」として記載し、フィードバックしている。

以上のことから、基準3「教育課程」について、基準を満たしていると判断した。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

《4-1 の視点》

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

○学長

東北文化学園大学学長選考規程第 3 条に「学長は、本学の建学の精神を体し、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」と定めている。学長は、寄附行為の定めにより理事に選任され、大学運営はもとより、法人運営においても意思決定に参加することになっている。【資料 4-1-1】 【資料 4-1-2】

学長がリーダーシップを発揮できるよう、副学長及び学長補佐、研究科長、学部長、学生部長、教務部長、センター長等は、学長が候補者を選考し理事会の承認を得て理事長が任命し、学科長及び専攻長は学長が候補者を選考し理事長が任命する規程としている。

【資料 4-1-3】

○大学運営会議

本学では、東北文化学園大学学則（以下「学則」という。）第 12 条に大学運営に関する重要事項を審議する機関として大学運営会議を置くと定めている。【資料 4-1-4】

大学運営会議の構成員は、東北文化学園大学運営会議規程第 3 条に規定しており、学長、研究科長、学部長、学生部長、教務部長、大学事務局長、及び学長が必要に応じて指名する者となっている。

○学長が委員長を務める委員会

全学に亘る重要な委員会（大学運営会議、入試広報戦略会議、自己点検及び自己評価運営委員会、教学マネジメント委員会、教員評価委員会、個人情報保護委員会）においては、学長が議長又は委員長を務めており、教学マネジメントに学長のリーダーシップが発揮できる体制としている。【資料 4-1-5】

○教学マネジメントの体制

本学の教育目標の実現、教育の質向上等を目指して、教学マネジメント委員会及び外部評価委員会を設置している。

教学マネジメント委員会規程第 2 条において、「教学マネジメントとは、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、その結果に基づいて改善を図る一連のサイクルにつ

いて、計画的・組織的に推進して行くことであり、また、そのための条件づくり、整備を進めることをいう。」と定義している。構成員は、学長、研究科長、学部長、学生部長、教務部長、事務局長、教務委員及び事務局職員の中から学長が指名する者若干人、学長が必要に応じて指名する者若干人となっている。

○学生の賞罰

学生の賞罰については、学則第 45 条、第 46 条及び第 47 条に定めており、懲戒に関し必要な事項は、「東北文化学園大学学生懲戒規程」（以下「懲戒規程」という。）を定め、第 12 条で学長による懲戒処分の実施手続きを定めている。【資料 4-1-6】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

○学長の教学マネジメントを補佐する役職者

学則第 7 条から第 10 条に、学長の他、学長の教学マネジメントを補佐する、副学長、学長補佐、学部長、学生部長、教務部長、総合発達研究センター、総合情報センター、基礎教育センター、地域連携センターをおき、教授をもって充てることを規定している。

○副学長・学長補佐

本学では、学則第 7 条第 2 項に「副学長及び学長補佐を置くことができる。」と定めており、教学マネジメントにおける重要事項に関する意思決定・業務執行における学長のリーダーシップを補佐している。

副学長については、東北文化学園大学副学長選考規程を定めており、第 2 条「副学長は、東北文化学園大学学長（以下「学長」という。）を助け、命を受けて校務をつかさどる。」、第 3 条「副学長は、学校法人東北文化学園大学常勤の理事又は東北文化学園大学教授とし、人格、識見ともに優れ、教育研究等において指導力を発揮できる者でなければならない。」としている。また、学長補佐については、東北文化学園大学学長補佐選考規程を定めており、第 2 条「学長補佐は、東北文化学園大学学長（以下「学長」という。）の指示に基づき、学長の企画・立案を補助することを任務とする。」としている。

○研究科長・学部長・専攻長

大学院研究科及び学部教育研究に係る業務執行のため、研究科長及び学部長を置き、各学部の各学科専攻には学科長及び専攻長を置いて、それぞれを統括している。研究科及び学部教授会は、それぞれ研究科長及び学部長が招集し議長となることを定めている。

○学生部長・教務部長

全学的な教学マネジメントに係る業務執行のため、学生部長及び教務部長を置き、教授をもって充てることを学則第 9 条及び第 9 条の 2 に定めている。

大学事務局では、学生部長が学生部学生課を統括して学生生活全般を担当し、教務部長が教務部教務課及び実習教育計画課を統括して教務関係全般を担当している。

○各センター長・所長

全学的な教育研究支援、地域連携及び健康管理に係る業務執行のため、総合発達研究センター長、総合情報センター長、基礎教育センター長、地域連携センター長及び健康管理センター所長を置き、学長指示の下、各センター業務を統括している。

○大学事務局長

大学事務に係る業務執行のため、大学事務局に局長を置き大学事務を統括している。局長は、大学の重要事項を審議する大学運営会議及び学長が委員長を務める委員会等に構成員として出席し、学長のリーダーシップに基づく大学事務の管理運営を行っている。

○教授会

教授会については、各学部及び大学院研究科に置かれる教授会（以下「教授会」という。）の運営の基本について定めた「東北文化学園大学教授会規程」を理事会が制定し、同規程第3条に下記の事項について学長が決定を行うに当たって意見を上申するものと規定している。【資料 4-1-7】

東北文化学園大学教授会規程 第3条
(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定める事項

また、「東北文化学園大学教授会運営規程」を学長が制定しており、同規程第6条第1項に下記の教育研究に関する事項を、学長が教授会の意見を聞くことが必要な重要事項として定めている。なお同条第2項にて、教授会は、この他に、教育研究に関する事項について審議し、その結果を学長に伝えることができるとしている。【資料 4-1-8】

東北文化学園大学教授会運用規程 第3条第3項
(1) 教育研究組織に関する事項 (2) 教員人事のうち、教員の教育研究業績の審査に関する事項 (3) 教育課程に関する事項 (4) 学生に対する懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分に関する事項 (5) 学生の除籍、休学、復学、退学、転学及び留学に関する事項 (6) 学生の厚生補導に関する事項 (7) 前各号に掲げるものの他、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聞くことが必要な重要事項として、学長が文書または電子メールにより教授会に通知した事項

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

○学校法人東北文化学園大学の事務組織

学校法人東北文化学園大学（以下「本法人」という。）事務組織は、法人の総務、管財を担当する法人事務局、教育研究活動を支援する大学事務局、専門学校事務部及び幼稚園事務課の2事務局1事務部2事務課に加え、内部監査室を理事長の下に設置している。

【資料 4-1-9】

事務組織の業務の遂行については、「学校法人東北文化学園大学事務組織規程」（以下「事務組織規程」という。）の定める職制、組織及び事務分掌に基づき、職員を適切に配置し、かつ、組織の各部署が担当する事項を定めている。【資料 4-1-10】

○学校法人東北文化学園大学の事務組織

学校法人東北文化学園大学（以下「本法人」という。）事務組織は、法人の総務、管財を担当する法人事務局、教育研究活動を支援する大学事務局、専門学校事務部及び幼稚園

事務課の 2 事務局 1 事務部 2 事務課に加え、内部監査室を理事長の下に設置している。

【資料 4-1-9】

事務組織の業務の遂行については、「学校法人東北文化学園大学事務組織規程」（以下「事務組織規程」という。）の定める職制、組織及び事務分掌に基づき、職員を適切に配置し、かつ、組織の各部署が担当する事項を定めている。【資料 4-1-10】

○学長主導による業務改善

令和 5(2023)年度より、入試広報に関し、学長のリーダーシップにより効率的な施策立案・決定がなされるよう、学長を議長とする入試広報戦略会議を創設し、決定された事項が直ちにアドミッションセンターの業務遂行に結び付くガバナンス改革を実施した。また、各職員が自らの業務目標を設定する際に配慮すべき事項を学長が示すこととした。このように学長主導による業務改善の取組を進めている。

○教務部

教務部教務課は、教務委員会と連携し、授業評価アンケートや学習状況調査の実施、学生の修学記録管理等、全学的な教育改善、修学支援に取り組んでいる。また教学マネジメント委員会の運営にも携わり、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直し、全学カリキュラム改正や共通基礎教育科目の策定等について教学をサポートしている。

教務部実習教育計画課では、4 学科 10 種の医療系国家資格養成課程に係る学外実習関連業務を担っている他、大学院ナースプラクティショナー養成施設関連業務も担っている。

○学生部

学生部学生課は、厚生補導業務を統括し、学生保険の諸手続き、学生の学友会活動、サークル活動等の課外活動、スチューデントジョブ及び学内外の各種奨学金等の修学支援等の学生支援全般を担当している。また、同窓会との連携、学生記録の管理や SA の取り纏めも行っている。

○庶務課

庶務課は、大学運営会議及び教授会等に関する事項、入学式及び学位記授与式等の諸行事に関する事項、予算管理に関する事項、教員の研究活動に係る事項、教員の人事に関する事項等の庶務業務を行っている。また、総合発達研究センター附属国見の杜クリニックの庶務業務も担当している。

○キャリアサポートセンター

キャリアサポートセンターは、学生の就職に関する業務を統括し、学生へのキャリア支援、学内での就職説明会の開催、インターンシップ等学生のキャリア支援を行っている。

○アドミッションセンター

アドミッションセンターは、入学者選抜試験及び学生募集に係る業務を統括し、入学者選抜試験の実施の他、大学案内パンフレット等の作成、オープンキャンパス及び高校生を対象とした各種ガイダンスへの対応、高校訪問等学生募集活動を行っている。

○総合情報センター

総合情報センター図書館情報事務室は、教育と研究活動の支援のため、図書館の管理・運営に関する業務並びに全学の情報ネットワーク等の情報設備の管理・運営に関する業務を行っている。

○健康管理センター

健康管理センターでは、保健室に専任看護師を配置し、学生の健康診断や日常の健康相談等を行っている。学生相談室には専任職員 1 人を置き、学生の相談業務を行っている。特別支援室にも専任職員 1 人を置き、特別な配慮を必要とする学生の相談及び支援等を行っている。

○基礎教育センター

基礎教育センターは、学生の基礎的な教育支援を行うとともに、全学的な教育の質の向上を図ることを目的としており、事務職員の他に教育アドバイザー・特任教授を配置している。

○地域連携センター

地域連携センターは、事務職員と特任教授を配置し、公開講座、市民講座等の企画・運営や学生のボランティア活動の支援を行っている。

○IR 室

大学における情報戦略及び IR(Institutional Research)を行い、学内情報の集約と分析結果に基づき、大学の意思決定を支援し、学長が行う業務の企画立案、経営分析、教学改革などを円滑に推進するために、学長の直轄組織として IR 室を設置している。【資料 4-1-11】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教学マネジメントは学長のリーダーシップのもと円滑に進められている。迅速な決定の周知と目的・目標の共有を図った業務の遂行方法については、状況の変化に応じて常に見直し、改善を図る。

②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の教育改革を進めるために、学長のリーダーシップが十分発揮できるよう、各役職者等との連携を強化していく。

③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの機能を一層強化するために、職員の配置と役割を明確にするとともに、各種会議の構成や運営状況などを定期的に検証し必要に応じ見直しを行う。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 4-1-1】東北文化学園大学学長選考規程

【資料 4-1-2】学校法人東北文化学園大学寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 4-1-3】副学長、学長補佐、研究科長、学部長、学生部長、教学部長、学科長、専攻長、総合情報センター長、基礎教育センター長、地域連携センター長、健康管理センター所長及び総合発達研究センター長の各選考規程

【資料 4-1-4】東北文化学園大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-5】大学運営会議、入試広報戦略会議、教学マネジメント委員会、自己点検及び自己評価運営委員会、教員評価委員会及び個人情報保護委員会の各規程

【資料 4-1-6】東北文化学園大学学生懲戒規程

【資料 4-1-7】東北文化学園大学教授会規程

【資料 4-1-8】東北文化学園大学教授会運営規程

【資料 4-1-9】学校法人東北文化学園大学の事務組織図

【資料 4-1-10】学校法人東北文化学園大学事務組織規程

【資料 4-1-11】東北文化学園大学 IR 室規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

《4-2の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

○専任教員の配置

本学の教員内訳を表 4-2-1 に示す。教員数は、助教以上 139 人、助手 8 人であり、教育を適正に行える体制を整えている。大学設置基準上必要な専任教員数及び専任教授数について、全学部学科で充足している。専門職養成の教育課程では、演習及び実習の科目等を配置しており、専門性の高い現任者を兼任教員としており、兼任教員数は 260 人である。

表 4-2-1 学部・学科別教員構成（人数）（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

学部・学科		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	兼任教員数※3
		教授	准教授	講師	助教	計				
医療福祉学部	リハビリテーション学科	17	8	7	13	45	4	18	9	112
	看護学科	11	9	4	6	30	4	12	6	
	保健福祉学科 ※1	5	8	0	1	14	0	—	—	
計		33	25	11	20	89	8	30	15	
現代社会学部	現代社会学科 ※1	8	8	0	5	21	0	14	7	47
計		8	8	0	5	21	0	14	7	
経営法学部 ※1 (旧 総合政策学部)	経営法学科 ※1 (旧 総合政策学科)	9	8	0	0	17	0	14	7	38
計		9	8	0	0	17	0	14	7	
工学部 (旧 科学技術学部)	知能情報システム学科	5	2	1	0	8	0	8	4	63
	建築環境学科	5	2	1	0	8	0	8	4	
	臨床工学科	6	1	0	2	9	0	8	4	
計		16	5	2	2	25	0	24	12	
大学の全取容定員に応じ定める専任教員数		—	—	—	—	—	—	27	14	—
合 計		66	46	13	27	152	8	107	55	—
合 計 (重複する者を除いた人数) ※2		61	39	13	26	139	8			

※1 令和 3(2021)年 4 月 1 日付及び令和 5(2023)年 4 月 1 日付の人事発令に基づき、人数を記載。

※2 令和 3(2021)年 4 月 1 日付の人事発令に基づき、重複する発令を除いた人数を記載。

※3 学部・学科を複数担当する兼任教員は、学部の学生数に基づき振り分けた。

専門分野の教育研究に必要な教員については、職業資格関連の指定基準に沿っているか専任教員としての採用時に十分な検討を行っており、各学部学科の教育目的に沿って適切に配置している。

全学の専任教員の職位別の年齢構成を表 4-2-2 に示す。大学院担当の教員は、博士課程の教育研究指導が十分に行えると判断された学部の専任教員（原則として教授、必要に応じ准教授）から選考しており、設置基準上の必要教員数及び設置基準上必要な指導教員数及び研究指導補助教員数を満たしている。【資料 4-2-1】

表 4-2-2 全学の専任教員の年齢構成（人数）（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

職位	29 歳 以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳 以上	合 計
教授	0	0	5	19	15	19	3	61
准教授	0	1	11	17	8	2	0	39
講師	0	2	6	2	1	2	0	13
助教	1	8	12	4	1	0	0	26
合計	1	11	34	42	25	23	3	139

○教員の採用・昇任に関する規則等

専任教員の採用・昇任は「学校法人東北文化学園大学就業規則」「東北文化学園大学教員選考規程」及び「東北文化学園大学大学院教員選考規程」に基づいて、厳格に行われており、退職予定教員等の状況を勘案し、教員の確保に努めている。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

各学部学科及び研究科では、それぞれの専門領域に適切に対応する教員を選考するため、職位毎に、学位、教育研究業績、教育・実務経験等に関する選考基準を設けて運用している。【資料 4-2-4】

専任教員の新規採用については、大学運営会議が基本方針等に基づいて採用手続きを開始する職位について審議する。学長は、この審議に基づき採用する職位を決定し、理事長に上申する。理事長は、法人の管理運営等を勘案した上で採用手続きの開始を決定する。この決定により、学部及び研究科では教授会に教員選考委員会を設置し、教員候補者の選考を行う。教授会は、選考委員会の書類審査、候補者面接等による選考結果を受けて審議し、選考した候補者を学長に報告する。学長は、候補者を理事長に上申する。理事長は、採用の可否を決定する。専任教員の昇任に際しても、新規採用に準じた形で選考している。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

学長は、専任教員の新規採用において、本学の運営又は教育研究上必要と認めた場合には、各教授会における候補者の選考によらず、候補者を選考し理事長に上申することができる。【資料 4-2-3】

本学では、特別任用教員、客員教授及び臨床教授等として、それぞれの規程に基づいて、教員任用及び称号付与を行っている。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】

兼任教員は「東北文化学園大学非常勤講師及び授業アシスタントに関する規程」に基づいて、任用している。兼任教員任用の妥当性については、毎年度開催する「非常勤講師等任用審査会」において検証している。【資料 4-2-8】

4-2-② FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

○FD 研修会

本学では、教職員を対象とした FD 研修会を実施し、教員の教育研究活動の改善の場としている。この研修会は、学内教育研究活動を公開する役割を担っており、教員には、学部の枠を超えた情報交換の場として、職員には、教員の教育研究活動の一端を知り、「教職協働」を目指す上で重要な場として実施している。【資料 4-2-9】

○授業評価アンケート

本学では、教育研究活動の向上を図るために、学生による授業評価アンケートを実施し、教員個々が授業改善に活用している他、評価結果を学内で公開することにより授業の改善促進につなげている。【資料 4-2-10】

○教員活動記録票について

本学では、教員自らが、教育研究に関する今年度の活動を振り返り、次年度に向けた課題を認識し、改善に向けた取り組みを検討する自己点検・自己評価ツールとして、教員活動記録票を作成している。この記録票をもとに、作成者（教員）と学科長との面談及び意見交換を行い、学部長及び学長が閲覧し、教員の自己点検・自己評価内容を確認している。

【資料 4-2-11】

○教員評価及び教員の資質・能力向上への取り組み

本学は、教員が毎年度作成する「教員個人調書」「教育研究業績書」及び「教員活動記録票」に基づき、教員自身による自己評価、それらに対する学科長及び専攻長による面談を実施し、次年度以降の活動の改善に向けた取り組みを行っている。【資料 4-2-12】

また、教員の教育・研究活動を評価し、人材育成と大学の活性化を図ることを目的とし、平成 30(2018)年度に「教員評価に関する規程」を施行し、令和 2(2020)年度から「教員評価に関する申合せ」第 3 条に規定する評価基準に基づき教員評価を行い、評価の高い教員を顕彰している。【資料 4-2-13】

教員の資質・能力向上を目指す取り組みの一環として、FD/SD 研修会を毎年度開催しており、「教育の質向上」及び「教職協働」を図る上で重要な機会となっている。【資料 4-2-9】

本学は、教員の資質・能力向上のため、「東北文化学園大学サバティカル制度規程」を平成 25(2013)年度に施行した。規程では「サバティカルとは、本学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）に対して、本学の教育・研究の向上に寄与する目的で職務を一定期間免除し、国内外の研究機関及び臨床機関、企業等において教員が自己研修に専念することをいう。」としており、これまで 6 人の教員がこの制度による自己研修を行っている。【資料 4-2-14】

本学では、「東北文化学園大学研究倫理規程」及び「東北文化学園大学研究倫理審査委員会規程」に基づき、研究倫理に関する講習会（開催状況は、基準 4 の 4-4-②参照）を開催し、研究倫理に関する教職員の資質の向上に努めている。【資料 4-2-15】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員数と配置については、各学部・研究科教授会及び事務局間で情報共有しながら、大学設置基準、国家資格関係の指定規則及び教育研究上に必要な教員数を確保していく。

兼任教員については、非常勤講師等任用審査会等で、人数も含めて採用の妥当性について継続的に検証していく。

②FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

毎年度 8 月には PDCA の一環として全教職員対象の FD 研修会を開催しており、この取り組みを継続していく。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 4-2-1】認証評価共通基礎データ
- 【資料 4-2-2】学校法人東北文化学園大学就業規則
- 【資料 4-2-3】東北文化学園大学教員選考規程、東北文化学園大学大学院教員選考規程
- 【資料 4-2-4】各学部学科の教員の資格の基準に関する申合せ
- 【資料 4-2-5】東北文化学園大学特別任用教員に関する規程
- 【資料 4-2-6】東北文化学園大学客員教授の推薦に関する申合せ
- 【資料 4-2-7】東北文化学園大学臨床教授等称号付与規程
- 【資料 4-2-8】東北文化学園大学非常勤講師及び授業アシスタントに関する申合せ
- 【資料 4-2-9】FD 研修会開催状況(2019 年度～2023 年度)
- 【資料 4-2-10】授業評価アンケート
- 【資料 4-2-11】教員活動記録票
- 【資料 4-2-12】「個人調書、教育研究業績書及び教員活動記録票並びに教員評価票」の提出について(依頼) (2023 年 4 月 27 日学長発信文書)
- 【資料 4-2-13】東北文化学園大学教員評価に関する規程、東北文化学園大学教員評価に関する申合せ
- 【資料 4-2-14】東北文化学園大学サバティカル制度規程
- 【資料 4-2-15】東北文化学園大学研究倫理規程、東北文化学園大学研究倫理審査委員会規程

4-3. 職員の研修

《4-3 の視点》

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

○SD 研修

本法人では、法人の財務状況に対する共通理解、事業目標・中期計画に対する PDCA アプローチの実践等を目的とし、事業計画及び中期計画に係る理解を深めるための SD 研修会を、全教職員を対象として毎年度実施している。【資料 4-3-1】

また、教職員の資質・能力の向上を図るため、令和 2(2020)年度には、日本私立学校振興・共済事業団による 1 年間の研修に職員 1 人の派遣を行った。

令和 5(2023)年 11 月には、「東北文化学園大学ガバナンス・コード (2021 年 10 月 26 日制定)」に基づき役員・評議員研修を実施した。【資料 4-3-2】

○専任職員を対象とした目標管理制度

本法人では、専任職員を対象として、目標管理制度を中心とした人事考課制度を導入しており、各々の能力開発及び組織としての目標達成を目指し、取り組んでいる。【資料 4-3-3】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

①SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組

教職協働及び職員の資質・能力の向上を目指し、総合的な SD の実施計画を策定し実施するとともに、実施結果に基づく実施計画の評価・改善を行う。

エビデンス集(データ編・資料編)

【資料 4-3-1】SD 研修開催状況

【資料 4-3-2】2023 年 11 月 28 日役員・評議員研修：依法律事務所 植村礼大弁護士「私立大学のガバナンスと私立学校法の改正について」

【資料 4-3-3】学校法人東北文化学園大学 2023 年度人事考課スケジュール

4-4. 研究支援

《4-4 の視点》

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員には、教育研究活動のために、教員研究室を割り当て、机、椅子、書棚等の基本的な備品を配置している。大学院生には、学生研究室を設け、机、椅子、パソコン、プリンター等を配置し、研究活動を支援している。【資料 4-4-1】

各学科専攻及び研究科の研究活動を推進するため、医療福祉学部及び工学部において実習室及び実験室等を配置している他、毎年度、教育研究用機器備品に係る予算で、要望があった機器備品の新規購入を行っている。また、中期計画「輝ける者を育むⅢ」の計画に基づき、老朽化した機器備品の更新を行っている。【資料 4-4-2】

図書館においては、各学科専攻及び研究科の要望により、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備及びサービスの提供を行っており、研究活動を支えている。

大学事務局庶務課が、教員の個人研究費の管理、科研費等の外部資金の情報提供、申請手続き及び管理等研究活動に関する支援を行っている。【資料 4-4-3】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については、「東北文化学園大学競争的資金等規程」及び「東北文化学園大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」（以下「不正行為防止規程」という。）に、研究費の管理・監査及び適正な執行並びに研究活動の不正行為の防止について必要な事項を定めている。研究者等には、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は講習会等を定期的に受講する必要がある。なお、不正行為防止規程に基づき、研究活動に係る関係法令及び本学諸規程の内容を遵守し、不正行為を行わない旨の誓約書の提出を求めている。【資料 4-4-4】

令和元(2019)年度からは、研究倫理やコンプライアンスに関する講習会や研修会の受講の徹底がより一層求められていることから、研究倫理 e ラーニングを導入した。

「東北文化学園大学研究倫理規程」（以下「研究倫理規程」という。）を定め、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）」に基づき、研究倫理教育等の実施について必要な事項を定め、研究活動を適切に実施している他、「研究倫理規程」に基づき「東北文化学園大学研究倫理委員会規程」を設置し、必要な事項の審査を行っている。

また、研究倫理委員会では、コンプライアンス教育に係る研修又は講習会を定期的に行っている。【資料 4-4-5】 【資料 4-4-6】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

各教員には、「東北文化学園大学個人研究費規程」に基づき、毎年度始めに学長が職位に応じて定めた個人研究費を配分している。40 歳未満の教員には、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等の外部資金獲得奨励のため、前年度の外部資金研究代表申請者に 5 万円の追加配分を行っている。【資料 4-4-7】 【資料 4-4-8】

大学院専任教員には、「指導教員」「副指導教員」「授業担当教員」の順で個人研究費を傾斜配分している。

また、科研費等への採択につなげることを目的とした研究充実促進費（上限 50 万円／1 件）及び特色ある教育活動を推進するための教育改革研究費（上限 25 万円／1 件）を設け、教員からの申請内容を審査の上配分している。なお、令和 4(2022)年度から、科研費等の外部資金獲得向上を目的に、科研費獲得に実績のある教員で組織する「競争的資金獲得向上に向けた取り組みワーキンググループ」を設置し、申請時の説明会及び申請前の研究計画調書へのアドバイスをを行っている。【資料 4-4-9】

学外の受託研究費及び奨学寄附金は、「東北文化学園大学受託研究費規程」及び「東北文化学園大学奨学寄附金取扱規程」に基づき、指定された教員又は学部学科専攻等に配分している。【資料 4-4-10】

RA(Research Assistant)等の人的支援は制度化していないが、科研費等の外部資金を原資として、研究補助者を雇用することは可能としている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

①研究環境の整備と適切な運営・管理

機器備品の新規購入については、配分される予算額の範囲内で、文部科学省の私立学校施設整備費補助金の活用も検討しながら、充実を図っていく。

②研究倫理の確立と厳正な運用

研究費の管理及び研究活動の不正行為の防止については、関係法令の改正及び本学内での実情を的確に把握し、体制及び規程の確認を行い、教員等に講習会等で啓発を継続する。

③研究活動への資源の配分

令和 5(2023)年度から、現行の個人研究費の配分方法の運用の検証を行う。「競争的資金獲得向上に向けた取り組みワーキンググループ」を中心に、科研費等外部資金獲得を強化する。

エビデンス集(データ編・資料編)

- 【資料 4-4-1】TBGU ハンドブック 2023 (p 370「校舎案内」) 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 4-4-2】中期計画「輝ける者を育むⅢ」老朽化機器備品整備一覧
- 【資料 4-4-3】学校法人東北文化学園大学事務組織規程【資料 4-1-10】と同じ
- 【資料 4-4-4】東北文化学園大学競争的資金等規程、東北文化学園大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程
- 【資料 4-4-5】東北文化学園大学研究倫理規程、東北文化学園大学研究倫理委員会規程
- 【資料 4-4-6】研究倫理に関する講習会実績
- 【資料 4-4-7】東北文化学園大学個人研究費規程
- 【資料 4-4-8】2023 年度以降の個人研究費等の配分方法について（通知）（2023 年 4 月 24 日
学長発信文書）
- 【資料 4-4-9】競争的資金獲得向上に向けた取り組みワーキンググループ議事録
- 【資料 4-4-10】【重要】科学研究費助成事業の学内説明会（説明資料及び動画）について（2023 年 8 月 8 日メール文書）
- 【資料 4-4-11】東北文化学園大学受託研究費規程、東北文化学園大学奨学寄附金取扱規程

[基準 4 の自己評価]

○教学マネジメントの機能性

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップを確立し、発揮している。

研究科長、各学部長、学生部長、教務部長、総合情報センター長、基礎教育センター長、地域連携センター長、総合発達研究センター長及び健康管理センター所長を置いて、権限の適切な分散と責任を明確にした教学マネジメントの体制を構築している。

事務組織は、大学事務局直下に庶務課、教務部に教務課、実習教育計画課、学生部に学生課、キャリアサポートセンターにキャリアサポート課、アドミッションセンターに入試・広報課、総合情報センターに図書館情報事務室、健康管理センターに同事務室、保健室、学生相談室及び特別支援室、基礎教育センターに同事務室、地域連携センターに同事務室において、役割を明確化しており、教学マネジメントの機能性を確保している。

○教員の配置・職能開発等

学則に定める教育目的及び教育課程に即し、大学設置基準を満たす教員を配置している。

教員の採用・昇任等については、「学校法人東北文化学園大学就業規則」「東北文化学園大学教員選考規程」及び「東北文化学園大学大学院教員選考規程」に基づき厳格に行われている。

教職員を対象とした FD 研修会は、教員の教育研究活動の改善の場として、職員には、教員の教育研究活動を知り、「教職協働」を目指す上で重要な場となっている。

教員は、毎年度「教員個人調書」「教育研究業績書」及び「教員活動記録票」に基づき、自己評価及び学科長等による面談をとおして、活動の改善に向けた取り組みを行っている。

○職員の研修

教職協働の FD 研修会の他、独自の SD プログラム策定の検討を行っている。専任職員を対象として、目標管理制度を中心とした人事考課制度を導入し、組織としての目標達成を目指し、取り組んでいる。

○研究支援

教育研究環境の整備等を目的に、毎年度各学科専攻及び研究科から要望のあった機器備品新規購入や更新を行い、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。

研究倫理については、研究倫理規程や不正行為防止規程に基づき厳正に対応しており、講習会の実施や研究倫理 e ラーニングの導入も行っている。

研究活動への支援として、個人研究費を配分する他、学内での追加配分制度の実施及び競争的資金獲得向上に向けた取り組みワーキンググループを中心とした外部資金獲得のための方策を実施している。

以上のことから、基準 4「教員・職員」について、基準を満たしていると判断した。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

○経営規律の体制

学校法人東北文化学園大学（以下「本法人」という。）の目的については、「学校法人東北文化学園大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条に「この法人は、「教育基本法」、「学校教育法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に従い、建学の精神に基づいて、学校教育及び保育を行い、人類社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。本法人は、規律と誠実性をもって法人の健全な運営の維持に努めている。【資料 5-1-1】

令和 2(2020)年 4 月、「私立学校法」改正に伴い、「学校法人東北文化学園大学監事監査規程」（以下「監事監査規程」という。）を改正し、監事機能を強化した。【資料 5-1-2】

また、「学校法人東北文化学園大学常勤理事会規程」を改正し、法人内の諸課題を円滑に解決することを目的に、常勤理事会の運営方法を明確化した。【資料 5-1-3】

監事のうち 1 人は常勤理事会にも出席し、本法人の日常の業務執行に関する事項に意見を述べるなど、「監事監査規程」に基づく強化された監事の機能を発揮している。

○学校教育法及び大学設置基準等の関連法令の遵守

本法人の「寄附行為」、本学の学則及び諸規程については、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「私立学校振興助成法」及び「学校法人会計基準」等の関係法令に基づき作成しており、全教職員はこれらを遵守している。【資料 5-1-1】

○業務状況及び財務状況の監査

内部監査については、平成 24(2012)年 6 月に「学校法人東北文化学園大学内部監査規程」（以下「内部監査規程」という。）を制定、第 1 条に「本法人が設置する各学校における業務の適正化、経営の効率化を図り、もって本法人の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的とする。」とし、第 5 条に「理事長の下に内部監査室を設置する。」と定め、同年 7 月 1 日から施行している。内部監査の実施に必要な事項については、「学校法人東北文化学園大学内部監査実施細則」に定めている。【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】

「内部監査規程」に基づき、本法人の業務全般について、毎年度数件の内部監査を実施している。令和 5(2023)年度は、3 件の監査を行った。【資料 5-1-8】

監事は、毎年開催される文部科学省主催の監事研修会に必ず参加し、最新の情報収集及び研鑽に努めている。

会計監査は、公認会計士に依頼し、期中監査及び決算監査を行っている。【資料 5-1-9】

○情報の公表

私立大学として使命を果たし、運営方針等を主体的に点検するため、日本私立大学協会が策定した「私立大学版ガバナンス・コード」に基づき、「東北文化学園大学ガバナンス・コード」（以下「本学ガバナンス・コード」という。）を、令和 3(2021) 年 10 月に制定し、遵守及び実施状況等に関する報告書を毎年度公表している。本学ガバナンス・コードに基づく遵守事項及び実施状況の確認により、改善が必要な項目について「自主的な情報公開」として、中期計画をホームページに掲載した。令和 5(2023)年度には「危機管理のための体制整備」を行った。【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

○教育情報・財務情報の公表

「私立学校法」で定める財務情報及び「学校教育法施行規則」172 条の 2 で指定している教育情報の 9 項目及び自己点検・評価を含め、情報の更新や公表を積極的に進めるとともに、担当部署で常時確認し迅速な対応を行っている。【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

○事業計画及び事業報告

当該年度の業務は、本法人全体及び本法人が設置する学校ごとに、中期計画を基に、教育研究、広報及び管理運営面等の課題を事業計画にまとめ、前年度 3 月開催の評議員会に諮問した後、理事会における審議を経て遂行する。事業計画は全教職員に周知され、事業計画に基づく課題の共有が行われている。【資料 5-1-10】

事業計画の管理運営状況は、各学校の長、各事務局長がその履行状況を評価し、翌年度の事業計画に反映するとともに、当該年度の「学校法人東北文化学園大学事業報告書」として、5 月開催の理事会において審議承認を得て、全教職員に周知される他、6 月には「私立学校法」に基づく情報の公表として、「学校教育法施行規則」に基づく教育情報として、財務情報と共に本学ホームページで公表している。【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

各部署における事業計画の進捗状況は、「学校法人東北文化学園大学月例報告」をイントラネットに掲載し、全教職員に周知し情報共有を図っている。【資料 5-1-13】

○中期計画

令和 4(2022)年 3 月の理事会で定めた中期計画「輝ける者を育むⅢ」では、法人創立 50 周年を迎える令和 10(2028)年における本法人のあるべき姿を、「50 周年ビジョン」として設定している。令和 4(2022)年 4 月に開催した 2022 年度第 1 回 FD・SD 研修会において、計画策定の趣旨、重点項目、行動目標及び行動計画について、担当理事が説明を行い、全教職員に課題等の共有を図った。

中期計画「輝ける者を育むⅢ」の重点項目は、それぞれの担当部署が達成状況の自己点検・評価を行い、状況を確認しながら PDCA サイクルを回している。各年度の事業は中期計画を基に事業計画書を策定し、理事会で決定し事業を遂行している。【資料 5-1-14】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

○環境保全への配慮について

CO₂ 排出削減や節電を目的とした省エネルギーに取り組んでおり、平成 27(2015)年 11 月には空調屋外機を制御するデマンド監視装置を設置した。また、本学施設の照明器具の

LED化を推進してきており、令和5(2023)年度には、倉庫等を除きLED化を完了した。

【資料 5-1-17】

平成 23(2011)年度から、夏季期間（5 月～10 月）はクールビズを実行している。併せて、省エネルギー啓発も行っている。【資料 5-1-18】

○人権への配慮について

平成 26(2014)年 2 月に「学校法人東北文化学園大学ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、本法人におけるハラスメントの防止措置及び問題が発生した場合の適切な措置を行っている。【資料 5-1-19】

ハラスメント問題に係る相談及び申し立てに応じるため、相談窓口及び相談員を配置し、イントラネットに公示し教職員に周知するとともに、学生にはハンドブックに掲載して周知している。【資料 5-1-20】【資料 5-1-21】

ハラスメント研修会は、令和 5(2023)年度は、大学の FD・SD 研修会として「ハラスメントへの対応と対策」及び学校法人全体として「ハラスメント防止研修会」を開催した。

【資料 5-1-22】【資料 5-1-23】

その他、LGBT への理解を深めるための講演（令和 5(2021)年度）及び発達障害のある学生への理解及び対応に関する研修会を開催し、人権への配慮に係る研修を開催している。

【資料 5-1-24】【資料 5-1-25】

○個人情報への配慮

平成 29(2017)年 5 月の「個人情報の保護に関する法律」の大幅改正に伴い、個人情報の保護及び適切な取扱いについて、新たに「学校法人東北文化学園大学個人情報保護規程」（以下「個人情報保護規程」という。）を同年 5 月に制定した。

令和元(2019)年 6 月に「健康情報等の取扱規程」を制定し、業務上知り得た教職員の心身の状態に関する情報を適切かつ有効に取扱っている。【資料 5-1-32】

また、令和 2(2020)年 6 月の「個人情報の保護に関する法律」一部改正（令和 4(2022)年 4 月施行）に伴い、事業者の守るべき責務の在り方、個人の権利の在り方、データの利活用のあり方等について、令和 4(2022)年 3 月に「個人情報保護規程」を一部改正し、同年 4 月 1 日に施行した。【資料 5-1-26】

さらに、大学における個人情報保護規程に基づく体制を整備拡充するため、令和 5(2023)年 7 月に「東北文化学園大学個人情報保護規程施行細則」を改正するとともに、個人情報の適正な取扱いを一層確保するために、同年 12 月に大学のプライバシーポリシーにあたる「東北文化学園大学における個人情報保護等に係る基本方針」を策定し周知を図った。【資料 5-1-27】

個人番号及び特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いのガイドライン」に基づき、平成 28(2016)年 3 月「学校法人東北文化学園大学個人番号及び特定個人情報取扱規程」を制定し、同年 3 月 1 日から適用し、適正な取扱いを確保している。【資料 5-1-28】

○公益通報への配慮

平成 21(2009)年 3 月 26 日に制定した「学校法人東北文化学園大学公益通報者保護規程」を平成 30(2018)年 9 月 25 日に改正し、令和元(2019)年 10 月に公益通報に関する相談、通報方法を大学等のホームページへ掲載している。

また、令和 4（2022）年 6 月、「公益通報者保護法」の一部改正に伴い、内部通報対応体制整備として、内部公益通報者の範囲及び内部公益通報対応業務等に従事する者の守秘義務等にかかる規定を一部改正するとともに、規程名を「学校法人東北文化学園大学内部公益通報者保護規程」に改正した。【資料 5-1-29】

○危機管理体制の整備

令和 5(2023)年度には、発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対応するため本法人における危機管理体制及び対処方法等について必要な事項を「学校法人東北文化学園大学危機管理規程」として定めており、学生、園児及び教職員の安全確保を図るための体制を整備している。【資料 5-1-30】

○安全衛生への配慮

「学校法人東北文化学園大学安全衛生管理規程」を制定し、教職員の健康及び安全確保に努めている。平成 27(2015)年 12 月 1 日には、ストレスチェックの実施を規定した条項を加える改正を行った。【資料 5-1-31】

安全衛生委員会は、「学校法人東北文化学園大学安全衛生委員会規程」に基づいて、原則として毎月 1 回開催し、安全衛生管理の円滑な推進に努めている。【資料 5-1-32】

ストレスチェックについては、令和元(2019)年度より Web 受検を実施し、受検率の向上に努めている。

○自動体外式除細動器（AED）

AED は人事課で管理しており、警備室、1 号館、2 号館、3 号館、5 号館及び体育館に計 6 台を設置し、本学ホームページに掲載し、公表している。また、AED の消耗品及びバッテリーチェック等のメンテナンスを毎月行っている。AED の使用方法については、教職員に対する講習会を適宜開催している。【資料 5-1-33】

○新型コロナウイルス感染予防対策

令和 2（2020）年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として、教職員が罹患及び濃厚接触者等となった場合の就業上の取扱いについて決定し、教職員へ周知した。

また、新型コロナウイルス感染予防対策として、飛沫感染予防の亚克力板パーテーションを各学生食堂に設置した。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、本学独自の BCP レベルを設定し、大学運営会議にて感染状況に応じたレベルの設定を検討、決定している。また、BCP の内容も社会情勢等を踏まえた見直しを行っている。【資料 5-1-34】

○学内の警備

学内の警備については、警備会社警備員が常駐しており、24 時間定期的に構内を巡回し、学生及び教職員の安全確保に努めている。また、夜間時には、機械警備により不法侵入等の防止に努めている。

令和元(2019)年には、防犯カメラを主要出入り口 4 ヶ所に設置し、また、夜間防犯対策として、西側道路及び 2 号館南側道路に LED 外灯を設置した。防犯カメラは、必要に応じて増設しており、令和 2（2020）年度には体育館正面出入口、体育館地下ホール、トレーニング室に設置、令和 5(2023)年度には厚生棟屋上に設置した。

○安全への配慮及び管理

消防設備については、毎年 2 回 3 月と 9 月に法定点検を専門業者に委託し実施するとと

もに、改善等を指摘された箇所については随時対処し、その結果を3年ごとに仙台市青葉消防署予防課指導係へ提出している。

防火及び防災については、「学校法人東北文化学園大学防火・防災管理規程」に基づき適正に対応している。【資料 5-1-35】

震災への対応については、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓として、翌年に「震災対応マニュアルーもしもの時にあなたの身を守るー」（以下「震災対応マニュアル」という。）を作成、学生及び教職員に配付するとともに、毎年開催する新入生ガイダンスにおいて、震災対応マニュアルの解説をしている。【資料 5-1-36】

平成 28(2016)年に「防火・防災危機管理マニュアル」を策定し、それをイントラに掲載することにより周知を図っている。【資料 5-1-37】

避難訓練は、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は、コロナ禍により密集を避ける観点から実施できなかったが、令和 4(2022)年度から再開した。令和 5(2023)年度は、9 月の後期ガイダンス時の避難訓練にあわせて、学生及び教職員が大規模地震発生時の避難方法を確認した。【資料 5-1-38】

○妊産婦福祉避難所の設置

平成 29(2017)年に仙台市と「妊産婦福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」を締結、平成 30(2018)年にそれに伴う「仙台市防災行政用無線局設置等に関する覚書」を締結し、令和元(2019)年に、周産期福祉避難所開設訓練を仙台市と共に本学で実施した。外部からの参加者から好評を得た。【資料 5-1-39】

○海外渡航に関する危機管理マニュアル

グローバル・エデュケーション・プロジェクト（GEP）運営委員会において、GEP プログラムに関する危機管理マニュアルを令和 5(2023)年に 2023 年度版に改定した。【資料 5-1-40】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

①経営の規律と誠実性の維持

法令の改正を踏まえた本学の規程等の改正については、各関係委員会や教授会等で草案を作成し対応しているが、必要に応じて改善を進める。

「東北文化学園大学ガバナンス・コード」に基づき、法人の管理運営の遵守及び実施状況を確認し、改善が必要な事項について対応に努める。

情報公開については、社会への説明責任を果たし、信頼を維持するために、より一層の工夫を進め、迅速な公開に努める。

②使命・目的の実現への継続的努力

中期計画「輝ける者を育むⅢ」に掲げた重点項目の実現に努め、確実な進展を図るため、中期計画「進捗管理表」及び学校法人東北文化学園大学月例報告を活用し、実施状況の把握と課題に基づいた見直しによる PDCA サイクルを履行していく。

③環境保全、人権、安全への配慮

危機管理については、自然災害に限らず様々なリスクを想定し、対応に努める。

災害発生時には、学生及び教職員に限らず、地域住民の避難場所としての役割も担えるよう、本学の特徴を活かした対応策を検討する。

様々な災害や危機に対応できるように個別のマニュアル作成や改正を行うとともに、それらを統括する「危機管理規程」を確認し、危機管理基本マニュアルを作成する。

エビデンス集(データ編・資料編)

- 【資料 5-1-1】 学校法人東北文化学園大学寄附行為【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-1-2】 学校法人東北文化学園大学監事監査規程
- 【資料 5-1-3】 学校法人東北文化学園大学常勤理事会規程
- 【資料 5-1-4】 東北文化学園大学 ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-5】 学校法人東北文化学園大学・東北文化学園大学ガバナンス・コードに係る遵守又は実施状況等に関する報告書（2022 年度）
- 【資料 5-1-6】 学校法人東北文化学園大学内部監査規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人東北文化学園大学内部監査実施細則
- 【資料 5-1-8】 内部監査実施報告（令和 5 年度）
- 【資料 5-1-9】 独立監査人の監査報告書
- 【資料 5-1-10】 2023 年度事業計画書
- 【資料 5-1-11】 2022 年度事業報告書
- 【資料 5-1-12】 本学ホームページ（財務諸表・事業報告書）
- 【資料 5-1-13】 本学イントラネット（学校法人東北文化学園大学月例報告）
- 【資料 5-1-14】 中期計画「輝ける者を育むⅢ」
- 【資料 5-1-15】 本学ホームページ（情報公開）
- 【資料 5-1-16】 本学ホームページ（学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表）
- 【資料 5-1-17】 電気使用量比較グラフ
- 【資料 5-1-18】 【業務連絡】 2023 年度クールビズの実施及び服装のガイドライン周知について
- 【資料 5-1-19】 学校法人東北文化学園大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-20】 本学イントラネット（ハラスメント防止関係）
- 【資料 5-1-21】 TBGU ハンドブック 2023（p 43「13.ハラスメントについて」）
- 【資料 5-1-22】 ハラスメント研修の開催について（10/25・15:00）（メール案内）
- 【資料 5-1-23】 【ご案内】 ハラスメント防止研修会の実施について（メール案内）
- 【資料 5-1-24】 2021 年度東北文化学園大学 F D・S D 全体研修会次第
- 【資料 5-1-25】 東北文化学園大学 F D・S D 研修会の開催について（11/1・17:00）（メール案内）
- 【資料 5-1-26】 学校法人東北文化学園大学個人情報保護規程
- 【資料 5-1-27】 東北文化学園大学個人情報保護規程施行細則、東北文化学園大学における個人情報保護等に係る基本方針
- 【資料 5-1-28】 学校法人東北文化学園大学個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 【資料 5-1-29】 学校法人東北文化学園大学内部公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-30】 学校法人東北文化学園大学危機管理規程
- 【資料 5-1-31】 学校法人東北文化学園大学安全衛生管理規程
- 【資料 5-1-32】 学校法人東北文化学園大学安全衛生委員会規程
- 【資料 5-1-33】 本学ホームページ（国見キャンパス A E D 設置場所について）
- 【資料 5-1-34】 東北文化学園大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針 BCP（Business Continuity Plan）
- 【資料 5-1-35】 学校法人東北文化学園大学防火・防災管理規程
- 【資料 5-1-36】 震災対応マニュアルーもしもの時にあなたの身を守るー
- 【資料 5-1-37】 防火・防災危機管理マニュアル
- 【資料 5-1-38】 2023 年度東北文化学園大学震災避難訓練実施要項
- 【資料 5-1-39】 妊産婦福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定
- 【資料 5-1-40】 2023 年度 東北文化学園大学 GEP プログラムに関する危機管理マニュアル

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

○理事会

学校法人としての管理運営は、「寄附行為」及び「学校法人東北文化学園大学理事会運営規程」（以下「理事会運営規程」という。）に基づいて行われている。「寄附行為」に、理事会の運営方針と監事の職務等について明確に規定しており、学校法人としての適正で円滑な業務を遂行するための方針を明記している。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

「寄附行為」第 17 条第 1 項に「この法人に理事をもって組織する理事会を置く。」とし、同条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、その運営については、「理事会運営規程」を制定し、理事会の適正かつ円滑な運営に努めている。【資料 5-2-2】

「寄附行為」第 5 条第 1 号の規定で理事 8～10 人及び監事 2 人の役員を置き、理事会が本法人の業務を決し、監事が理事の業務執行の状況について監査している。学校法人の運営に多様な意見を取り入れる観点から、平成 29(2017)年 4 月 1 日、外部理事を適切に任用するため第 3 号理事定数（1 人）を 4～5 人に増やし、第 2 号理事定数（6～8 人）を 3～4 人に減らす見直しを行った。

令和 5(2023)年 5 月現在の理事総数は 9 人（内、外部理事 3 人）である。【資料 5-2-1】

理事会は、表 5-2-1 のとおり各年度において開催し、「寄附行為」の定めにより、予算、決算をはじめとする重要事項について審議している。

表 5-2-1 理事会の開催

年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
回数	11 回	13 回	13 回	10 回	11 回

○常勤理事会

意思決定を迅速化する体制の整備として、常勤理事会の設置を定める寄附行為変更認可申請を行った。文部科学省から平成 31(2019)年 1 月 18 日付で「学校法人寄附行為変更認可書」が送達され、平成 31(2019)年 4 月 1 日施行した。【資料 5-2-3】

令和元(2019)年度には、「学校法人東北文化学園大学常勤理事会規程」の改正を行って常勤理事会の審議事項を定め、理事会の審議内容との区別を明確にした。【資料 5-2-4】

また、令和 3(2021)年 4 月に「学校法人東北文化学園大学理事の職務分担に関する規程」を制定し、理事長は、必要に応じ、理事会の議を経て、理事に特定の職務を担当させることができることを明確にした。令和 5(2023)年度は、常勤理事が、総務・財務、大学、幼稚園、専門学校、中期計画及びキャンパス整備を担当し、法人の事業推進に当たっている。【資料 5-2-5】

○監事

本法人の監事は、令和 4(2022)年度に開催した理事会全てに出席し、「私立学校法」及び「寄附行為」の定めにより、本法人の業務及び、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切な監査を行っている。

監事 1 人は、可能な限り常勤理事会に出席し、理事会・常勤理事会の円滑な運営と監事の機能強化を図り、本法人の適切な運営に貢献している。【資料 5-2-6】

○評議員会

評議員会は、「寄附行為」第 20 条第 1 項に設置が定められており、本法人における諮問機関として重要な役割を果たしており、表 5-2-2 のとおり各年度において開催し、「寄附行為」第 22 条に定められた諮問事項に関する意見聴取のほか、評議員会の意見具申等に関する同第 23 条の定めにより、理事会に対して意見を述べている。【資料 5-2-1】

評議員会の定数は、「寄附行為」第 20 条第 2 項の規定で 17～21 人と定められており、令和 5(2023)年 5 月現在の評議員総数は 21 人（内、外部評議員 5 人）である。【資料 5-2-1】

表 5-2-2 評議員会の開催回数

年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
回数	5 回	3 回	6 回	2 回	2 回

○役員の選任等の方法

理事の選任については、「寄附行為」第 6 条で定めており、監事の選任については、「寄附行為」第 7 条に定めている。役員の任期、解任、退任及び補充についても、「寄附行為」第 8 条、第 9 条及び第 10 条に定めている。【資料 5-2-1】

役員及び評議員の候補者の選考は「学校法人東北文化学園大学役員及び評議員候補者選考規程」の規定に基づき、適正に行っている。【資料 5-2-7】

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

常勤理事会関係の規程を整備し、各常勤理事が特定の職務を担当し、法人の事業推進に当たる体制となっているが、この体制の機能性をさらに高めるべく検討していく。

令和 7(2025)年度の私学法改正に対し、理事会、評議員会等の新たな意思決定体制の構築が必要であり、寄附行為及び関係規程の改正を実行する。

エビデンス集(データ編・資料編)

【資料 5-2-1】学校法人東北文化学園大学寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-2-2】学校法人東北文化学園大学理事会運営規程

【資料 5-2-3】「学校法人寄附行為変更認可書」（平成 31(2019)年 1 月 18 日付）

【資料 5-2-4】学校法人東北文化学園大学常勤理事会規程【資料 5-1-3】と同じ

【資料 5-2-5】学校法人東北文化学園大学理事の職務分担に関する規程

【資料 5-2-6】学校法人東北文化学園大学監事監査規程【資料 5-1-2】と同じ

【資料 5-2-7】学校法人東北文化学園大学役員及び評議員候補者選考規程

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

○理事会

理事長は、「寄附行為」第 12 条に「この法人を代表し、その業務を総理する。」と定められている。法人の最高意思決定機関である理事会は、理事長が招集し、原則毎月開催し、「理事会運営規程」第 2 条に規定する付議事項を「寄附行為」の規定に基づき、審議及び決定を行っている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】

学長は、「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号に基づき、理事として選任され、理事会では大学の最高責任者として意見を述べ、教学運営執行の承認を得ている。

「寄附行為」第 6 条第 1 項第 2 号に基づき、評議員のうちから 3～4 人の理事が選任される規定となっており、大学から 2 名の教授が理事に選任されている。

○常勤理事会

常勤理事会は、「学校法人東北文化学園大学常勤理事会規程」及び「学校法人東北文化学園大学常勤理事会運営に関する細則」に基づき、毎週、開催しており、本法人の日常の業務執行に関する事項の審議を行うと共に、情報共有を図っている。

理事会及び評議員会で審議する内容は、理事会及び評議員会に提案する前に、常勤理事会において議題整理を行っている。また、法人内における日常的な業務について、本法人が設置する学校と部局間における運営上の調整を行っている。【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】

○管理運営機関の円滑な意思決定

法人と大学の意思疎通と連携を目的として、「理事長・学長懇談会」を原則として毎月開催している。理事長、法人事務局長、総務部長、学長、副学長及び大学事務局長が出席し、法人と大学の目標を共有し、意思疎通と連携を円滑に行っている。

○大学運営会議・各教授会

大学の運営管理に関する重要事項については、学長が議長を務める大学運営会議において審議し、学長が最終決定している。また、各学部研究科の教授会規程には、学長が決定を行うに当たって意見を上申する事項が定められており、これに基づき、学長が最終決定している。大学運営会議や各教授会の円滑な管理運営については、大学事務局庶務課が庶務を担当し、目的達成のための運営体制を整えている。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】

○教職員への情報共有・提案を汲み上げる仕組み

理事会及び評議員会の決定事項等の報告と共に、各組織から組織運営・事業運営、教育及び研究の諸問題、法人事務局管財部経理課からの月次決算報告等についても、月例報告として学内イントラネットで教職員に共有しており、各管理運営機関及び各部門間の円

滑な連携を図ることができている。【資料 5-3-7】

教員は、各学部研究科の教授会や各学科専攻会議において、課題等の協議・提案を行っている。また、主要な委員会には、教員の他職員も委員として参画している。学部学科専攻の会議体や各委員会は、大学運営会議や理事会等の最高意思決定機関まで組織的な接続が整備されており、教職員の提案等が反映される仕組みとなっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

○監事

監事の職務は「寄附行為」第 16 条に規定している。監事定数は 2 人であり、「寄附行為」第 7 条で「監事は、この法人の理事、職員（学長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めている。監事は理事会、常勤理事会及び評議員会に出席し、本法人の業務及び財産状況を監査するとともに、それぞれの専門的な立場で法人及び本学の運営に関する案件について確認し、意見を述べている。【資料 5-3-1】

2 人の監事の理事会及び評議員会への令和 5(2023) 年度の出席率は 100%であり、良好な出席状況のもとに適切なチェック機能を果たしている。【資料 5-3-10】

○評議員会

評議員会は、「寄附行為」第 20 条に設置を定め、第 23 条で「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を申し述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定めている。【資料 5-3-1】

評議員会は理事長が招集するが、議長は理事以外の評議員から評議員会において選任している。【資料 5-3-1】

評議員の任期は 2 年で、定数は 17 人～21 人とし、現に在職する理事数の 2 倍を超える人数の評議員をもって組織している。選任区分は、「寄附行為」第 24 条で、第 1 号評議員「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4～6 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 2 人」、第 3 号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 11～13 人」と定めており、現員(令和 5(2023)年 5 月現在)は、第 1 号評議員 6 人、第 2 号評議員 2 人、第 3 号評議員 13 人の合計 21 人で、令和 5(2023)年度中に開催された評議員会の出席率は 92.5%であった。【資料 5-3-1】

「寄附行為」第 22 条に定める諮問事項については、理事長が評議員会の意見を聴取し理事会で審議・決定している。評議員会は、各学部長、研究科長、事務局長等も構成員となっており、前述の諮問事項以外の案件も適宜審議・報告を行っており、理事会や法人へのチェック機能も担っている。【資料 5-3-1】

○常勤理事会

常勤理事会は、理事長及び本法人の教職員を兼ねる理事（学長、副学長、医療福祉学部長、専門学校長及び法人事務局長）で構成し、理事長が必要と認めた監事 1 人が毎回出席するとともに、事務局として大学事務局長、総務部長、管財部長及び総務課長が列席し、

法人及び大学の相互チェックが図られている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人及び大学の管理運営の円滑化を図るため、定期的に常勤理事会及び大学運営会議を開催し、日頃より管理部門と教学部門の緊密な連携を図り、迅速な意思決定に努める。

各部署の機能性の向上に焦点をあてた内部監査の実施、報告及び集約することにより、法人全体の PDCA サイクルによる業務改善を行う。

②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

「学校法人東北文化学園大学月例報告」による各部門の業務の確認を行い、情報の共有による相互チェック体制を維持する。

「私立学校法」の改正（令和 7(2025)年度施行）による理事・監事・評議員の選任方法の変更等を含む「寄附行為」の改正に向け、各管理運営機関の在り方について検討する。

エビデンス集(データ編・資料編)

【資料 5-3-1】学校法人東北文化学園大学寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-2】学校法人東北文化学園大学理事会運営規程【資料 5-2-2】と同じ

【資料 5-3-3】東北文化学園大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 5-3-4】東北文化学園大学運営会議規程

【資料 5-3-5】東北文化学園大学教授会規程

【資料 5-3-6】東北文化学園大学教授会運営規程

【資料 5-3-7】学校法人東北文化学園大学月例報告（イントラネット画面）【資料 5-1-13】と同じ

【資料 5-3-8】学校法人東北文化学園大学 常勤理事会規程【資料 5-1-3】と同じ

【資料 5-3-9】学校法人東北文化学園大学常勤理事会運営に関する細則

【資料 5-3-10】理事会・評議員会出席状況【資料 F-10】と同じ

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

○適切な財務運営の確立

令和 4(2022)年度予算からは、中期計画「輝ける者を育むⅢ」に基づく事業計画・収支予算書を作成し、令和 5(2023)年度予算も同様に実施した。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】

資金収支計画は、学生募集状況、施設設備計画等の変更により随時見直しており、中期的な資金状況を管理・予測している。【資料 5-4-3】

資産運用については、平成 27(2015)年度より計画的に行っている。令和 5(2023)年度は、7 千万円を債券に運用し、1 億 7 千万円を定期預金として積立てた。【資料 5-4-4】

○定員充足のための学部等再編計画

令和 3(2021)年 4 月の学部等再編において、入学定員の全学的見直しを行った。収容定員充足のための学生募集計画については、アドミッションセンターを中心に検討しており、これに基づく予算案を策定している。

また、退学者の減少に向けた教育活動として初年次からの学生指導の重要性、これまでの退学者の属性要因（入試種別、高校種別、高校評定、欠席数など）から見た、指導上留意する特性を持つ学生のデータを IR 室が取りまとめ各学科専攻に提供し、修学指導上の参考に付している。

また、令和 3(2021)年度からの新学部学科における志願者増加、入学定員確保のための教育の特色として、アクティブ・ラーニングの利用やフィールドワークによる地域課題探求型学習、職業体験学習による学生のキャリア形成を打ち出し、教職員が一丸となって取り組むために各学科で検討を重ねている。【資料 5-4-5】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

○安定した財務基盤の確立

本法人の経営状態は、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」のフローチャートの判定によると、正常状態（A3）である。

また、令和 5(2023)年度の総負債比率 7.2（暫定値）%及び負債比率 7.7（暫定値）%は、全国平均 14.0%、16.3%と比較し良好な値となっている。

さらに、平成 27(2015)年度からは特定資産への繰入ること、積立率は毎年上昇しており、財政基盤は強化されてきている。【資料 5-4-6】

○安定した収支バランスの確保

本法人では、収容定員が未充足であるものの、収入に応じた予算執行を行うことで、収支バランスを確保している。

令和 5(2023)年度の財務比率で全国平均と比較すると、人件費比率は 52.4（暫定値）%と全国平均 46.1%よりも高いものの、教育活動収支差額及び経常収支差額は黒字を維持している。【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】

学生生徒等納付金については、平成 30(2018)年度以降、令和 4(2022)年度まで上昇傾向で推移していたが、令和 5(2023)年度は下降した。支出面においては、収入に見合った予算編成により、経常収支差額は毎年度黒字で推移している。また、中期計画のⅠ期及びⅡ期の事業計画実施においてもすべて自己資金で賄っている。【資料 5-4-8】

学生生徒等納付金、補助金以外の収入確保のため、法人全体として寄付金獲得体制の強化に努めている。【資料 5-4-9】

○経費削減に向けた取り組み

固定経費の削減に向けては、警備料金、施設管理契約（清掃含む）、図書館業務委託について、複数の事業者に見積りを依頼し、経費削減に努めている。

令和元(2019)年 4 月、本法人の多方面にわたる関連業務を引き受け、業務の効率化、経費削減、収益の本法人への還元などを目的に、100%出資の子会社「株式会社TBG サービス（資本金 1,000 万円）」を設立した。本法人の調達コストを下げることにより、発注経費の削減に取り組んでいる。【資料 5-4-10】

○外部資金の導入の努力

外部の研究資金獲得については、教員への外部資金情報の公開、申請手続等に係る研修会の開催により獲得の支援に努めている。令和 4(2022)年度からは、学長主導により、競争的資金獲得 WG を組織し、外部資金申請に伴う申請書類のアドバイスなどを行って、外部資金獲得を支援している。【資料 5-4-11】

また、寄付金獲得強化の方策として、5 年間かけて取組んできた税額控除対象法人の認可を令和 4(2022)年度に受け、今後さらに寄付金募集活動を強化していく。また、本法人の 100%出資会社である株式会社 TBG サービスから受配者指定寄付金を受けている。【資料 5-4-9】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中期計画「輝ける者を育むⅢ」は、令和 4(2022)年度から令和 9(2027)年度までの 6 カ年計画となっている。その計画に基づき、施設・設備、修繕計画、人事計画及び積立計画などを策定し、安定した財務運営を行っていく。

②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和 2(2020)年度以降、在籍学生者数は増加にきてきたが、令和 5(2023)年度から減少に転じており、今後は収容定員充足率を向上させ、学生生徒等納付金の上昇を目指す。

また、外部資金、科学研究費補助金、寄附金の獲得に努める。

支出では、主に固定的な経費削減のため、定期的に契約見直しなどを継続して行っていく。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 5-4-1】中期計画「輝ける者を育むⅢ」【資料 5-1-14】と同じ

【資料 5-4-2】資金収支計画（見込）

【資料 5-4-3】要積立額に対する金融資産の状況（過去 5 年間）

【資料 5-4-4】資産運用の状況（令和 5(2023)年度）

【資料 5-4-5】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）

【表 2-1】と同じ

【資料 5-4-6】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）【表 5-4】と同じ

【資料 5-4-6】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）【表 5-2】と同じ

【資料 5-4-8】決算等の計算書類【資料 F-11】と同じ

【資料 5-4-9】学校法人東北文化学園大学寄附のお願い

【資料 5-4-10】株式会社 TBG サービスホームページ

【資料 5-4-11】【重要】科学研究費助成事業の学内説明会（説明資料及び動画）について（メール案内）

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

○「学校会計基準」等に基づく会計処理

会計処理は、「学校法人会計基準」「学校法人東北文化学園大学経理規程」「学校法人東北文化学園大学予算管理規程」等に基づき適正に処理しており、不明点等は、監査人に適宜相談している。月次決算については、毎月、理事会に報告するとともに月例報告としてイントラネットに掲載し、教職員に周知している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

予算執行にあたっては、予算支出申請書の精査を日常的に努めている。また、予算執行担当者の意識向上を目的として毎年勉強会を行っており、令和 5(2023)年度は、8 月に行い、各部署の会計担当者等 28 人がこれに参加した。

○補正予算の編成

補正予算は、学生数が確定した 5 月や緊急の対応が必要な場合に、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議を経て編成している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「私立学校法」第 37 条第 3 項の規定に基づく監事による監査及び「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項の規定に基づく公認会計士による会計監査を、毎年確実に行っている。【資料 5-5-4】

監事は、常勤理事会への参加に加えて、経営、教学、財務等の状況について、理事長、大学事務局長、管財部長等と、週 1 回程度の意見交換等を行っている。また監事は、会計監査人及び管財部長から決算状況の報告を受けたうえで、その結果を踏まえ、5 月の理事会及び評議員会で監査報告を行っている。【資料 5-5-5】

会計監査は、毎年会計監査人と契約し、期中監査、決算監査を行い、会計帳簿・帳票伝票等の確認、会計処理の適正性の検証、理事会・評議員会の議事録の内容確認等が行われている。【資料 5-5-4】 【資料 5-5-5】

平成 28(2016)年度から、監事、会計監査人及び内部監査室による三様監査連絡会を年 3 回開催している。三様監査連絡会では、会計監査人から会計監査における気付事項等の報告、内部監査室から内部監査実施報告を行い、情報を共有することで連携を図っている。令和 5(2023)年度は、5 月、11 月、3 月に行った。【資料 5-5-6】

会計監査では、適正な会計処理が行われていると監査報告を受けている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

①会計処理の適正な実施

中期計画「輝ける者を育むⅢ」の大項目の一つが「財政基盤の確立」である。財政基盤の安定化のために、予算管理の厳正な実施と、無駄な経費支出の削減、支出管理の徹底を目指していく。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

中期計画を実施する上で、引き続き法令遵守の精神に則り、会計処理の適正な実施を行い、会計監査の厳正な実施が継続されるよう体制の堅持に努めていく。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 5-5-1】 学校法人東北文化学園大学経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人東北文化学園大学予算管理規程

【資料 5-5-3】 学校法人東北文化学園大学月例報告（イントラネット画面）【資料 5-1-13】と同じ

【資料 5-5-4】 独立監査人の監査報告書【資料 5-1-9】と同じ

【資料 5-5-5】 令和 4(2022)年度決算監査報告書

【資料 5-5-6】 学校法人東北文化学園大学三様監査連絡会議議事録

〔基準 5 の自己評価〕

○経営の規律と誠実性

本法人は、「教育基本法」、「学校教育法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に準拠した「寄附行為」を定め、学校法人として適切な管理運営体制や関係諸規程を整備している。「監事監査規程」に基づき、内部監査室及び監事が法人の業務全般について監査を誠実に実行し、毎年の決算監査に加え月次財務状況監査を会計監査人に依頼しており、経営の規律と誠実性を維持している。

使命・目的の実現のために、中期計画を定め、その進捗をエビデンスとした事業計画及び事業報告とすることで、継続的な PDCA サイクルを構築している。

環境保全、人権、安全への配慮に対しても、それぞれに対応した規程を整備しており、対応する各委員会を設置し具体的な対策を講じている。

○理事会の機能

理事会は法令及び「寄附行為」に基づき、設置学校全般にわたる重要事項を審議し、また理事会を補完する常勤理事会、諮問機関である評議員会を置いて、本法人の管理運営体制は整備されており、適切に機能している。

○管理運営の円滑化と相互チェック

学長は「寄附行為」によって理事に選任される規定となっており、学部長や研究科長等が評議員に選任されており、大学運営会議における審議内容は学長及び大学事務局長から理事長及び法人事務局長に随時報告し協議することにより、法人と大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化が図られているとともに相互チェックの機能も果てしている。

○財務基盤と収支

中期計画においても、重要項目として「財政基盤の確立」を掲げており、財政基盤の安定化のために、予算管理の厳正な実施と支出管理の徹底に取り組んでいる。積立の実施や固定的経費の契約見直しなどを行い、経費削減にも取り組み収支バランスを確保している。

○会計

会計処理は「学校会計基準」「経理規程」「予算管理規程」「資産運用規程」等を遵守し、適正に実施している。会計監査の「私立学校法」に基づく監事による監査、「私立学校振興助成法」に基づく会計監査人による会計監査及び内部監査室による監査を毎年確実に厳正に実施している。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」について、基準を満たしていると判断した。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

○法人全体の内部質保証の体制

法人全体の内部質保証を目的として自ら掲げる目標に向けて教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・自己評価の取り組みを踏まえた自主的・自律的な内部質保証を行うた

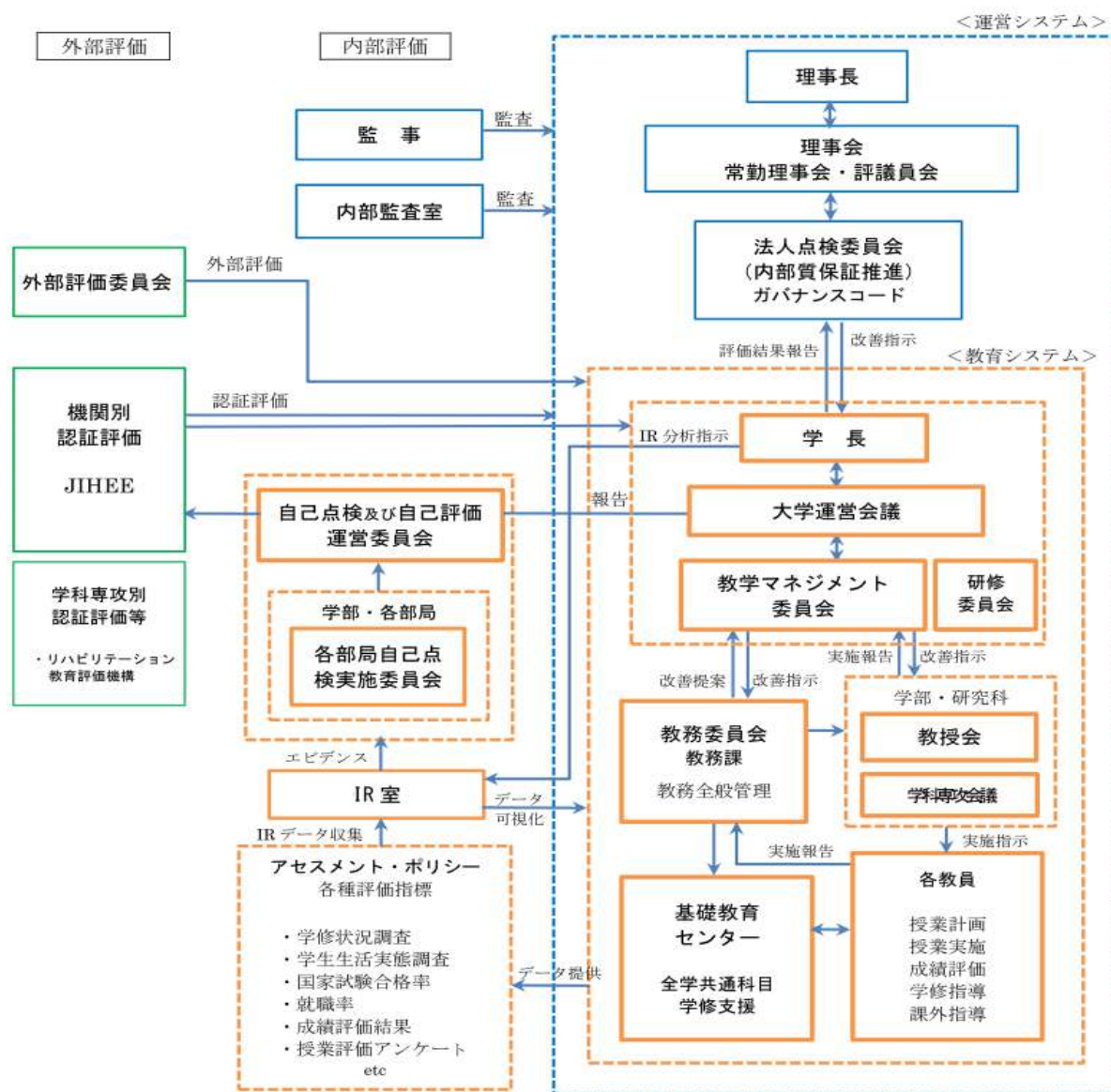


図 6-1-1 内部質保証に関連する主な組織等

めに、「学校法人東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」（以下「法人自己点検規程」という。）を定め、内部質保証に関与する組織体制を整備している。法人自己点検規程に則り、理事長、常勤の理事、学長、東北文化学園専門学校長、各幼稚園長、各事務局長及び理事長が必要と認めた者を構成員とする学校法人東北文化学園大学自己点検・自己評価委員会(以下「法人点検委員会」という。)を設置している。【資料 6-1-1】

法人点検委員会は、各学校の教学、教育、研究、社会貢献等の質的向上を図り、本法人全般の改善・改革や将来構想・経営戦略に資するとともに、学校法人としての使命、理念及び目標を達成し、社会的責任を果たすことを目的に、毎年度各学校において作成される自己点検・自己評価報告書を精査し、理事会に報告している。

○大学の内部質保証に関する体制

東北文化学園大学（以下「本学」という。）の自己点検・自己評価については、「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」（以下「自己点検規程」という。）を制定し、第 2 条に点検及び評価の基本方針として「(1)教育研究の自由を尊重しつつ、大学及び大学院の使命実現と本学教職員の意欲を高めるために行うこと。(2)社会に対して、教育研究活動等の状況を説明できるものであること。(3)専門的な知見を基礎とし、公正かつ客観的で信頼性の高い評価を行うこと。(4)評価の方法及び指標については、継続的に調査研究を行い、その改善に努めること。」を示している。

組織については、自己点検規程第 4 条に「点検及び評価を行うため、自己点検及び自己評価運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。」と規定している。第 5 条に「運営委員会は、学長、研究科長、各学部長、学生部長、教務部長、総合情報センター長、基礎教育センター長、地域連携センター長、大学事務局長及びその他学長が必要と認めた者」によって組織することを規定し、第 6 条に「委員長は、学長を持って充てる。」として、責任体制を明確にしている。【資料 6-1-2】

さらに、第 7 条において、「教育研究活動、学生サービス、教学事務等の専門の事項を点検及び評価するために、各学部、研究科、大学事務局及び法人事務局に、自己点検及び自己評価実施委員会(以下「実施委員会」という。)を置く。」として、各部局が自律的に自己点検・自己評価を行う体制としている。

特に、認証評価に係る対応については、「東北文化学園大学自己点検及び自己評価に関する申合せ」を定めており、第 4 条に「報告書の各基準項目等の点検及び評価の検討、各種データ及び資料の作成・取りまとめ等を行うワーキンググループを置く。」と規定して、各基準項目に精通する教職員を構成員として配置できるようにしている。【資料 6-1-3】

○教学マネジメント委員会

教学に関しては、「教学マネジメント委員会規程」を定め、同委員会の設置の目的を同規程第 1 条に「本学の教育目標の実現、教育の質的向上及び発展を目指すため」と定めている。また、教学マネジメントについては、第 2 条に「本学の教育目標の実現に向けて、学生の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、その結果に基づいて改善を図る一連のサイクルについて、計画的・組織的に推進して行くことであり、また、そのための条件づくり、整備を進めることをいう。」と定義している。同委員会の主な審議事項については、第 3 条に「①教育目標（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマ ポリシー）、②教育組織、③教育課程（カリキュラム）及び授業概

要（シラバス）、④教育活動の整備」を掲げ、第 4 条において委員会構成員を「学長、研究科長、各学部長、学生部長、教務部長、事務局長、教務委員の中から学長が指名する者、事務局職員の中から学長が指名する者及び学長が必要に応じて指名する者」として、教育の質保証について専門的に取り組む体制を整備している。【資料 6-1-4】

○外部評価委員会

本学では、「東北文化学園大学外部評価委員会規程」を定め、規程第 3 条に基づき、大学等の教育機関関係者、医療・経済・産業界の関係者、本学の所在する地域の関係者及びその他の有識者を委員とする「外部評価委員会」を設置し、毎年度 2 回の委員会を開催し、有識者から評価を受けている。同委員会の開催時には、学長をはじめとする大学運営会議構成員に加え、議事に関連する教職員も都度列席し、委員からの質疑や意見に対応している。その評価結果については、大学運営会議に報告し、各学部学科及び大学事務局各組織に共有し、大学運営の改善に役立てている。【資料 6-1-5】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続き・体制等の仕組みを構築しているが、その在り方についても点検評価を行う。

具体的には、(1) 内部質保証に関する全学の方針・責任体制、(2) 教育プログラムの承認・定期的点検・改善、(3) 教職員の点検・能力開発、(4) 学習環境や学生支援の点検・改善、(5) 大学や部局の教育に関する目的・目標に対する点検・改善、(6) 質保証への学生や外部者の関与、(7) 教育に関する情報の収集・分析、(8) 教育情報等の公表、等についてである。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 6-1-1】学校法人東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程

【資料 6-1-2】東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程

【資料 6-1-3】東北文化学園大学自己点検及び自己評価に関する申合せ

【資料 6-1-4】東北文化学園大学教学マネジメント委員会規程

【資料 6-1-5】東北文化学園大学外部評価委員会規程

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

○自主的・自律的な自己点検・自己評価の実施

大学の自己点検・自己評価の実施については、自己点検規程第 7 条第 1 項に「各学部及

び研究科並びに大学事務局に、自己点検及び自己評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。」と定め、同条第 2 項に「実施委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。」と規定しており、各部局が自主的・自律的に自己点検・自己評価を行っている。【資料 6-2-1】

○自己点検・自己評価の定期的な実施と公表

本学の自己点検・自己評価は、法人自己点検規程第 9 条において「各学校は、大学点検評価、幼稚園点検評価及び専門学校点検評価について、原則として毎年実施する。」としており、この規定に従って各学校が毎年度定期的の実施している。【資料 6-2-2】

その結果を大学運営会議、各学部教授会等を通じて学内で共有するとともに、自己点検規程第 11 条において、「運営委員会は、理事会において決定された自己点検・自己評価報告書を速やかにホームページ等で広く公表する。」と定めており、これまでに本学が作成した自己点検評価書及び機構による評価結果報告書については、すべてホームページ等により学内外に公表している。【資料 6-2-3】

特に、定員充足、休退学対応、国家試験対策及び就職対策にかかわる各学科専攻の改善の取り組みについては、教学マネジメント委員会において進捗状況に関する意見交換を毎年度 6 月及び 11 月に実施しており、定期的に改善状況を確認している。【資料 6-2-4】

令和 2(2020)年 7 月には、平成 29(2017)年度大学機関別認証評価において改善を要する点として指摘された基準項目 2-1（収容定員充足率）及び基準項目 3-2（常勤理事会規程）についての改善状況を報告書としてまとめ、大学ホームページに公開するとともに日本高等教育評価機構に提出した。日本高等教育評価機構からは、令和 2(2020)年 12 月 22 日付け文書にて改善が認められた旨の審査結果が通知された。【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成 26（2014）年 4 月に理事長直轄組織として IR 室を設置し、さらに、より教学に密着した組織としての位置づけを明確にすることを検討し、令和 2（2020）年 4 月 1 日から IR 室を学長直轄組織とした。【資料 6-2-7】

令和 3(2021)年度から、IR 室室長を大学運営会議の列席者とし、適宜、IR 室が分析した各種データについて、大学運営会議で議論し、教育活動の改善に活用している。

IR 室では、学内情報の集約と分析結果に基づき、本学の意思決定を支援し、学長が行う業務の企画立案、教学改革などを円滑に推進することを目的に、これまで表 6-2-1 に示すような データ分析を行ってきた。分析の結果は、IR 室員による分析結果の報告を受け、IR 室会議、入試広報戦略会議及び大学運営会議において検討を行ってきた。

表 6-2-1 IR 室帳票一覧（一部抜粋）

入試状況（志願者・合格者・入学者）推移	学修状況調査アンケート集計
入試状況（志願者 出身高校別内訳）	卒業生満足度調査アンケート集計
TBGU ベーシックテスト集計	国家試験状況
中途退学者状況	東北地区各大学学納金状況まとめ
中途退学者要因分析	東北地区各大学財務状況比較
1 年前期 GPA と通算 GPA、ベーシックテストの関連性について	

卒業生調査、在学生調査、入学生調査の結果を集計し、教育活動の改善の資料として各学科専攻に提示している。また、IR 室のイントラネットページを開設し、これまでに蓄積したデータを公開し、各学科専攻でのデータ分析に供している。特に、中途退学対応策検討のため、各学科専攻の退学学生について、出身高校、入試形態、成績等との関連分析を IR 室が行い、示唆された傾向や留意点等を、当該学科専攻の他、管理責任を担う教員及び職員で共有している。【資料 6-2-8】

IR 室主催の FD・SD 研修を、表 6-2-2 のとおり開催している。なお、令和元(2019)年度、令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度は、学外にも公開し、IR の普及に向けた継続的な取り組みを行い、本学 IR に対しても幅広く意見を聴取し、IR の見識を深めている。

また、令和 5(2023)年度から、本学 IR 室長が、山形大学学術研究院主催の「IR 担当者向け実践プログラム」の講師を務めている。

表 6-2-2 IR 室主催の FD・SD 研修等一覧

実施年度	テーマ
平成 30(2018)年度	・教育の質保証のための IR 活動 ―誰が・何を・どのように― 講師 首都大学東京（現在東京都立大学） 松田岳士教授
令和元(2019)年度	・「オープン SD セミナー：地方大学の IR 活動」 講師 山形大学 藤原宏司教授 岩手大学 江本理恵准教授 東北学院大学 齋藤渉氏
令和 3(2021)年度	・「I R を活かした教育の内部質保証を考える」 講師 茨城大学 鳥田敏行教授
令和 4(2022)年度	・「高等教育政策の現代的なトレンドと I R の本質的な存在意義を問い直す ～内部質保証、教学マネジメント指針、EBPM、DX、大学ガバナンス改革、そして～」 講師 大正大学エンrollment・マネジメント研究所 福島真司所長
令和 5(2023)年度	・「大学経営・教学改善に資する I R」 講師 明治大学 山本幸一副参事 山形大学 藤原宏司教授

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

今後も客観的な自己点検・自己評価を実施するために、各種データの収集・分析に努め、学内全体で共有するとともに、外部への公表を促進する。

各学科専攻が自己点検と連動させて検討した、学生募集、国家試験指導・就職指導及び休学・退学防止に対する戦略的取り組みを継続する。

②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 室では、大学の自己点検・自己評価に必要なデータの分析を行う等の機能をさらに充実させ、大学の教育活動等に活かしていく。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 6-2-1】東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程【資料 6-1-1】と同じ
- 【資料 6-2-2】学校法人東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程【資料 6-1-5】と同じ
- 【資料 6-2-3】大学ホームページ（自己点検・自己評価）
- 【資料 6-2-4】教学マネジメント委員会議事録（2023 年第 3 回～第 6 回）
- 【資料 6-2-5】平成 29 年度大学機関別認証評価に基づく改善報告書
- 【資料 6-2-6】改善報告等に対する審査の結果について（通知）（令和 2 年 12 月 22 日）
- 【資料 6-2-7】東北文化学園大学 IR 室規程
- 【資料 6-2-8】IR 室(Institutional Research)イントラネット（イントラネット画面）

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

○三つのポリシーに即した内部質保証の実施

本学の三つのポリシーに基づく教育目標の実現、教育の質的向上及び発展を目指し、平成 29(2017)年 4 月に、「東北文化学園大学教学マネジメント委員会規程」の制定により、「教学マネジメント委員会」を設置している。【資料 6-3-1】

教学マネジメント委員会では、図 6-1-2 に示したとおり、本学の教育目標（三つのポリシー）の実現に向けて、学生の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、その結果に基づいて改善を図る一連のサイクルについて、計画的・組織的に推進するとともに、その評価結果に基づく本学の教育の質的向上に係わる提言を大学運営会議に行い、学長の決定に資している。

その他、平成 30(2018)年度には、教育における学修成果を厳正に評価し、その結果を教育の質改善につなげるため、入学前・入学時から卒業までの学修過程で、大学全体、学部・学科・専攻、科目の各レベルにおける評価指標を用い、学修成果を多面的に評価することを目的に、アセスメント・ポリシーを定め、運用している。【資料 6-3-2】



図 6-3-1 大学の内部質保証に関する PDCA サイクル

○中期計画等による大学運営の改善・向上

平成 27(2015)年度からは、学校法人東北文化学園大学中期目標・中期計画「輝ける者を育む（平成 27 年度から平成 30 年度）」に基づき、「総合改革プラン」の一つである「大学における改革」に掲げた 8 つの事項について、将来構想員会及び各担当委員会を中心に検討等を進めた。具体的には、科学技術学部臨床工学科及び国見の杜クリニックを新設した。学生の学修スペースとしてラーニングコモンズを設置し、組織としても教育支援センター

を充実させた。【資料 6-3-3】

中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」では、私学法改正等に対応しつつ理事会の監査機能を充実させ、組織ガバナンスの強化を図った。教職員給与体系を整備し、決算実績に基づく計画的な積立を進める等、財政基盤の強化を進めた。大学においては、新学部の設置及び再編を実現し、コンパクトながら新たな総合大学へと踏み出した。全学共通教育プログラム「輝ける者 principle」の下、全学初年次教育と全学教養教育を展開し教育の充実を図った。学生の健康管理・学生相談及び特別支援体制を確立し、課外活動の活性化を目指したスポーツ強化支援をスタートさせた。アクティブラーニング教室や体育館の学修環境整備を行い、全館 Wi-Fi 整備を一気に進めた。【資料 6-3-4】

令和 4(2022)年度からの中期計画「輝ける者を育むⅢ」においては、令和 10(2028)年度の本学園創立 50 周年を視野に入れ、建学の精神に基づく中・長期的なビジョンの下に計画を立案しており、その進捗管理は、項目ごとの達成度の他、教育理念の達成度評価として学生による満足度評価を指標として進めている。各重点項目に基づく大学運営の改善・向上方策については、大学運営会議にて審議し決定している。【資料 6-3-5】

○事業計画

各年度の事業は、前年度の中期計画の進捗状況を確認し、それを基に事業計画書を策定し、理事会の承認を受けて事業を遂行している。令和 5(2023)年 3 月に「進捗管理表」に基づき、中期計画「輝ける者を育むⅢ」の進捗状況を確認した。

前年度の中期計画・自己点検及び自己評価の進捗状況は 5 月に事業報告書としてまとめられ、例年 6 月に教職員 SD 研修会の中で情報共有し、さらなる改善のための PDCA サイクルを構築している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

令和 3(2020)年 3 月には、新たな中期計画「輝ける者を育むⅢ」（2022 年度～2027 年度）を策定しており、今後もその実現に向け、大学運営会議を中心として、各担当委員会及びワーキンググループ等で取組み、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築する。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 6-3-1】東北文化学園大学教学マネジメント委員会規程【資料 6-1-4】と同じ

【資料 6-3-2】TBGU ハンドブック 2023（p4「アセスメント・ポリシー」）【資料 F-5】と同じ

【資料 6-3-3】中期目標・中期計画「輝ける者を育む（平成 27 年度から平成 30 年度）」

【資料 6-3-4】中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ（2019 年度から 2021 年度）」

【資料 6-3-5】中期計画「輝ける者を育むⅢ」

[基準 6 の自己評価]

○内部質保証の組織体制

大学の内部質保証については、自己点検・自己評価運営委員会の他、外部評価委員会を設置し、教育の質保証に取り組む教学マネジメント委員会も整備しており、責任体制も明確

である。

法人としても、内部監査規程、監事監査規程等を制定し、内部監査や監事監査等の内部質保証に関与する組織体制を整備し、法人全体で取り組んでいる。

○内部質保証のための自己点検・評価

自己点検・評価の実施のために、各部局に実施委員会をおいて、自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度行っており、その結果は、すべてホームページ等により学内外に公表しており、法人役員、大学幹部及び教職員が共有できるようにしている。

学長直轄の IR 室を設置しており、大学教育面等について詳細な調査・データ収集を行い、分析を行っている。

○内部質保証の機能性

学長を委員長とする教学マネジメント委員会と外部の有識者による外部評価委員会を組織し、大学全体の教育の質保証に取り組んでいる。特に、各学科専攻の改善計画に関して教学マネジメント委員会において意見交換会を実施し、自己点検による改善活動と連動させており、教育の質保証のための PDCA サイクルとして機能させている。

以上のことから、基準 6「内部質保証」について、基準を満たしていると判断した。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域・社会との連携

A-1 地域・社会との連携基盤の構築

《A-1 の視点》

A-1-① 地域・社会との連携協定・事業

A-1-② 地域・社会との協働イベント等の開催

A-1-③ 他大学等との連携協力

A-1-④ 高大連携（アドミッションセンター）

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域・社会との連携協定・事業

○宮城県東松島市との包括連携協定に基づく連携プラットフォーム

東北文化学園大学（以下「本学」という。）と宮城県東松島市は、相互の発展と充実に資するため「包括連携に関する協定」を平成 29(2017)年 8 月 10 日に締結し、保健・医療・福祉の向上、教育・研究・文化の振興、地域社会の活性化等に取り組んでいる。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

令和 5(2023)年度は従来の取り組みを継続し、市の各種会議体の委員や医療介護連携支援、認知症ケア支援、同市あおい地区等における地域住民活動の支援、教育委員会との協働などにおいて、本学の教員が関わった活動は 57 件に上る。

・認知症関連事業

東松島市の認知症関連事業として、各地区の認知症カフェの協力の他、「認知症地域支援推進員情報交換会」、「矢本東地区認知症講演会」等の講師として協力を行った。また、これまで卒論「認知症カフェの効果に関する研究」では、認知症カフェ運営スタッフの協力を得てヒアリングを実施してきた。令和 5 (2023) 年度は、地域作業療法学演習において、作業療法士の視点から考えた地域住民の力を引き出す事業提案書づくりを行い、東松島市の自治会で住民の方との交流を通じた発表会を実施した。【資料 A-1-3】

・医療介護福祉の多分野・多職種ネットワーク

東松島市域における医療介護福祉の多分野・多職種ネットワーク活動に、研究、教育及び地域貢献の観点から教員が平成 28(2016)年以来継続的に参与している。

・中学生の身体づくり

理学療法学専攻では、同市内中学校と協力体制を取りながら、教育・研究の実践の場として学生も参加し、体力テストやストレッチ講習会の実施、保健体育授業や部活動の支援等、中学生の体力向上と運動器障害予防の取り組みを行っている。

・地域住民主体の見守りシステム

本学では、平成 28(2016)年より、保健福祉学科の教員が中心となり、東日本大震災後の集団移転地への大規模入居があった同市あおい地区における住民主体の見守りシステム構築のため、地区会と意見交換を行ってきた。住民への見守りアンケート調査、地区見守り部会の研修、知能情報システム学科協力による見守りデータベース構築等、平成 30(2018)年 5 月の住民主体の見守り開始を学生も参加し支援した。その後も見守り会議のアドバイザーとして、住民組織だけでなく、社会福祉協議会サポートセンター、地域包括支援センター等との協力体制を継続している。

・連携教育

東松島市との包括連携協定に基づき、当該地域をフィールドとした問題解決型の授業を展開する本学の講義・演習を連携コア科目として位置づけている。現在は医療福祉学部や経営法学部を中心に取り入れているが、今後の連携強化を目指した検討を行っている。

○保健福祉事業における連携協力

・宮城県登米市との保健福祉事業における連携協力

本学は、宮城県登米市と「保健福祉事業における連携協力に関する覚書」を締結し、医療福祉学部保健福祉学科を中心として、介護予防に係る研究モデル事業を進めてきており、現代社会学部現代社会学科が引き継いでいる。

地域在住高齢者を対象にした健康・生活実態調査を実施、現状と問題点を把握し、自治体と市民にフィードバックしている。また、これまでに養成された介護予防高齢ボランティア（登米市全体で 700 人超）の上位リーダーの研修会を新たに開始している。市の担当者とともに本学教員が連携、支援している。【資料 A-1-4】

・宮城県富谷市との保健福祉事業における連携協力

本学では、平成 30(2018)年度より宮城県富谷市の福祉健康センターで実施されている介護予防事業に、現代社会学部が中心となって事業協力している。【資料 A-1-5】

・仙台市社会福祉協議会とのパートナーシップ協約

本学と社会福祉法人仙台市社会福祉協議会は、福祉・教育資源を活用することなどにより、ボランティア活動を軸とした地域支援体制の構築や安心して暮らすことのできる地域社会づくりの実現を目的に「パートナーシップ協約」を、令和 3(2021)年 3 月に締結した。

【資料 A-1-6】

令和 5(2023)年度は仙台市福祉プラザ(青葉区五橋)にて仙台市ボランティアフォーラムが開催され、本学からは「災害ボランティアセンター設置訓練」に参加した学生たちがその成果を発表した。本学は、社会貢献活動を実践する企業の方や他大学の学生とも積極的に情報交換を行っている。

○周辺地域との連携協定

・宮城県教育委員会との包括連携協定の締結

本学と宮城県教育委員会は、学校教育・学術振興及び地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に、平成 30(2018)年 12 月より「包括連携協力協定」を締結している。【資料 A-1-7】

この協定に基づき、本学は高大連携事業に係る公開講座を設けている。この講座は、高校生の興味関心に応じた学問分野への理解促進及び主体的な進路選択の一助とすることを目的としており、全学科専攻から計 13 講座を出講している。令和 5(2023)年度は 75 名の

生徒が参加した。

・仙台市青葉区・国見地区連合町内会との連携協定

本学と仙台市青葉区、国見地区連合町内会の3者は国見地区における住民の福祉の向上と大学の社会貢献および学生のボランティア精神の涵養等に資することを目的として、平成23(2011)年2月17日に「地域連携に関する協定」を締結している。【資料 A-1-8】

令和4(2022)年度に設けられた「国見のまちづくりについての意見交換会」は令和5(2023)年度に「地域懇談会」と改称して開催され、本学も参画し地域住民との意見交換を図っている。

A-1-② 地域・社会との協働イベント等の開催

○フェンシングを通じた社会貢献活動

本学のフェンシング部と地域連携センターとの共催により、令和4(2022)年度から地域住民向けにフェンシング体験会を開催した。

第一弾は、コロナ禍により身体を動かす機会が減少している小学生を対象として、令和4(2022)年7月の夏休み期間に本学体育館を会場として開催し、22名の参加児童から好評を博すことができた。



写真 A-2-3 第1回フェンシング体験会



写真 A-2-4 第1回車いすフェンシング体験会

【資料 A-1-9】

第二弾は日本パラフェンシング協会と共催で、東北初となる車いすフェンシングの体験会を令和5(2023)年2月に開催した。同協会からは三宅諒監督（ロンドンオリンピック男子団体フルーレの銀メダリスト、同協会理事）も来学され、平日にも関わらず11名の参加者があり、今後の弾みとなる会にすることができた。【資料 A-1-10】

○東北文化学園大学・宮城県東松島市連携プラットフォーム・シンポジウム

宮城県東松島市との包括連携協定に基づく連携プラットフォームで展開する教育・研究・社会貢献活動等の成果を示す目的で、令和5(2023)年5月に「東北文化学園大学・宮城県東松島市連携プラットフォーム・シンポジウム」を開催した。本学を会場に、一般社団法人日本医療・病院管理学会第415回例会との共催とし、「地域医療介護マネジメントにおける大学の役割」をテーマに掲げた。同市から小山修副市長、石垣亨保健福祉部高齢障害支援課包括ケア推進係長、同市内でクリニックや介護施設等の複合施設を運営する北原グループ石橋千賀代表取締役を招聘し、連携プラットフォームにおける活動事例の紹介や地域共生社会の実現に向けた提言等の講演と総合討論から、大学が担い得る役割を具体的に示した。【資料 A-1-11】

A-1-③ 他大学等との連携協力

○学都仙台コンソーシアム

宮城県、仙台市、本学を含めた 22 の大学・短大・高等専門学校及び宮城県内の 5 団体が連携し、平成 18(2006)年 9 月に「学都仙台コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)を設置し、本学も加入している。大学等の基本である人材育成機能の充実を中心とする共通課題への取り組みを強化し、各大学等が有する知的資源を活用して、各大学等の充実・発展に資する活動を行うとともに、市民生活の質の向上と地域の発展、及び「学都仙台」のブランド力向上を図ることを目的に活動している。主な事業は、単位互換ネットワーク及びサテライトキャンパス公開講座である。【資料 A-1-12】

・単位互換ネットワーク

コンソーシアムに参加する大学、短期大学及び高等専門学校と単位互換ネットワークに関する協定を締結している。学生に多様な学習機会を提供することを目的に、本学学生が他の大学等が提供する特色ある授業科目を履修し、修得した単位を本学の単位として認定する制度である。【資料 A-1-13】

・サテライトキャンパス公開講座

コンソーシアム主催の公開講座は、仙台市中心部に設置されたコンソーシアムのサテライトキャンパスにおいて各大学が出講しており、学生のみならず広く社会人全般を対象とする公開講座である。本学は、令和 5(2023)年度は前期 1 講座、後期 1 講座及び講座仙台学 1 講座を担当し、3 講座併せて 119 人が聴講している。【資料 A-1-14】

○みやぎ・せんだい協働プラットフォーム

宮城県及び仙台市、本学を含めた宮城県内 11 の大学・短大・高等専門学校及び県内の 4 企業・団体が連携し、令和 3(2021)年 5 月に「みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォームに関する協定書」を締結した。県内の学生に対し県内就職先の多様な魅力及び優位性を知らせ、県内就職率を向上させ、産学官全体の興隆に寄与することを目的に活動している。本学からは、みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム会議とその下部組織にあたる運営部会、インターンシップに関する検討ワーキンググループ、ICT 協働教育に関する検討ワーキンググループに運営委員として参画し、各種事業運営に関わっている。【資料 A-1-15】

同協定に係る自治体、企業及び大学との連携により、学生の地元への定着促進のためのキャリア教育プログラムに学生の参加を促す等大きく寄与している。

○他大学との連携協力

・サザンクロス大学との連携協定

学生の国際的な視野を広げ、新たな学びの機会を提供するため、令和 5(2023)年 8 月にオーストラリアのサザンクロス大学と留学協定を締結した。【資料 A-1-16】

・台湾大学との覚書の締結

本学の作業療法学専攻が中心となって、国立台湾大学医学部作業療学科と国際交流を行っており、平成 26(2014)年 6 月には同学科との間に学術交流の覚書を締結している。この覚書に基づき、作業療学分野の教員や学生間の交流を継続的に展開している。【資料 A-1-17】

・亜洲大学との覚書の締結

医療福祉学部リハビリテーション学科視覚機能学専攻では、平成 28(2016)年度に、台湾の亜洲大学との間で研究及び教育における協力を発展させ、相互理解を促進することを目

的に覚書を締結し、亜州大学の教員・学生が来学して継続的に交流を行ってきた。コロナ禍の中断を経て、令和 5(2023)年 6 月に亜州大学の教員 3 人及び学生 6 人が研修のため来学し、交流と親睦を再開している。【資料 A-1-18】

・山形大学医学部解剖学第一講座の協力による実習

理学療法学専攻及び作業療法学専攻では、2 年次学生を対象に、平成 21(2009)年度から継続して山形大学医学部解剖学第一(形態構造医学)講座の協力・指導の下、同講座の系統解剖学実習室での人体解剖見学実習を実施している。毎年、両専攻教員の多くが山形大学の教員とともに現地で指導にあたっている。

・東北大学病院との協定の締結

工学部臨床工学科と東北大学病院の診療技術部臨床工学部門はこれまで臨床実習指導を中心に学生指導等、意見交換を行いながら協力を進めてきており、令和 4(2022)年に臨床実習を含む教育関連についての協定を締結した。これにより、臨床工学科学学生が常時、病院見学が可能な環境が整い、4 年次の臨床実習に備え、1～3 年次を対象に、手術室、集中治療室、血液浄化療法室の見学等事前の見学実習等を実施している。【資料 A-1-19】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

①地域・社会との連携協定・事業

東松島市との包括連携協定に基づいた連携プラットフォームの拡充に向けて教育・研究・社会貢献等の活動を推進するとともに、連携プラットフォームに対する全学的な理解及びより多くの教職員の参画を促進していく。

仙台市社会福祉協議会とのパートナーシップ協約に基づき、具体的な事業推進に向けて協議を進めるとともに、同協約を締結している他大学との情報交換や交流を進めていく。

国見連合町内会の各種会合等への参加を継続し、円滑な関係を維持していく。

②地域・社会との協働イベント等の開催

宮城県東松島市との包括連携協定に基づく連携プラットフォームで展開している教育・研究・社会貢献の成果と展望を広く社会に示すため、本学と同市の共催によるシンポジウム等を継続していく。その他、本学の教育研究資源を活用して、地域・社会との協働イベントの開催を検討していく。

③他大学等との連携協力

本学は、学都仙台コンソーシアム、仙台学長会議、みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム等に参画し、継続的に他大学と交流するとともに、本学の教育研究活動の充実に繋げられるよう活動を推進していく。その他、本学の教育研究活動の発展に結びつけるよう、他大学との連携を推進していく。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 A-1-1】東北文化学園大学と東松島市との包括連携に関する協定書

【資料 A-1-2】東松島市と東北文化学園大学の協同に基づく連携プラットフォームグラ
ンドデザイン案

【資料 A-1-3】＜香山先生に依頼＞

【資料 A-1-4】登米市保健福祉事業における連携協力に関する覚書

【資料 A-1-5】広報とみや 2018.8 月号 P19

【資料 A-1-6】ボランティア活動の連携・協力に関する協約（「パートナーシップ協

- 約」(社会福祉法人仙台市社会福祉協議会)
- 【資料 A-1-7】包括連携協力に関する協定書(宮城県教育委員会)
 - 【資料 A-1-8】国見地区連合町内会、東北文化学園大学及び青葉区の地域連携に関する協定書
 - 【資料 A-1-9】地域連携センターとフェンシング部との共催によるフェンシング体験会を開催しました。(本学ホームページ)
 - 【資料 A-1-10】【オリンピック銀メダリスト来学】2/17(金)「車いすフェンシング体験会」を開催します(本学ホームページ)
 - 【資料 A-1-11】[開催報告] 第1回 東北文化学園大学・宮城県東松島市 連携プラットフォーム・シンポジウム(共催:一般社団法人日本医療・病院管理学会第415回例会)(本学ホームページ)
 - 【資料 A-1-12】(学都仙台コンソーシアム)
 - 【資料 A-1-13】東北文化学園大学における学都仙台単位互換ネットワーク協定に基づく特別聴講学生(単位互換学生)の交流に係る取扱いに関する内規
 - 【資料 A-1-14】学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス講座(本学ホームページ)
 - 【資料 A-1-15】みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォームに関する協定書
 - 【資料 A-1-16】学生留学に関する協定(サザンクロス大学)
 - 【資料 A-1-17】東北文化学園大学医療福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻と台湾大学作業療学科との間における学術交流に関する覚書
 - 【資料 A-1-18】台湾・亜細亜大学と東北文化学園大学の学術連携覚書
 - 【資料 A-1-19】臨床教育等の教育に関する協定書(東北大学)

A-2 大学の有する資源の提供

《A-2 の視点》

A-2-① 大学の教育研究及び人的資源の開放

A-2-② 大学施設の開放

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 大学の教育研究及び人的資源の開放

本学は、教育理念のひとつとして「社会の一員としての自覚と問題解決能力による貢献」を掲げており、本学の教育研究資源を地域・社会に積極的に提供している。

地域連携センターが窓口となって、学内調整を行い、教育研究資源の提供を含む地域貢献、社会連携等を行っている。【資料 A-2-1】

○東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニック

東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニックは、平成29(2017)年9月に開設した。令和3(2021)年6月よりクリニックの標榜科は、リハビリテーション科(言語聴覚療法)及び耳鼻咽喉科に小児科を加え、小児神経専門医により発達外来を開設している。【資料 A-2-2】

主な対象者は自閉スペクトラム症障害による言葉の遅れを中心に知的障害、構音障害、吃音、聴覚障害及び発達性読み書き障害等であり、同クリニックの診療分野は、仙台市に

不足している分野あり、地域医療に大きく貢献している。

○発達支援教室

発達支援教室は、本学の教育研究資源を活用した、地域の発達障害児・者と言語障害児・者及びその家族の支援を目的として、平成 20(2008)年 5 月に開設した。専門家、保護者、地域住民及び学生が発達支援を学び実践する場として講演会や各種催しを計画し、地域に開かれた取り組みを実践している。【資料 A-2-3】

教室は週 3 日程度開講し、作業療法士の資格をもった専門教員を中心に、国見の杜クリニックと連携しながら、発達障害児と保護者を中心に支援を行っている。また、支援の必要なこどもを持つ保護者や支援者を対象に、発達支援教室講演会「ひろば」を開催している。【資料 A-2-4】

○東北文化学園大学フォーラム

東北文化学園フォーラムは、本学の研究・教育の成果を地域社会に還元する取り組みとして、平成 17(2005)年度から毎年開催している。令和 5(2023)年度から名称を「東北文化学園大学フォーラム」に改め、地域連携センターの主管とした。令和 5(2023)年度の第 22 回目はテーマを「健やかな未来のために ～言語聴覚士・視能訓練士・眼科医が語る秘訣」とし、医療福祉学部リハビリテーション学科の言語聴覚学専攻と視覚機能学専攻の教員による講演を行い、62 名の参加者を得た。【資料 A-2-5】

○公開講座等

・市民学習講座

「学びのお手伝い 市民学習講座～講師派遣のご案内～」と題したパンフレットを毎年発刊し、一般市民等からの要請により教員を派遣して講座を開講している。令和 5(2023)年度の派遣依頼は 10 件となっている。【資料 A-2-6】

・高大連携事業公開講座

宮城県教育委員会との包括連携協定に基づく「高大連携事業公開講座」は、令和 5(2023)年度も全学科専攻から出講したことや、対面に加えオンラインを併用する講座も設定したことにより、受講希望者が令和 4(2022)年度の 72 名から 75 名に増えた。【資料 A-2-7】

・みやぎ県民大学

宮城県教育委員会からの委託事業であるみやぎ県民大学は、県民の多様な学習ニーズに応えるために本学の人的・物的教育機能を地域社会に開放し、学習機会の提供を目的としており、本学を会場に本学教員を講師として公開講座を開催している。

令和 5(2023)年度は「元気で生き生きと生活するために ～作業は人を元気にする～」と題して医療福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻の教員を講師として実践的な作業療法について開講し、全 4 回中 3 回以上の出席者 12 名に修了証を交付した。【資料 A-2-9】

・国見介護予防大学

医療福祉学部保健福祉学科では、大学近隣の国見地区にて「国見介護予防大学」を毎年開講してきた。講座参加者が元気な生活を身に付けることが目的であるが、将来的には介護予防の学びを友人同士や町内会で共有し、地域の要介護者の減少が目標である。【資料 A-1-19】参加する学生にとっては、厚生労働省の介護予防事業プログラムの基本的な内容を理解し、実際に高齢者支援技術を習得できる機会となっている。

令和 5(2023)年度は人数制限して実施し、9 名が参加した。【資料 A-2-9】

・将監地域住民と看護学生との地域交流会

コロナ禍で一時中止していた将監 4 丁目住民と看護学科 3 年生との交流会を令和 5(2023)年 7 月に再開した。将監市民センターを会場とし、将監 4 丁目以外の将監地域包括支援センター担当区域の住民の方々にも声掛けした。参加者は、住民 30 名、看護学生 68 名、教員 5 名、さらに音楽リエゾン講師（宮城学院女子大学音楽リエゾンセンター認定）2 名の協力もいただき実施した。プログラムは、Ⅰ部は介護予防レクリエーション、Ⅱ部は音楽リエゾン講師による文部省唱歌をみんなで歌う、Ⅲ部は交流コミュニケーション、の 3 部構成とした。住民からは「今日は来て楽しかった」、学生からは「交流会は新鮮だった」等、双方から高評価が寄せられた。【資料 A-2-10】

【資料 A-1-16】

○東北文化学園大学 I R セミナー

I R 情報の大学を超えた共有・I R 活動の普及のため、本学教職員以外に他大学 I R 担当や I R に興味のある教職員を対象に I R セミナーを開催している。令和元(2019)年 8 月に、山形大学藤原宏司教授、岩手大学江本理恵准教授、東北学院大学齋藤渉氏を講師に迎え、第 1 回を開催。他大学から 46 名の参加があった。その後コロナ禍から開催できない時期があったが、令和 4(2022)年 9 月大正大学福島真司先生を講師に迎えオンライン開催、令和 5(2023)2023 年 10 月には明治大学山本幸一副参事、山形大学藤原宏司教授を講師に迎え、オンライン・対面のハイブリッドで開催した。【資料 A-2-11】

○その他

・学生ボランティア派遣

仙台国際ハーフマラソン大会や東北・みやぎ復興マラソン、大崎八幡宮例大祭神幸祭大神輿渡御等のコロナ禍以前から依頼があった催事へのボランティア要請も再開され、令和 5(2023)年度は依頼件数 23 件で延べ派遣人数は 29 人、ボランティア活動の報告があった者は 85 人となっている。【資料 A-2-12】

・学生 S B L（仙台市地域防災リーダー）活動

仙台市危機管理局からの要請により令和 3(2021)から取り組んでいる「学生 S B L（仙台市地域防災リーダー）」活動は、コロナ禍により一時活動の停滞を余儀なくされたが、令和 5(2023)年度は、仙台市科学館での「せんだい防災のひろば」における防災ランタンづくり指導の支援や、本学学園祭での「災害 V R 体験」（バーチャルリアリティを用いた体験型防災学習）等に取り組み、災害 V R 体験ブースへの来訪者は 127 名であった。【資料 A-2-13】

A-2-② 大学施設の開放

本学は、教育理念のひとつとして「地域社会とともに発展する大学」を掲げており、本学の施設等を地域・社会に積極的に提供している。

緊急避難等を余儀なくされる大災害に際して、避難場所として本学の敷地・施設については、安全性が確保できる限り開放することとしている。

○災害時緊急給水システム

平成 22(2010)年 6 月に災害時等に飲料水確保を目的に「災害時緊急給水システム」を本

学の受水槽に設置しており、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災時には、発災翌日から地域への緊急給水を実施した。同システムは、緊急時に対応できるよう、点検及び設置訓練を継続している。【資料 A-2-14】

○妊産婦福祉避難所

平成 29(2017)年 5 月に「妊産婦福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」を仙台市と締結した。学内に避難所用物資保管の倉庫を確保し、災害用無線は警備室に設置されている。避難所開設の際は、総合発達研究センター附属国見の杜クリニックにおいて妊産婦を受け入れる体制としている。【資料 A-2-15】

○近隣地域への施設の開放

本学近隣の国見六丁目の「国見町内会」会員との間で、平成 27(2015)年 9 月に「東北文化学園友の会（以下「友の会」という。）」を結成し、二者で申合せの文書を取り交した。また、令和元(2019)年度には「国見五丁目町内会」とも同じく友の会に関する覚書を締結した。友の会会員は、図書館・学生食堂の利用の他、国見町内会主体のイベントについては、本学の施設を無料で利用できることとしている。【資料 A-2-16】

令和 5(2023)年度現在、「友の会」会員数は 257 名となっているが、国見六丁目ならびに五丁目の各町内会と年 2 回定例開催している意見交換会等の開催をコロナ禍の影響により見合わせているが、学内で開講する「みやぎ県民大学学校等開放講座」や国見介護予防大学への受講案内、フェンシング体験会への参加案内等として各世帯へのチラシ配布や町内会掲示板へのポスター掲示等を行い、施設利用の促進を図った。

○諸団体への施設貸与

・地域の中学校、高校、諸団体等への施設貸与

近隣の高等学校には定期的に施設の貸与を行っている。また、中学校総合体育大会・インターハイ等、宮城県で開催されるスポーツ大会等の練習会場としても、運動場や体育館を、地域の中学校、高等学校、少年野球及びスポーツ団体等へ貸与している。【資料 A-2-17】

・学会研究会等への施設の貸与

主に本学の教職員が会員となっている学会・研究会等を開催する折には積極的に施設を提供している。【資料 A-2-17】

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

①大学の教育研究及び人的資源の開放

一般市民対象の「市民学習講座」や高校生対象の「高大連携事業公開講座」、県内の方を対象とする「みやぎ県民大学」等については、継続実施を計画していく。

東北文化学園大学フォーラムは、市民から好評を博しているイベントであり、本学の強みを社会に還元する企画として今後とも継続的に開催する。

ボランティアについては、地域連携センターが学生の活動状況を把握し、地域連携センター会議を通じて学科専攻にフィードバックする。また、Google クラウドの活用によりボランティア募集情報が学生に届き易くする取り組みを通じて、学生のボランティア活動の更なる活性化を促す。

3 年目となる学生 S B L（仙台市地域防災リーダー）活動については、主目的とする地

域の自主防災活動の後方支援を実現すべく、仙台市危機管理局との連携を密に図る。

②大学施設の開放

大学に隣接する国見六丁目・五丁目の町内会会員対象の「東北文化学園友の会」の会員に、大学施設の利用を促すべく意見交換会等各種会合の際に積極的に周知を図り、入会者および利用者の増加に結びつける。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 A-2-1】東北文化学園大学地域連携センター規程
- 【資料 A-2-2】東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニック（本学ホームページ）
- 【資料 A-2-3】東北文化学園大学発達支援教室規程
- 【資料 A-2-4】発達支援教室 in 東北文化学園大学（本学ホームページ）
- 【資料 A-2-5】東北文化学園大学フォーラム「健やかな未来のために～言語聴覚士・視能訓練士・眼科医が語る秘訣～」（本学ホームページ）
- 【資料 A-2-6】学びのお手伝い 市民学習講座～講師派遣のご案内～
- 【資料 A-2-7】令和 6 年度公開授業・公開講座用シラバス
- 【資料 A-2-8】令和 6 年度みやぎ県民大学
- 【資料 A-2-9】国見介護予防大学 2023（本学ホームページ）
- 【資料 A-2-10】（将監地域住民と看護学生との地域交流会）（作山美智子先生）
- 【資料 A-2-11】2023 年度 東北文化学園大学 IR セミナー「大学経営・教学改善に資する I R」（本学ホームページ）
- 【資料 A-2-12】（学生ボランティア派遣状況）（地域連携センター）
- 【資料 A-2-13】（学生 S B L（仙台市地域防災リーダー）活動）（地域連携センター）
- 【資料 A-2-14】平成 23 年度東北文化学園大学教育計画支援費成果報告書「東日本大震災時における震災対応の記録本学の災害時における地域支援の可能性その 4」
- 【資料 A-2-15】妊産婦福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定
- 【資料 A-2-16】「東北文化学園友の会」＜申し合せ＞、東北文化学園友の会に関する覚書
- 【資料 A-2-17】（外部への施設貸出状況）（管理課）

〔基準 A の自己判定〕

○地域・社会との連携基盤の構築

宮城県東松島市との包括連携協定に基づく連携プラットフォーム活動に取り組んでおり、医療、介護、福祉、健康等の分野において連携協力し、同市をフィールドとした問題解決型の授業を連携教育として取り入れている。

宮城県登米市、富谷市及び仙台市社会福祉協議会等と保健福祉事業における連系協力に取り組んでおり、宮城県教育委員会や仙台市青葉区及び国見地区連合町内会と連携協定を締結する等、地域・社会との連携基盤を構築している。

小学生フェンシングや車いすフェンシングの体験会、東松島市連携プラットフォーム・シンポジウム等、地域・社会との協働イベントも開催している。

学都仙台・単位互換ネットワークやみやぎ・せんだい協働プラットフォーム等を通じて、複数の大学等と連携協力を行っており、その事業等にも参画している。大学間連携としては、サザンクロス大学、台湾大学、亜細亜大学、山形大学、東北大学病院等と教育や研究に係る協定等を締結し交流している。

○大学の有する資源の提供

総合発達研究センター附属国見の杜クリニックを設置し、地域医療に貢献している。また、地域連携センターが窓口となって、多様な公開講座等を開催することで市民や地域と交流するとともに、学生ボランティアの斡旋・派遣も行っている。

災害時の地域貢献として、災害時緊急給水システムの設置や妊産婦福祉避難所としての体制を整備している。また、地域の中学、高校、学会研究会等諸団体等に大学施設の貸与を行っている。

以上のことから、基準A「地域・社会との連携」について、基準を満たしていると判断した。